

決算審査特別委員会会議録

令和 5年 9月11日 開会

令和 5年 9月14日 閉会

大 樹 町 議 会

令和4年度決算審査特別委員会会議録（第1号）

令和5年9月11日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- | | | |
|-----|--------|------------------------------------|
| 第 1 | | 委員会記録署名委員の指名 |
| 第 2 | 認定第 1号 | 令和4年度大樹町一般会計決算認定について |
| 第 3 | 認定第 2号 | 令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について |
| 第 4 | 認定第 3号 | 令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 第 5 | 認定第 4号 | 令和4年度大樹町介護保険特別会計決算認定について |
| 第 6 | 認定第 5号 | 令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について |
| 第 7 | 認定第 6号 | 令和4年度大樹町水道事業会計決算認定について |
| 第 8 | 認定第 7号 | 令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について |
| 第 9 | 認定第 8号 | 令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定について |

○出席委員（10名）

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1番 播間章浩 | 2番 寺嶋誠一 | 4番 吉岡信弘 |
| 5番 西山弘志 | 6番 船戸健二 | 7番 杉森俊行 |
| 8番 西田輝樹 | 9番 安田清之 | 10番 志民和義 |
| 11番 管敏範 | | |

○欠席委員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|-------|
| 町 長 | 黒川 豊 |
| 副 町 長 | 松木 義行 |
| 総務課長 | 吉田 隆広 |
| 総務課参事 | 杉山 佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢 厳則 |
| 企画商工課参事 | 菅 浩也 |
| 住民課長 | 水津 孝一 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼
町立尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 清原 勝利 |

保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 久 琢 磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井 上 博 樹
社会教育課長兼図書館長	梅 津 雄 二

<農業委員会>

農業委員会事務局長	瀬 尾 裕 信
-----------	---------

<監査委員>

代表監査委員	北 林 博 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 弘 康
係 長	木 田 悟 史

◎開議の宣告

○菅決算審査特別委員長

ただいまの出席委員は10名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○菅決算審査特別委員長

日程第1 委員会記録署名委員の指名を行います。

委員会記録署名委員は、規定により、委員長において、

播間 章 浩 委員

寺嶋 誠 一 委員

を指名いたします。

◎日程第2 認定第1号から日程第9 認定第8号

○菅決算審査特別委員長

日程第2 認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定についてから、日程第9 認定第8号令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでの8件について、これより審査に入ります。

お諮りします。

本委員会での審査の方法ですが、一括議題となりました認定第1号から第8号までの8議案については、去る9月5日の本会議において、提案理由の説明が終了していますので、本委員会では1議案ごとに附属書類、事項別明細書等の説明を求めた後、決算書等に関する質疑、総括質疑、討論、採決の順で審査を進めることといたします。

一般会計の審査につきましては、議案説明後、事項別明細書に従って歳出、歳入の順に進めることとし、事項別明細書の歳出の款ごとの説明並びに歳入の一括説明は、審査に合わせて求めることといたしたいと思います。

特別会計の審査につきましては、議案並びに事項別明細書、財務諸表等の一括説明の後に審査を行うことといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

ただいま決定のとおり審査を進めます。

お諮りします。

認定第1号から第8号までの8議案の審査については、同一議件に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審査を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8議案については、質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審査を進めることに決しました。

これより審査に入りますが、その前にご連絡いたします。

本委員会での審査に際し、理事者より主幹、係長を説明員として出席させたい旨の申出があり、これを認めることといたします。

なお、主幹、係長からの説明は、特に理事者から申出があった場合に限り、委員長において指名いたしますのでご了承願います。

質疑にあたり、事項別明細書に記載されていない事項は、総括質疑でお受けいたします。また、関連質疑については、先の質疑者が終了してから新たに質疑されるようお願いいたします。

◎日程第2 認定第1号

○菅決算審査特別委員長

日程第2 認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定についてを議題といたします。最初に、議案の説明を求めます。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定について、議案に沿って説明させていただきます。

1ページをお開き願います。

令和4年度一般会計決算総括表。

最初に、歳入であります。款順に4列目の決算額から6列目の収入未済額について説明させていただきます。

最初に、町税です。決算額9億5,728万5,986円、不納欠損額26万8,157円、収入未済額1,759万4,954円、収入割合は前年度から0.3ポイントプラスの98.2%。

次に、地方譲与税1億7,379万8,000円。

次に、利子割交付金30万9,000円。

次に、配当割交付金228万4,000円。

次に、株式等譲渡所得割交付金185万2,000円。

次に、法人事業税交付金1,286万8,000円。

次に、地方消費税交付金1億4,922万7,000円。

次に、環境性能割交付金1,435万7,000円。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金41万3,000円。

次に、地方特例交付金450万7,000円。

次に、地方交付税34億2,657万円。

次に、交通安全対策特別交付金78万2,000円。

次に、分担金及び負担金、決算額7,217万6,920円、不納欠損額は8万2,098円、収入未済額は30万4,655円、収入割合は前年度より0.2ポイントプラスの99.5%です。

次に、使用料及び手数料、決算額1億8,907万3,221円、収入未済額は423万4,832円、収入割合は前年度より0.1ポイントマイナスの97.8%。

次に、国庫支出金5億6,401万7,464円。

次に、道支出金3億5,404万1,680円。

次に、財産収入7,003万3,234円。

次に、寄附金5億4,140万3,519円。

次に、繰入金9億5,315万8,975円。

次に、繰越金3億6,211万5,851円。

次に、諸収入、決算額2億9,894万4,873円、収入未済額は44万7,389円、収入割合は前年度から増減なしの99.9%です。

次に、町債10億1,311万5,000円。

歳入合計では、予算現額94億5,377万8,000円に対し、調定額91億8,526万5,808円、決算額91億6,233万3,723円、不納欠損額は35万255円、収入未済額は2,258万1,830円、収入割合は前年度と同じ99.8%でございます。

次のページをお開き願います。

次に歳出でございますが、科目ごとに5列目の決算額と6列目の翌年度繰越額の順で説明させていただきます。

最初に、議会費です。5,561万7,181円。

次に総務費、決算額19億1,130万8,396円、翌年度繰越額4億3,320万円。

次に民生費、8億6,983万2,962円。

次に衛生費、決算額2億5,645万6,062円、翌年度繰越額1万1,000円。

次に労働費、581万2,309円。

次に農林水産業費、5億6,425万1,151円、翌年度繰越額は77万3,000円。

次に商工費、2億8,905万2,060円。

次に土木費、4億374万2,387円、翌年度繰越額は1,119万4,000円。

次に消防費、2億5,950万2,893円。

次に教育費、10億1,103万9,161円、翌年度繰越額は84万7,000円です。

次に、災害復旧費の執行はございません。

次に公債費、12億9,915万9,344円。

次に諸支出金、19億1,767万3,563円。

以上、歳出合計で、予算現額94億5,377万8,000円に対し、決算額88億4,344万7,469円、翌年度繰越額4億4,602万5,000円、不用額1億6,430万5,531円で、予算現額に対する歳出執行率は、前年度から3.9ポイントマイナスの93.5%でございます。

この結果、歳入総額91億6,233万7,223円から歳出総額88億4,344万7,469円を差し引いた残額は3億1,888万6,254円となり、これから繰越明許費繰越額1,480万5,000円を差し引いた3億408万1,254円を令和5年度に繰り越すもので、実質収支は前年に比べ15.3ポイント、5,548万1,597円の減となるものでございます。

次のページをお開き願います。

款ごとの歳出決算額を性質別に分類した表を説明させていただきます。

前年度決算額から変動が大きな主なものについて、簡単に説明させていただきます。

まず人件費は10億8,999万円で、前年度対比2.9ポイント、3,307万5,000円の減。一般職員の人数減により、総務費、一般職給料2,396万円の減。同じく総務費、一般職手当等が2,489万円の減となっております。一方、地域おこし協力隊員や再任用職員の人数の増に伴い、報酬や給料、手当など、人件費が増となっている事業等もございません。

物件費は10億1,848万4,000円、前年対比2.6ポイント、2,542万9,000円の増。増額の主な要因は需用費で、前年より約2,992万円の増で、そのうち電気料金の値上げ等により、光熱水費が約1,346万円の増となっております。それ以外では、ふるさと納税が増えたことによる返品や送料の支出が前年より大きく増えております。一方で、新型コロナウイルス対策に関わる委託料や備品購入費は、前年より大きく減となっております。

次に、維持補修費は2億7,995万5,000円で、前年対比4.7ポイント、1,391万3,000円の減。減額の主な要因は、土木費の除排雪費用や教育費の文化体育施設の修繕費用が前年度より少なかったことが主な要因でございます。

次に、扶助費は5億1,366万9,000円で、前年対比2.3ポイント、1,195万3,000円の減。減額の主な要因は民生費で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が前年度の4,800万円から令和4年度は2,080万円に減額となっていることが要因でございます。

次に、補助費は17億5,251万4,000円で、前年対比25.4ポイント、5億9,7

57万3,000円の減。大幅な減額の要因は、前年度全町に光ファイバーを通す高度無線環境推進事業整備負担金4億3,807万円の皆減や宇宙のまちづくり推進事業におけるクラウドファンディング支援事業補助金が前年と比較して約1億3,840万円減額になっていることが要因でございます。

次に、普通建設事業費は15億1,438万6,000円で、前年対比62.5ポイント、25億2,398万2,000円の減。大幅な減額の要因は、令和3年度は役場庁舎建設事業で庁舎建物の建設や認定こども園の建設に対する補助金、スマート街区構築工事など、例年になく大規模な事務執行があったことが要因であります。

その他は、災害復旧費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金でございますが、このほか合計では26億7,445万円、前年対比24.4ポイント、5億2,443万1,000円の増。増額の要因は、役場庁舎建設の起債借入に対し、減災基金5億円を取崩し、繰上償還した公債費の支出が増えたことが主な要因となっております。

最後に、決算書並びに附属書類として、財産に関する調書、主要施策報告書、合同会社大樹町エネルギー公社決算書類、その他として地方債の現在高調書等を添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

議案の説明が終わりました。

引き続き、事項別明細書に従い、審査を行います。

初めに、67ページ、68ページ、1款議会費について、関係説明員から説明を求めます。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、令和4年度大樹町一般会計歳入歳出決算の事項別明細について、款項目ごとに順次担当課長等より説明させていただきます。

1款、1項、1目ともに議会費で、支出済額5,561万7,181円。議員報酬、共済費、その他議会活動に要する経費を執行してございます。

以上で、説明を終わります。

○菅決算審査特別委員長

1款議会費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、1款議会費の質疑を終了いたします。

次に、67ページから118ページまで、2款総務費について、関係説明員から順次説明を求めます。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、2款総務費、支出済額19億1,130万8,396円、翌年度繰越額、繰越明許費4億3,320万円。1項総務管理費、支出済額18億6,328万5,804円、翌年度繰越額、繰越明許費4億2,878万9,000円。

67ページから76ページにかけて、1目一般管理費、支出済額8億5,439万2,012円。ここでは、特別職を含む職員の人件費、庁舎の維持管理費、役場の事務経費などを執行してございます。前年対比では、5,424万5,587円の減。増減の大きなものは、一般職員数の減により2節給料、3節職員手当等、4節共済費で、合計4,725万7,743円の減。18節負担金、補助及び交付金では、北海道職員派遣負担金が996万8,096円の減。一方、12節委託料では、新庁舎維持管理の委託料や給与管理システムの改修により494万2,072円の増となっております。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

75ページ下段から78ページにかけまして、2目文書広報費768万766円、前年対比97万7,265円の増。ここでは、広報たいきの発行、広聴事業、ホームページの管理、難視聴対策に関する経費を執行してございます。増の主な要因は、地上デジタル放送の難視聴対策として設置しているアンテナケーブルの断線等による修繕として、約64万円を支出したことなどによるものです。

○吉田総務課長

続きまして、77ページから80ページにかけまして3目財産管理費、支出済額6,432万4,118円、前年対比2,141万1,121円の増。ここでは、普通財産の管理や公共施設の除排雪等に関する経費を執行しておりますが、増の主な理由は、14節工事請負費で、旧歴舟児童館など遊休施設の解体で1,462万7,766円の増となったほか、12節委託料でアスベスト等事前調査業務が前年を大きく上回る業務料であったことやスマート街区管理運営業務の追加により682万1,205円の増となっております。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

79ページから88ページにかけまして4目企画費、支出済額7,454万6,490円、前年対比18億9,765万3,356円の減。ここでは、十勝圏複合事務組合などの広域組織の運営、姉妹都市・友好都市・銀河連邦との都市間交流、地域おこし協力隊等の活動費、大樹高校の活性化、移住促進事業、コミュニティバスの運行、総合計画の策定などを実施してございます。減の主な要因は、令和4年度より航空宇宙の推進に関する予算を4目企画費から新設の12目航空宇宙推進費に移し替えたことで9億5,409万777円が減となったほか、スマート街区構築事業の完了により5億4,440万円の減、農村部などの郊外部に光ファイバーを整備した高度無線環境整備事業の完了で4億3,807万円の減となっております。

○吉田総務課長

続きまして、87、88ページ中段、5目公平委員会費の執行はございません。

○水津住民課長

続きまして、87ページ中段から90ページにかけて、6目防犯交通安全推進費23万519円。ここでは、交通安全指導員や地域安全推進協議会の活動経費など、交通安全や防犯に係る経費について支出してございます。

○吉田総務課長

続きまして、89ページから92ページにかけて7目福祉センター費、支出済額1,074万4,404円、福祉センターの維持管理経費で、前年対比174万1,723円の増。増の主な要因は10節需用費で、燃料代や電気料金の値上げにより119万2,053円の増となったほか、施設のWi-Fi環境の整備による工事請負費の増によるものでございます。

続きまして、91ページから94ページにかけて8目電子計算費、支出済額5,837万1,565円、前年対比886万6,035円の増。ここでは、総合行政情報システムのほか、職員用パソコン、電算システム全般の管理経費を執行してございます。増の主な要因は12節委託料で、行政手続、オンライン化業務や業務用パソコン購入に伴う設定業務により1,066万4,360円の増によるものでございます。

続きまして、93ページから96ページにかけて9目車両管理費、支出済額1,575万8,534円、前年対比650万335円の増。ここでは、各課に属する車両以外の公用車両の維持管理経費、町有バスの運行業務委託等を執行してございます。増の主な要因は、17節備品購入費で、電気自動車1台の購入など、575万6,562円の増のほか、燃料価格の上昇や車検対象車両が前年度より多く、需用費が上回ったことによるものでございます。

続きまして、95ページから100ページにかけて10目諸費、支出済額3,613万702円、前年対比8,648万8,059円の増。ここでは、行政区推進や行政区施設の管理事業や各種団体への補助、負担金、街灯維持管理経費などを執行してございます。減の主な理由は、前年度の生花行政区会館の改築事業や町葬実施の費用の皆減によるものでございます。

続きまして、99ページから102ページにかけて11目庁舎建設費、支出済額2億7,774万6,919円、前年対比16億4,900万6,183円の減。翌年度繰越額、繰越明許費1,968万円。ここでは、庁舎建設に係る経費の執行で、繰越明許費は公用車車庫改修工事を翌年度に繰り越したものである。支出済額の大幅な減の理由は、新庁舎建物本体が前年度で完成し、工事請負費や備品購入費などが大きく減になったものでございます。

○営企画商工課参事

続きまして、101ページ中段から108ページ中段にかけて、12目航空宇宙推進費4億6,126万9,775円です。令和3年度までは4目企画費で予算計上し、執行して

いたものを令和4年度から12目航空宇宙推進費に移し替えたものになります。前年対比4億9,282万302円の減でございます。ここでは、多目的航空公園維持管理、宇宙のまちづくり推進事業、北海道スペースポート整備事業を執行しております。減の主な要因につきましては、令和3年度において基金積立金を企画費で支出したものを令和4年度においては13款諸支出金、1目基金費、24節積立金で支出していることが要因となっております。

○水津住民課長

107ページから112ページにかけまして、2項徴税费、1目賦課徴収費ともに同額の1,567万1,843円。ここでは、税金の賦課徴収に伴う経費全般を支出してございます。110ページ、12節委託料が前年と比較し580万円増加しておりますが、令和6年度の土地の評価替えのため、調査と地方税事務手続の増加であります。データデジタル化の一環で、QRコード対応事務、確定申告を税務署に引き継ぎ、広報のデジタル化の3業務で、単年で増加しております。

続きまして、111ページから114ページにかけまして、3項、1目ともに戸籍住民基本台帳費、同額の2,124万2,975円、繰越明許費441万1,000円。ここでは、戸籍や住民基本台帳管理業務などに係る費用を支出しております。112ページ、12節委託料では、役場新築庁舎建設に合わせまして戸籍システムの構築と国の指示により令和3年度の予算化した戸籍システム符号取得、転出・転入手続きワンストップ化対応業務の3業務、合計1,376万8,700円は令和3年度から繰り越されたものでございます。

○吉田総務課長

続きまして、113ページから116ページにかけまして4項選挙費、支出済額893万1,135円。

113ページ114ページ上段、1目選挙管理委員会費、支出済額8万2,396円。選挙管理委員会の運営経費で、報酬、旅費等を執行してございます。

次に、2目北海道知事・北海道議会議員選挙費、支出済額265万6,314円。令和5年4月9日執行の北海道知事・北海道議会議員選挙の経費となっております。

115、116ページに移りまして、4目参議院議員通常選挙費、支出済額619万2,425円。令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の経費となっております。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

115ページ下段から118ページ上段にかけまして、5項、1目ともに統計調査費15万2,000円、前年対比30万6,059円の減。ここでは、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査に係る経費などを支出してございます。

○吉田総務課長

最後に、117ページ、118ページ中段、6項、1目ともに監査委員費、支出済額202万4,639円。監査委員の報酬、事務経費などを執行してございます。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

2 款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

74 ページ、委託料でございます。職員健診の業務で333万9,500円となっておりますが、職員健診の割合、人数は何人いて、何人健診を受けているのか、お伺いいたします。

○菅決算審査特別委員長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

現在の職員健診の状況でございます。基本的には年1回、人間ドック若しくは職員健診を受ける形となっております。昨年度、受診された方に関しましては、合計で277名という形でございます。そのうちドックではない健診が58名という状況でございます。この数に関しましては、会計年度任用職員の部分も含まれてございます。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

職員の健康、これは仕事を明るく前向きに町民のために進めていくということでは非常に重要なことだと考えております。精神的なことも含めて、メンタル的なことも含めて、これから重要になってくると思います。会計年度任用職員についても、町民にしたら同じ役場の職員で、待遇がどうのこうのという問題ありませんので、引き続き健診業務を推進して行っていただきたいと考えております。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

ページ数でいくと、70と72のところで、給料とか何かについては特別職と職員のそれぞれ内訳が分離されているのですが、市町村職員の退職手当組合とか市町村の職員の共済組合については、職員と特別職の内訳は書かれていないのですが、書かれていない理由があるのかどうかをお聞きしたいのと、それぞれ退職手当組合と共済組合の特別職に係る支出金額が分かれば、教えていただきたいと思っております。

○菅決算審査特別委員長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

まず、ご質問の退職手当組合の手当を一本化している理由でございますけれども、特に理由となるものはございません。従前どおり特別職、再任用職員等も含めて退職手当組合で一括と見てございます。

内訳でございますが、大変申し訳ございませんけれども、今詳細は手持ちでございませんので、後ほどご説明をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はございませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

80ページの公共施設の除雪等業務についてお聞きしたい。公共施設というのは89か所あると聞いているのですが、除雪に対して民有業者何社なのかと、除雪に関わる車両の台数、車種、それとショベルの大きさによって単価が違うのか、運転出力というのかな、それと1回何ぼなのか、時間なのか、それをお聞きしたい。

○菅決算審査特別委員長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

西山委員ご質問の公共施設の除排雪等についてご説明させていただきます。

まず、委託事業者でございますが、町内の事業者で委託している数が現在、個人も含めまして12となっております。それ以外の部分で、単価の部分、又は各除雪に持っている車両等に関しては、その事業者ごとに台数がかかなり大きさも異なると思いますので、後ほど資料をお示ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菅決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

後から台数のほうはお願いしたいのだけれども、ショベルの大きさによって値段が違うと思うのですが、そちらの資料もお願いしたいのでよろしくお願いいたします。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はございませんか。

播間委員。

○播間章浩委員

111ページから112ページ、3項戸籍住民基本台帳費、12節委託料の中の内訳、戸籍システム構築業務1,177万円、それと転出・転入手続きワンストップ化対応業務173万4,700円、13節戸籍クラウド利用料509万3,000円につきましては、1回で済むものなのか、継続的にかかるものなのか、教えていただければと思います。

○菅決算審査特別委員長

水津住民課長。

○水津住民課長

ただいまの委託料の関係でございますけれども、戸籍システム構築業務につきましては1回の委託業務でございます。それと転出・転入手続きワンストップ関係につきましても1回で済むものです。戸籍クラウド利用料につきましては、戸籍システムの保守サービスについて毎年かかってくるものでございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はございませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

82ページの企画費の7節報償費で、ワーキングステイ促進事業報償費の資料をいただいたのですが、施策報告書において、ワーキングステイ住宅の利用が9件で216日と関連のあることだと思うのですが、その中で1件の方から提言をいただいたことの謝礼ということでございますが、提言の内容を簡単でいいのですが、何かで発表されたのか分かりませんが、私は記憶がないので、お知らせいただけるものであれば、提言いただいた内容がどんなものか、まずお聞きします。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

ワーキングステイ促進事業報償費の3万5,000円の部分だと思いますが、ワーキングステイ住宅を活用した方の中からそういった意見をいただいた部分に対するの報償費ということなのですが、今回、北海道医療大学の学生5人ほどが二、三週間滞在しまして、町内の介護福祉施設で実習をされまして、顧問の先生から認知症重症度別の楽しさプログラムの企画提案があったというものでございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

今回の事項別明細で聞いていいのかわからないですけれども、9件216日のワーキングステイの利用があったわけですが、その利用を希望する日、何人もこの月を利用したとか、そういう重複した月があったのか。そして、もしあれば何人、例えば重複者がいたのか、それが分かりますか。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

ワーキングステイ住宅の申込み状況ですけれども、特段、令和4年度に限っては、申込み

が重複したということではなくて、空いている期間はいつかという問合せがあつて、いついつ空いているということで、その期間の申込みがあつたところでございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

80ページなのですが、12節スマート街区管理運営業務180万3,681円なのですが、後ろのほうの資料で合同会社の大樹エネルギーの決算書がありますが、その管理経費と一致すべきではないかと思つてみたら誤差があるのです。決算書では171万8,233円、この誤差の8万5,448円は何なのかということで、お聞きしたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○菅決算審査特別委員長

委員会を再開します。

休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○菅決算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

寺嶋委員の質問に対する答弁をお願いします。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

寺嶋委員ご質問のスマート街区事業の委託事業と請負事業者である会社との決算額の乖離の部分でございます。

まず、委託業務に関しましては、会社のほうで町の損益がツーツーになる形で決算をしてございます。そういった部分で数字的には大変近い数字となっているのが1点でございます。また、税金等の部分に関しましては、一般会計費に含めていない状況もありまして、必ずしもこの額と役場の委託額が一致しない形となっております。ただし、決算上は大変近い数字という部分でご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はございませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

78ページの12節に書籍等電子化業務ということで新しい業務の決算が出てきていると思うのですが、7万3,878円というのは、例えば1ページ電子化するのに何円とか、そういう積算というか請求内訳なのか。非常にいいことだと思っておりますので、請求内訳はどのようになっているのでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

書籍等電子化業務の関係でございますが、大樹町史を電子化したものでございまして、これまで町では、昭和26年と昭和44年、平成7年と3冊町史を発行してございまして、これをPDF化してホームページですとかデータで見られるという形にはしているのですが、1ページ当たり10円のコストがかかるというところございまして、ページ数によってその値段になるという部分と、あとは細かいことを言いますと、配送料等が含まれているというところがございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

86ページの18節負担金、補助及び交付金の関係で、日本非核宣言自治体協議会負担金ですが1万円ということ。十勝管内で自治体協議会に加入している自治体は何市町村でしょうか。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

日本非核宣言自治体協議会に加入している管内の自治体というところで、手元の資料では令和3年度の加盟団体の一覧表があるのですが、大樹町のほか二つの自治体が管内で加入しているというところがございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

86ページの18節で、前に補正がありましたので、地域公共交通確保の決算額で560万円ということで、ピーク時は800万円ぐらいの決算ではなかったかと思うのですが、そのときに説明いただきましたのは、2本間引いたということで、その分で乗車密度が上がって補助金額が下がるということなのですが、単純に予算額から今の決算額ということで2本分の効果と考えてよろしいのでしょうか。そのほか何か努力されていることなり、沿線上で皆さんが頑張ったことがあれば、教えていただきたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

ただいまご質問の地方公共交通確保維持改善事業補助金につきましては、十勝バスの広尾線確保のための補助金でございますけれども、先の報告の中で便数が2便減少したというのは令和5年度のお話でございます、それはこれからの負担金に反映されていくというところでございます。

予算額から減ったという部分につきましては、令和4年度におきまして、十勝バスでも運転手不足等によりまして便数を削減して運行していたところもございまして、その経常費用が削減になった部分が大きなところでございまして、あとは、国のコロナ対策の一環として、本来であれば乗車密度による補助金カットがあるのですが、その一部を補助金をカットしないという部分で、国道の補助金を本来よりも多くいただいたという分で自治体の補助金が減ったというところでございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、2款総務費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○菅決算審査特別委員長

再開いたします。

次に、117ページから144ページまで、3款民生費について、関係説明員から順次説明を求めます。

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、117ページ、118ページ中段でございます。

3款民生費、支出済額8億6,983万2,962円、1項社会福祉費5億6,884万3,424円。

117ページから122ページ中段にかけてまして、1目社会福祉総務費8,528万7,798円。民生児童委員の活動経費、社会福祉協議会やシルバーセンターへの補助金、遺族援護事業の経費などを支出してございます。前年度からの決算額増は、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業を実施したことなどによるものです。

121ページから124ページ上段にかけてまして、2目老人福祉総務費1,904万7,702円。敬老会の開催、老人クラブへの助成など、高齢者福祉事業の経費を支出してございます。前年度からの決算額減は、老人福祉施設入所等措置費において養護老人ホームの入所者が減ったことなどによるものです。

123ページから126ページ上段にかけてまして、3目心身障害者福祉費2億3,377万6,279円。障害者自立支援医療等に係る経費、大樹町障害者地域活動支援センターの運営に係る経費等を支出してございます。前年度からの決算額増は、訓練等給付費において対象者が増えたことなどによるものです。

○水津住民課長

127ページ、128ページの中段になりますが、4目国民年金事務費1万6,599円。ここでは、年金事務に係る費用の支出をしております。

○清原保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

127ページから130ページ下段にかけてまして、5目高齢者保健福祉推進センター費964万1,224円。高齢者保健福祉推進センターらいふの維持管理に要する経費を支出してございます。

○水津住民課長

129ページから130ページにかけてまして、6目福祉医療諸費1億5,221万8,891円。ここでは、18節負担金、補助及び交付金で後期高齢者医療療養給付費負担金を、19節扶助費では重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、乳幼児及び児童医療費、未熟児養育医療費の助成を支出しております。27節繰出金の保険基盤安定制度繰出金は、国保分保険税、後期分保険料の軽減分として町が負担しなければならない分として繰出しで、国保分と後期分をそれぞれ支出しております。出産育児一時金繰出金についても、国保会計に繰り出してあります。

○清原保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

129ページから134ページ下段にかけて、7目発達支援センター費5,258万4,003円。南十勝4町村と幕別町で運営しております南十勝こども発達支援センターの
人件費、施設維持管理に要する経費を支出してございます。前年度からの支出額増は、主に
職員の人事異動等による人件費及び共済費の増によるものです。

133ページから136ページ中段にかけて、8目公衆浴場費1,627万928円。
公衆浴場の維持管理に要する経費を支出してございます。前年度からの支出額増は、14節
工事請負費において浴室の天井改修工事を実施したことなどによるものです。

○水津住民課長

135ページから138ページになります。2項児童福祉費3億98万9,538円、1
目児童措置費7,158万1,998円。ここでは、児童手当とその事務に係る費用の支出を
しております。18節負担金、補助及び交付金で、国のコロナ対策として子育て世帯への臨
時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金を支出しております。138ページ、
22節償還金、利子及び割引料の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金返還金
は、令和3年度のコロナ対策事業で、補助金を令和3年度に受け、精算後、令和4年度に補
助金を返還したものでございます。

○清原保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育 所長

137ページから144ページ中段にかけて、2目児童福祉施設費2億2,940万
7,540円。尾田認定こども園、法人が運営する認定こども園たいき及び学童保育所の運
営に係る経費を支出してございます。

143ページ中段から144ページ、3項生活保護費、1目扶助費の執行はございませ
ん
でした。

最後に、その下になります4項、1目ともに災害救助費の執行はございませ
ん
でした。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

3款民生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

勉強不足でどうしてもイメージが湧かない費用があるのですが、142ページの19節
扶助費に、大樹保育園施設給付費で扶助費となっているのですが、どのような性質の支出な
のか教えていただきたいと思えます。

○菅決算審査特別委員長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育 所長

19節扶助費、大樹保育園施設給付費1億5,900万円の内容ですけれども、法人の認定こども園たいきが子どもを保育しております。そして、その保育の何歳児何名とかによって単価が決まっております、その単価分掛ける人数ということで支出しているのをこの扶助費で支出しております。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

その内訳でしたら意味が分かるのですけれども、扶助費は普通、委託費のような性格の支出ではないのですか。扶助費を使うのですか。もう一回すみません、しつこいようでも、扶助費を使うのかどうかお聞きしたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

この扶助費の性質につきましては、今説明できませんので、後ほど説明させていただきます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、3款民生費の質疑を終了いたします。

次に、143ページから156ページまで、4款衛生費について、関係説明員から順次説明を求めます。

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、143ページ、144ページ下段でございます。

4款衛生費、支出済額2億5,645万6,062円、1項保健衛生費2億2,133万1,005円。143ページから146ページ上段にかけまして、1目健康づくり推進費452万4,997円。8020運動の表彰や各種団体への補助金などを支出してございます。

145ページから148ページ上段にかけまして、2目母子保健費824万2,842円。妊婦健診や乳幼児健診など、母子保健に係る経費を支出してございます。

147ページから150ページ下段にかけまして、3目成人保健費1,210万5,273円。成人の健診業務の経費を執行しております。

149ページから152ページ下段にかけまして、4目予防費3,638万497円。新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として、会計年度任用職員報酬、ワクチン接種業務委託料などを支出してございます。152ページ下段、13節使用料及び賃借料では、新型コロナウイルスワクチン接種をインターネットで予約できるシステムを導入しております。

○水津住民課長

151ページ下段から154ページにかけまして、5目環境衛生費1億5,912万2,609円、繰越明許費1万1,000円。ここでは、環境衛生に係る費用のほかに、154ページ、18節負担金、補助及び交付金で、南十勝複合事務組合の負担金と、し尿処理等を依頼しております十勝圏複合事務組合の負担金を支出しております。

153ページ、154ページ、6目墓園費95万4,787円。ここでは、墓園の管理に係る費用を支出しております。

153ページから156ページにかけまして、2項清掃費、1目じん芥処理費ともに同額の3,512万5,057円。ここでは、ごみ収集に係る費用として、指定ごみ袋の印刷費や売りさばき手数料、収集業務の委託料などを支出しております。印刷費と売りさばき手数料は、令和4年10月に指定ごみ袋の料金が上がりましたので、事前の買いだめによる売上の増加に関連した増額となったものでございます。154ページ、10節需用費の印刷製本費156ページ、11節役務費の指定ごみ袋の売りさばき手数料は、前年の約2倍と達しております。令和4年10月からの値上がりしたごみ袋の駆け込み需要があったものでございます。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

4款衛生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

146ページの委託料に新生児聴覚検査業務の費用と、次の148ページの19節で聴覚の検査費用ということで、それぞれ支出されているのですが、これは聴覚検査をやった結果、次のページの検査費助成というのは、子どもに異常があったとかという費用の援助の関係の支出項目なのでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

新生児聴覚検査業務についてのご質問ですが、委託料として14万3,000円の支出があるものは、道内で検査を受けた方につきましては委託しておりまして、委託料として本人の負担なく無料で検査が受けられるようになってございます。19節扶助費につきまして

は、道外で里帰り出産をされた方が全額自己負担で支出したものにつきまして、後ほど全額償還払いをしているということで扶助費として支出しております。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

152ページの環境衛生費の報酬についてお聞きしたいと思います。一つは、トイレ清掃の賃金といいますか、その費用なのかどうかをまず1点お聞きしたいと思います。

2点目は、同じく、そのような費用だとしたら、管理トイレの個数ですとか回数ですとか、どのように清掃しているか、その2点についてお願いいたします。

○菅決算審査特別委員長

水津住民課長。

○水津住民課長

報酬費の関係でございますが、会計年度任用職員の報酬につきまして、委員おっしゃるとおり、トイレの清掃と墓園の草刈りも一部やっております。

それと、トイレの清掃の箇所につきましては全部で6か所ありまして、週2回実施しております。尾田、生花、晩成、歴舟、石坂、開進でございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、4款衛生費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○菅決算審査特別委員長

再開いたします。

次に、155ページ、156ページ、5款労働費について、関係説明員から説明を求めます。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、155ページ、156ページになりますが、5款、1項ともに労働費、1目労

働諸費ともに同額の581万2,309円、前年対比91万8,135円の減。ここでは、季節労働者の冬季雇用対策のための工事請負費511万5,000円のほか、勤労者センターの維持費、中小企業退職金共済掛金の助成金などを支出してございます。減の主な理由は修繕料で、令和3年度は勤労者センターのトイレを改修しましたが、令和4年度は大きな修繕がなかったことによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

5款労働費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

14節歴舟川ということで、511万5,000円についてお伺いします。

資料でもらったのですけれども、1人1日1万円で延べ数にすると112日で112万円ということなのですよ。差し引くと約400万円です。残りの数字について説明をお願いします。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

工事請負費511万5,000円に対して、季節労働者への支払が112万円の残りということでございますが、工事につきましては、事業者への発注ということでございまして、事業者における伐採、運搬に係る機械損料、そしてオペレーターの人件費、あと処分費がかかっているということでございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、5款労働費の質疑を終了いたします。

次に、156ページから182ページまで、6款農林水産業費について、関係説明員から順次説明を求めます。

瀬尾農業委員会事務局長。

○瀬尾農業委員会事務局長

6款農林水産業費、支出済額5億6,425万1,151円、繰越明許費77万3,000円。1項農業費、支出済額4億2,630万6,986円、繰越明許費77万3,000円。

155ページ下段から160ページ上段にかけて1目農業委員会費、支出済額1,2

89万183円です。ここでは、主に農業委員会運営事業に係る経費といたしまして、農業委員会委員の報酬742万8,000円などを支出してございます。

○菅決算審査特別委員長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

続きまして、159ページから160ページになります。2目農業総務費、支出済額37万3,114円。農業総務費では、営農指導全般に係る経費、一般事務管理費を支出しております。

続きまして、159ページ中段から164ページ上段になります。3目農業振興費、支出済額1億8,252万9,757円。農業振興費では、町内農業に対する各種振興事業を行っており、多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度や畑作産地において病害虫の発生リスクの低減や需要のある作物への転換などを支援する持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金のほか、国際情勢の影響による原油価格や資材高騰の影響に伴い、町内農業経営者の方を支援する農業生産資材等高騰対策事業が主な事業となっております。

続きまして、163ページ中段から166ページ中段となります。4目畜産振興費、支出済額5,224万5,351円。畜産振興費では、町内畜産業に対しての振興事業、家畜防疫業務などの経費を支出してございます。町内の畜産経営の草地整備を行う畜産担い手総合整備型の事業が主なものとなっております。

続きまして、165ページ下段から172ページ上段になります。5目牧場管理費、支出済額1億5,190万5,197円です。繰越明許費77万3,000円。牧場管理費では、町営牧場の運営管理業務の経費を支出してございます。牧場管理用オートバイ2台について、年度内での納入ができなかったため、77万3,000円を繰越ししてございます。

○菅決算審査特別委員長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

続きまして、171ページ、172ページの上段にて、6目農地費でございます。支出済額602万8,280円、前年度対比246万1,042円の減でございます。土地改良施設の維持管理に係る必要な修繕費と、同じく土地改良事業団体連合会負担金を執行してございます。決算の主な減の要因としましては、修繕費におきまして耕作橋の修繕が発生しなかったものによります。

○菅決算審査特別委員長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

続きまして、171ページ、172ページ中段になります。7目牧場整備費、支出済額2,033万5,104円。ここでは、町営牧場の草地整備を実施する畜産担い手育成総合整備事業に係る委託料と、ロールベアラーなど農業機械購入のほか、作業用機械譲渡事業償還金

を支出してございます。

次に、171ページ下段から174ページ下段になります。2項林業費、支出済額9,062万6,594円。1目林業振興費、支出済額3,031万646円。林業振興費では、林政全般に関する事業、有害鳥獣駆除対策に係る業務のほか、森林環境譲与税による森林整備事業補助金を支出してございます。

次に、173ページ下段から176ページ下段になります。2目町有林費、支出済額6,031万5,948円。町有林費では、町有林の維持整備に関する事業の経費を支出してございます。

次に、175ページ下段から180ページ下段になります。3項水産業費、支出済額4,731万7,571円。1目水産振興費、支出済額3,808万1,589円。水産振興費では、漁業全般に関する業務の経費を支出しており、地方創生臨時交付金を活用した水産関連施設等への整備補助金のほか、漁業者に対して経営継続支援金を支給してございます。

次に、179ページ下段から182ページ上段になります。2目漁港管理費、支出済額923万5,982円。漁港管理費では、大樹・旭浜両漁港の維持に関する漁業の経費を支出してございます。

以上で、農林水産業費の説明を終わります。

○菅決算審査特別委員長

6款農林水産業費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

172ページの6目農地費で、修繕費の資料をいただきました。それで、農業施設の農業用排水路の修繕ということ、14か所修繕したということです。毎年このぐらいあったのか、これからもあるのか。それぞれ排水路の延長は違うと思いますが、例えば相川地区では3か所、4か所。これが同じ農業用排水路なのか分かりませんが、老朽化ということもあろうかと思いますが、今までもこの状態であったのか、これからもこの状態が続くのか、この段階でお聞かせいただければと思います。

○菅決算審査特別委員長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

農地費におきます修繕費の内容、今後の見込みについてのご説明させていただきます。

こちらのかんがい排水路の整備後の維持管理をしているわけですが、全長としまして約306キロメートルの排水路の管理をしてございます。例年、約200万円から300万円程度の修繕を実施してございます。今後におきましても、毎年、大体同規模の修繕費を計上していく考えを持ってございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はございませんか。

安田委員。

○安田清之委員

170ページ、15節、肥料2,334万6,794円。これは何社で見積りをされているのか。それで、不用額が106円とすばらしい、ぴったりかんかんの数字なのです。こんなことはあまり見たことがないので、このいきさつを。これだけきちんと入札されて、こういう数字99.999%で入札がされたものと認識しております。すばらしい数字が出るものだと思いますので、その中身をお教えてください。

○菅決算審査特別委員長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

先ほど肥料の関係でございますが、2者で見積り合せのほうをしております。

99.何%で限りなく近いというご質問でしたが、入札結果でございます、どうしても99.何%になる……。〔「入札でないよ」の声あり〕見積り合せですね。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、6款農林水産業費の質疑を終了いたします。

休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○菅決算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、181ページから190ページまで、7款商工費について、関係説明員から説明を求めます。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、181ページからになります。7款、1項ともに商工費、支出済額2億8,905万2,060円、前年対比430万2,005円の減。

181ページから184ページ上段にかけて、1目商工振興費、支出済額1億5,843万9,752円、前年対比2,278万5,966円の減。ここでは、商工業振興のための商工会運営費補助、町民盆踊大会の経費、中小企業特別融資資金利子補給、地場産業振興

奨励事業、起業家支援事業など、商工業の活性化と地場産品の付加価値向上を図る事業を行っております。また、新型コロナウイルス感染症対応の経済対策としまして、プレミアム付特別商品券発行事業や飲食店応援券発行事業など、利子補給事業の実施で2,543万167円を執行しております。減の主な要因ですが、令和3年度にはプレミアム付特別商品券発行事業を2回実施するなど、新型コロナウイルス感染症対応による経済対策の実施事業の違いなどによるものでございます。

183ページ、184ページ中段になります。2目市街地開発推進費、支出済額1,490万円、前年対比2,144万300円の減。TMOの活動費助成などを行っております。減額の主な要因は、令和3年度に実施した道の駅北側広場の駐車場整備完了などによる減であります。

同じページ183ページ下段から188ページにかけまして、3目観光振興費7,561万1,875円、前年対比3,560万7,073円の増。ここでは、観光協会への助成、地域おこし協力隊の経費、ふるさと納税返礼品などの経費を支出してございます。増の主な理由は、観光協会への助成金で、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響でイベントの中止や縮小などにより助成金を減額しましたが、令和4年度は例年ベースでの助成金を交付したことで、約638万円の増となったところでございます。また、ふるさと納税の寄附件数及び寄附額が増加したことに伴い、返礼品や運搬費などの支出が約2,800万円増加したものでございます。

187ページ中段から190ページ上段にかけまして、4目観光施設費3,880万2,784円、前年対比454万3,891円の増。晩成温泉、カムイコタンキャンプ場などの維持管理費でございます。晩成温泉は指定管理者による管理とし、委託料を支出してございます。増の理由は修繕費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して晩成の宿の客室の畳と換気扇を交換したほか、晩成温泉の水井戸清掃業務や指定管理者に対し電気料金高騰に伴う補填を行ったことによるものでございます。

189ページ、190ページの中段、5目地場産品研究センター費129万7,649円、前年対比22万6,703円の減。地場産品研究センターの維持管理費でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

7款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

186ページ、11節運搬料が1,240万円とすごい金額なのだけれども、何を払ったのかお聞きします。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

運搬料でございますけれども、これはふるさと納税の返戻品を寄附した方の自宅に届けるという分の運搬料でございます、寄附件数が増えたことによりまして、運搬経費も増額となったものでございます。

○菅決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

以前、40万円とか50万円の世界だったと思うのですよね。こんなにすごいということは、ふるさと納税の返戻品というのはどのぐらいのボリュームというか、お聞きします。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

運搬料の関係でございますけれども、まず寄附件数といたしまして、令和3年度が3,995件に対しまして令和4年度の寄附件数が8,799件ということで、5,000件弱ぐらいの件数が増えたということに伴いまして、ほとんどが道外の方でもございますので、その分に係る運搬料が伸びたということで、昨年は526万9,000円ほどの支出でございましたが、700万円ほど増加したというところでございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、7款商工費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時09分

○菅決算審査特別委員長

再開いたします。

次に、189ページから200ページまで、8款土木費について、関係説明員から説明を求めます。

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

8款土木費、支出済額4億374万2,387円、前年度対比2億1,123万5,772

円の減でございます。

189ページ下段から192ページ中段まで、1項土木管理費、1目土木総務費ともに支出済額142万9,724円、前年度対比147万4,333円の減でございます。土木一般管理費に係る経費としまして道路台帳作成業務、また各負担金を執行してございます。決算減の主な要因は、委託料のうち、町道2路線の道路用地確定測量の皆減によるものです。

191ページから194ページにかけまして、2項道路橋梁費、支出済額3億692万8,174円、前年度対比9,531万9,346円の減でございます。

191ページから194ページ中段まで1目道路維持費、支出済額2億3,280万203円、前年度対比1億844万1,317円の減でございます。道路維持管理に係る経費として、土木車両と町道維持及び補修並びに町道の除排雪の委託を執行してございます。また、橋梁においては、石坂の中島新橋の修繕工事を実施しています。決算減の主な要因は、橋梁における長寿命化点検業務、また補修の実施設計の皆減と、補修工事におきまして工事発注の件数の減少に伴う工事請負費の減となるものです。

193ページ中段、2目道路新設改良費、支出済額7,412万7,971円、前年度対比1,312万1,971円の増でございます。道路新設改良に係る経費としまして、工事請負費において町道2路線の改良舗装工事と、またその工事に伴う補償金としまして、1路線の配水管移設補償を実施しております。決算増の主な要因は、工事請負費の増と補償、補填及び賠償金として移転補償費の増によるものです。

同じく193ページ、3項河川費、1目河川総務費ともに支出済額267万8,153円、前年度対比24万3,025円の増でございます。河川維持に係る経費として、需用費の修繕料と北海道から受託しています二級河川の樋門・樋管の管理を委託費として執行してございます。決算増の主な要因は、公有財産購入費としまして、普通河川の土地購入費の皆増によるものです。

同じく193ページ下段から196ページにかけて、4項都市計画費、支出済額3,120万7,777円、前年度対比141万4,163円の増でございます。195ページの上段、1目都市計画総務費、支出済額5万3,270円、前年度対比3万5,250円の減でございます。都市計画審議会に必要な委員報酬とその旅費を執行してございます。

同じく195ページ中段、2目公園費、支出済額3,115万4,507円、前年度対比144万9,413円の増でございます。町内の柏林公園ほか、12か所の公園維持に係る経費としまして、芝管理及び樹木剪定並びに歴舟川パークゴルフ場の指定管理委託業務を執行してございます。決算増の主な要因は、需用費の修繕と委託料としまして、公園維持管理費の増によるものです。

197ページから200ページにかけまして、5項住宅費、支出済額6,149万8,559円、前年度対比1億1,609万9,281円の減でございます。

同じく197ページから200ページ中段にかけまして、1目住宅管理費、支出済額3,140万1,559円、前年度対比4,420万1,781円の減でございます。町営住宅管

理に係る経費としまして、会計年度任用職員の営繕作業員1名の給料並びに町営住宅の修繕費を執行しております。また、民間住宅への住環境施策としまして、各住宅支援事業の報償費と補助金を執行してございます。決算減の主な要因は、公営住宅におきまして、修繕費の減と長寿命化策定業務の皆減並びに屋根の改修工事の皆減によるものです。また、住宅リフォーム支援事業、大樹でかなえるマイホーム支援事業における報償費と負担金、補償金及び交付金においても実績件数の減少によるものとなっております。

199ページ、2目住宅建設費、支出済額3,009万7,000円、前年度対比7,189万7,500円の減でございます。日方団地と新通団地の解体工事費と、解体する公営住宅のアスベスト事前調査を実施してございます。決算減の主な要因は、工事請負費におきまして、公営住宅の新築工事皆減によるものです。

以上で、8款土木費の説明とさせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

西山委員。

○西山弘志委員

192ページ、町道の除雪についてお伺いします。除雪路線が301あるということで、延長線が280。そこで、民有業者の数と除雪専用の台数と、町が所有している除雪の台数と、それと除雪路線外の雪割りの距離、延長距離をお聞きします。それは除雪第2次路線でいいのか。お願いします。

○菅決算審査特別委員長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

まず、除雪台数につきまして、町側の除雪に占有している車両としましては5台、冬期間使用してございます。また、町有車両以外の民間の車両といたしましては、35台の車両の登録をいただいているのですけれども、町道の除雪の部分につきましては、そのうち20台の車両で一シーズンの除雪を実施してございます。また雪割り部分につきましては、ほぼ砂利道の路線で実施してございます。具体的に申しますと、春先の農家の融雪剤を散布するための雪割り作業ということで、通常では除雪路線ではない部分を雪割り作業として実施してございます。

○菅決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

ということは、路線でないという考えでいいのか。第2次路線ではないということですか。

○菅決算審査特別委員長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

説明不足で申し訳ございません。そのとおりです。第2次路線ではないという形で雪割りの作業をしてございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、8款土木費の質疑を終了いたします。

次に、199ページから206ページまで、9款消防費について、関係説明員から説明を求めます。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

199ページ下段から206ページにかけまして、9款、1項ともに消防費で、支出済額2億5,950万2,893円。

201ページ、202ページ上段の1目消防総務費、支出済額2億2,637万5,000円、前年対比2,589万7,000円の増。とちか広域消防事務組合に係る負担金の執行でございます。指令システムデジタル無線機器更新、人件費の増により支出が増えてございます。

次に、201ページから204ページにかけまして2目非常備消防費、支出済額2,301万8,508円、前年対比263万4,912円の増。大樹消防団の活動に関する経費を執行してございますが、増の主な理由は、消防団員報酬単価の一部見直し、出勤時の報酬単価の見直しに伴うものでございます。

なお、令和4年度から災害発生時の費用を費用弁償から報酬に見直ししてございます。

次に、203ページ、204ページ中段の3目火災予防費、支出済額4万1,580円。林野火災予防のための啓発旗を作成してございます。

次に、203ページから206ページにかけまして4目災害対策費、支出済額1,006万7,805円、前年対比647万8,290円の減。こちらでは、防災行政無線等の維持管理や災害時のための備蓄品購入等を執行してございます。減額の要因は、前年度は避難所としている尾田・歴舟・中島のコミュニティセンターの無線LAN設置工事を行っており、その事業費が皆減となったものでございます。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

9款消防費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、9款消防費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

○菅決算審査特別委員長

再開いたします。

次に、205ページから256ページまで、10款教育費について、関係説明員から順次説明を求めます。

井上学校教育課長兼学校給食センター所長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

それでは、205ページ中段から206ページにかけて10款教育費、支出済額10億1,103万9,161円、1項教育総務費1億2,161万2,529円、1目教育委員会費189万2,420円。教育委員の報酬、旅費などを支出してございます。

その下、2目事務局費120万7,601円。事務局職員の旅費、教育長交際費などを支出してございます。

次に、207ページ中段から214ページ下段にかけまして、3目教育振興費1億1,851万2,508円。学校教育における小中学校共通の経費のほか、英語指導助手や大樹小学校・中学校の特別支援教育支援員の任用に伴う経費、スクールバス運行に伴う費用、大樹高等学校通学費等補助金、奨学金の貸付金などを支出してございます。

次に、213ページ下段から220ページ下段にかけまして、2項小学校費4,475万7,590円、次ページ上段でございますが、1目学校管理費4,072万4,823円。大樹小学校に関わる管理費などを支出しており、前年比1,300万3,864円の増となっております。増の主な要因は、工事請負費で小学校体育館照明LED化工事、備品購入費で電話設備の更新、校務用パソコン及び周辺機器を整備したことによるものでございます。

次に、219ページ上段、2目教育振興費403万2,767円。大樹小学校の児童に関わる備品購入費や、19節扶助費では、要保護・準要保護と認定された児童への学用品、修学旅行費、学校給食費などを援助してございます。

その下から、226ページ中段にかけまして、3項中学校費3,919万6,242円、1目学校管理費3,446万3,826円。大樹中学校に関わる管理費などを支出しており、前年比139万1,025円の増となっております。増の主な要因は、備品購入費で電話設備を更新したことによるものでございます。

次に、223ページ下段、2目教育振興費473万2,416円。大樹中学校の生徒に関わる備品購入費や、19節扶助費では、要保護・準要保護と認定された生徒への学用品、修学旅行費、学校給食費などを援助してございます。前年比で140万6,910円の減となっておりますが、令和3年度に教科書改訂があったことから、教員用の指導書、教科書等の購入費を支出したことによるものでございます。

次に、225ページ中段から232ページ中段にかけて、4項、1目ともに学校給食費8,793万1,597円。学校給食に関わる調理員の給与、賄材料費のほか、施設維持管理に要する経費を支出しており、前年比で899万5,353円の減でございます。減の主な要因は、備品購入費の差額によるものでございます。

○菅決算審査特別委員長

梅津社会教育課長兼図書館長。

○梅津社会教育課長兼図書館長

続きまして、231ページ中段から242ページ下段にかけて、5項社会教育費6,612万5,132円、翌年度繰越額、繰越明許費84万7,000円。

初めに、1目社会教育総務費1,202万2,827円。ここでは、社会教育委員会の運営費、青少年教育、家庭教育、高齢者教育、地域学校協働活動、子ども交流事業などに要する経費を支出してございます。

次に、235ページ下段から242ページ下段にかけて、2目生涯学習センター費5,410万2,305円、翌年度繰越額、繰越明許費84万7,000円。ここでは、生涯学習センターの運営費及び維持管理に要する経費並びに芸術鑑賞事業などの文化事業に要する経費のほか、文化財の保護や晩成社史跡公園、郷土資料館の維持管理などに要する経費を支出してございます。繰越明許費につきましては、オークホールの空調機の修繕を翌年度に繰り越しするものであります。

続きまして、241ページ下段から252ページ上段にかけて、6項保健体育費6億3,744万1,492円。

初めに、1目保健体育総務費631万1,381円。ここでは、スポーツ推進委員会の運営費、スポーツ教室の講師謝礼、スポーツ少年団や体育団体への補助金、優秀選手派遣旅費の助成などに支出してございます。

次に、245ページ上段から252ページ上段にかけて、2目体育施設費6億3,113万111円。ここでは、B&Gの海洋センターをはじめとする各体育施設の維持管理に要する経費を支出してございます。中でも、14節工事請負費につきましては、5億7,134万円をかけたB&G海洋センタープールを新たに建設してございます。

続きまして、251ページ上段から256ページ上段にかけて、7項図書館費、1目図書館総務費ともに同額の1,397万4,579円であります。ここでは、図書館運営に要する経費、図書館管理システムの維持管理費、図書購入費などを支出してございます。

以上で説明を終わります。

○菅決算審査特別委員長

ただいま、10款教育の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

244ページ、18節負担金、補助及び交付金、優秀選手派遣旅費助成金についてお聞きします。

申請された児童生徒、総員で何名いたか。また、その中で何名が助成されたのか。詳細についてお伺いします。

○菅決算審査特別委員長

梅津社会教育課長。

○梅津社会教育課長兼図書館長

団体もございますので、含めて9件、26名でございまして、支出額につきましては、総体で112万8,076円になります。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

船戸委員。

○船戸健二委員

9団体の26名、そのうち23名が助成の対象になったという認識でいいのか、お伺いします。

○菅決算審査特別委員長

梅津社会教育課長。

○梅津社会教育課長兼図書館長

あくまで、助成したのは、今言った9件、26名ということになります。

○菅決算審査特別委員長

船戸委員。

○船戸健二委員

申請された人数については、ご答弁がないようなので、再度お聞きします。

○菅決算審査特別委員長

梅津社会教育課長。

○梅津社会教育課長兼図書館長

ほかに申請されたのは、1件、1名でございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、10款教育費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○菅決算審査特別委員長

再開します。

次に、255ページ、256ページ、11款災害復旧費について、関係説明員から順次説明を求めます。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、255、256ページ中段、11款災害復旧費の執行はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

11款災害復旧費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、11款災害復旧費の質疑を終了いたします。

次に、12款公債費について、関係説明員から説明を求めます。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

255ページ、256ページ、12款、1項ともに公債費、支出済額12億9,915万9,344円。

1目元金、支出済額12億7,920万2,936円。

2目利子、支出済額1,995万6,408円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

12款公債費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、12款公債費の質疑を終了いたします。

次に、255ページから260ページまで、13款諸支出金について、関係説明員から説明を求めます。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

255ページ下段から260ページまで13款諸支出金、支出済額19億1,767万3,563円。

257ページに移りまして、1項特別会計繰出金、1目事業会計繰出金ともに同額の3億2,018万4,000円。ここでは、4特別会計への繰出金となっております。

次に、2項、1目ともに特別会計出資及び補助金で、支出済額7億7,920万1,528円。ここでは、水道事業及び下水道事業並びに病院事業に対する補助金等を支出してございます。

次に、3項、1目ともに基金費で、支出済額8億1,828万8,035円。ここでは、歳計剰余金、寄附金、預金利子などを原資として、11の基金に積立てを行ってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

13款諸支出金の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、13款諸支出金の質疑を終了いたします。

次に、259ページ、260ページ、14款予備費について、関係説明員からの説明を求めます。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

14款、1項、1目ともに予備費、予備費の執行はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

14款予備費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、14款予備費の質疑を終了いたします。

◎延会の議決

○菅決算審査特別委員長

お諮りします。

委員会運営の都合上、本日はこれで延会とし、明日12日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とし、明日12日午前10時より委員会を再開いたします。

◎延会の宣告

○菅決算審査特別委員長

本日は、これにて延会といたします。

延会 午後 1時45分

令和4年度決算審査特別委員会会議録（第2号）

令和5年9月12日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 委員会記録署名委員指名
- 第 2 認定第 1号 令和4年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 3 認定第 2号 令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について
- 第 4 認定第 3号 令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 4号 令和4年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 5号 令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 6号 令和4年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第 8 認定第 7号 令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第 9 認定第 8号 令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定について

○出席議員（10名）

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1番 播間章浩 | 2番 寺嶋誠一 | 4番 吉岡信弘 |
| 5番 西山弘志 | 6番 船戸健二 | 7番 杉森俊行 |
| 8番 西田輝樹 | 9番 安田清之 | 10番 志民和義 |
| 11番 菅敏範 | | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|-------|
| 町 長 | 黒川 豊 |
| 副 町 長 | 松木 義行 |
| 総務課長 | 吉田 隆広 |
| 総務課参事 | 杉山 佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢 厳則 |
| 企画商工課参事 | 菅 浩也 |
| 住民課長 | 水津 孝一 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼
町立尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 清原 勝利 |

保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 久 琢 磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井 上 博 樹
社会教育課長兼図書館長	梅 津 雄 二

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代表監査委員	北 林 博 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 弘 康
係 長	木 田 悟 史

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○菅決算審査特別委員長

ただいまの出席委員は10名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○菅決算審査特別委員長

日程第1 委員会記録署名委員の指名を行います。

委員会記録署名委員は、規定により、委員長において、

吉岡信弘委員

西山弘志委員

を指名いたします。

◎日程第2 認定第1号

○菅決算審査特別委員長

日程第2 認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第9 認定第8号令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまで、以上8議案を一括議題といたします。

委員会を再開する前に、昨日の認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定について、船戸委員から質問のありました10款教育費の説明に誤りがありましたので、再度説明を求めます。

梅津社会教育課長。

○梅津社会教育課長兼図書館長

昨日の船戸委員からのご質問のありました優秀選手派遣旅費助成金の件数についてでございますが、昨日、9件、26名ということで説明させていただきましたが、9件、25名の誤りでしたので、大変申し訳ございませんでした。お詫びして訂正いたします。

○菅決算審査特別委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

○菅決算審査特別委員長

再開します。

日程第2 認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定については、昨日の委員会において、歳出の14款予備費までの質疑が終了していますので、本日は、事項別明細書の19ページから66ページまで、歳入について、関係説明員から説明を求めます。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、歳入を説明させていただきますので、決算書の19、20ページをお開き願います。

令和4年度一般会計歳入の決算について、款項目順に収入済額などについて順次説明させていただきます。

まず、1款町税、収入済額9億5,728万5,986円、不納欠損額26万8,157円、収入未済額1,759万4,954円。

次に、1項町民税、収入済額4億1,187万6,636円、不納欠損額21万2,857円、収入未済額1,048万6,422円。

目別では、1目個人、収入済額3億3,629万6,436円、不納欠損額21万2,857円、収入未済額は現年課税分が177万573円、滞納繰越分が842万5,849円、計1,019万6,422円です。

次に、2目法人、収入済額7,558万200円、収入未済額は現年度課税分7万円、滞納繰越分で22万円、計29万円です。

次に、2項固定資産税、収入済額4億6,334万6,300円、不納欠損額5万5,300円、収入未済額640万5,432円。

目別では、1目固定資産税、収入済額4億5,440万3,900円、不納欠損額、滞納繰越分で5万5,300円、収入未済額、現年度課税分90万6,600円、滞納繰越分で549万8,832円、計640万5,432円。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金894万2,400円。

次に、3項軽自動車税、収入済額2,135万6,500円、収入未済額70万3,100円。

目別では、1目環境性能割、収入済額71万2,800円。

次に、2目種別割、収入済額2,064万3,700円、収入未済額は現年度課税分17万700円、滞納繰越分53万2,400円、計70万3,100円です。

次に、4項、1目ともに町たばこ税5,582万150円。

次に、5項、1目ともに入湯税488万6,400円。

19ページから22ページにかけまして、2款地方譲与税1億7,379万8,000円、1項、1目ともに自動車重量譲与税1億1,875万2,000円。

21、22ページに移りまして、2項、1目ともに地方揮発油譲与税3,967万4,000円。

次に、3項、1目ともに森林環境譲与税1,537万2,000円。

次に、3款、1項、1目ともに利子割交付金30万9,000円。

次に、4款、1項、1目ともに配当割交付金228万4,000円。

次に、5款、1項、1目ともに株式等譲渡所得割交付金185万2,000円。

次に、6款、1項、1目ともに法人事業税交付金1,286万8,000円。

23、24ページに移りまして、7款、1項、1目ともに地方消費税交付金1億4,922万7,000円。

次に、8款、1項、1目ともに環境性能割交付金1,435万7,000円。

次に、9款、1項、1目ともに国有提供施設等所在市町村助成交付金41万3,000円。

次に、10款、1項、1目ともに地方特例交付金450万7,000円。

25、26ページに移りまして、11款、1項、1目ともに地方交付税34億2,657万円。

次に、12款、1項、1目ともに交通安全対策特別交付金78万2,000円。

次に、25ページから30ページにかけて、13款分担金及び負担金、1項負担金ともに同額の7,217万6,920円、不納欠損額は8万2,098円、収入未済額は30万4,655円です。

目別では、1目総務費負担金30万1,232円。

次に、2目民生費負担金4,166万2,620円。

27ページ、28ページに移りまして中段、3目衛生費負担金1万7,000円。

次に、4目農林水産業費負担金271万8,707円。

次に、5目教育費負担金、収入済額2,746万3,801円、不納欠損額、学校給食費負担金で8万2,098円、収入未済額は学校給食費負担金で30万4,655円です。

29ページ、30ページに移りまして下段、6目土木費負担金、収入済額1万3,560円。

次に、29ページから36ページにかけて、14款使用料及び手数料、収入済額1億8,907万3,221円、収入未済額423万4,832円。

次に、1項使用料、収入済額1億6,981万7,611円、収入未済額は423万4,832円。

目別では、1目総務使用料804万1,866円。

31、32ページに移りまして、2目民生使用料221万7,150円。

次に、3目衛生使用料4,000円。

次に、4目労働使用料1万7,100円。

次に、5目農林水産業使用料6,908万4,470円。

次に、6目商工使用料84万2,000円。

次に、7目土木使用料、収入済額は8,745万8,215円、収入未済額は住宅使用料で423万4,832円。

33、34ページに移りまして、8目教育使用料215万2,810円。
次に、2項手数料1,925万5,610円。
目別では、1目総務手数料264万4,150円。
次に、2目衛生手数料1,562万1,460円。
35、36ページに移りまして、3目農林水産業手数料99万円。
次に、35から42ページにかけまして、15款国庫支出金5億6,401万7,464円、1項国庫負担金2億4,993万6,704円。
目別では、1目民生費国庫負担金2億3,303万8,658円。
次に、2目衛生費国庫負担金1,689万8,046円。
次に、2項国庫補助金3億1,185万536円。
目別では、1目総務費国庫補助金1億9,569万8,782円です。
続きまして、37、38ページに移りまして、2目民生費国庫補助金8,327万2,754円。
39、40ページに移りまして、3目衛生費国庫補助金1,297万6,000円。
次に、4目土木費国庫補助金1,927万6,000円。
次に、5目消防費国庫補助金は、収入がございません。
次に、6目教育費国庫補助金62万7,000円。
41、42ページに移りまして、3項委託金223万224円。
目別では、1目総務費委託金25万9,000円。
次に、2目民生費委託金197万1,224円。
次に、41から52ページにかけまして、16款道支出金3億5,404万1,680円、1項道負担金、1目民生費道負担金1億2,382万7,731円。
43、44ページに移りまして、2項道補助金2億782万6,272円。
目別では、1目総務費道補助金598万8,800円。
次に、2目民生費道補助金4,271万3,163円。
45、46ページに移りまして中段、3目衛生費道補助金64万6,008円。
次に、45ページから50ページ上段にかけまして、4目農林水産業費道補助金1億4,813万2,267円。
49、50ページに移りまして、5目消防費道補助金270万円。
次に、6目教育費道補助金126万4,000円。
次に、7目商工費道補助金638万2,034円。
次に、3項委託金2,238万7,677円。
目別では、1目総務費委託金1,865万5,792円。
次に、2目農林水産業費委託金4万6,451円。
次に、3目商工費委託金254万1,000円。
51、52ページに移りまして、4目土木費委託金114万4,434円。

51ページから54ページにかけまして、17款財産収入7,003万3,234円、1項財産運用収入1,080万1,139円。

次に、1目財産貸付収入1,072万2,144円。

次に、2目利子及び配当金7万8,995円。

53、54ページに移りまして、2項財産売払収入5,923万2,095円。

目別では、1目物品売払収入374万3,752円。

次に、2目不動産売払収入5,536万2,843円。

次に、3目残余財産収入12万5,500円。

次に、53ページから56ページにかけまして、18款、1項ともに寄附金で5億4,140万3,519円。

目別では、1目一般寄附金2万2,161円。

次に、2目指定寄附金5億4,138万1,358円。

55、56ページに移りまして、19款、1項ともに繰入金で9億5,315万8,975円。

目別では、1目基金繰入金9億4,374万7,122円。

次に、2目他会計繰入金941万1,853円。

次に、55ページから58ページ上段にかけまして、20款、1項、1目ともに繰越金で3億6,211万5,851円。

次に、57ページから64ページにかけまして、21款諸収入、収入済額2億9,894万4,873円、収入未済額は44万7,389円、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金66万1,274円。

次に、2項、1目ともに町預金利子1万1,135円。

次に、3項貸付金元利収入、収入済額1億1,204万2,371円、収入未済額は44万7,389円。

目別では、1目高齢者等にやさしい住宅整備資金貸付金元利収入、収入済額11万231円、収入未済額は8万129円。

次に、2目災害援護資金貸付金元利収入、収入済額17万1,740円、収入未済額は36万7,260円。

次に、3目大樹町中小企業特別融資事業貸付金元利収入1億円。

次に、4目奨学金貸付金元利収入1,176万400円。

59、60ページに移りまして、4項受託事業収入5,485万3,696円。

目別では、1目総務費受託事業収入405万828円。

次に、2目衛生費受託事業収入1,300万9,764円。

次に、3目農林水産業費受託事業収入3,779万3,104円。

59ページから64ページにかけまして、5項、2目ともに雑入1億3,137万6,397円。

目別では、1目過年度収入はありません。

次に、63ページから66ページにかけまして、22款、1項ともに町債10億1,311万5,000円。

目別では、1目過疎債6億9,330万円。

65、66ページに移りまして、2目臨時財政対策債4,261万5,000円。

次に、3目公共事業等債1,030万円。

次に、4目公共施設等適正管理推進事業債2億5,780万円。

次に、5目緊急防災・減災事業債910万円となっております。

以上、歳入合計、予算現額94億5,377万8,000円に対し、調定額91億8,526万5,808円、収入済額91億6,233万3,723円、不納欠損額35万255円、収入未済額2,258万1,830円となるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

歳入についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

23ページ、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金ということで、予算が30万円で、そこへ支入済額41万3,000円ということですが、いつも横並びで同じ金額のように記憶しているのですが、今回、増えた理由というのは何でしょうか。

○菅決算審査特別委員長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

この部分の歳入につきましては、毎年度、国から受けられる部分でございまして、特に国が持つ財産が増えて増えたというわけではございません。総体的な費用の部分で増減しているような形でございます。財産に関しては特に増えている用途はございません。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

町税の関係で収入未済額、締め関係でいろいろと……。

○菅決算審査特別委員長

ページは何ページですか。

○安田清之委員

20ページ。町税ね。この部分で、収入未済額になっていますが、多分12月31日で締

めて、その後ということ、年度がまたがったりして、その後に入った数字というのは、この数字と大分変わりますよね。縮めてからのときだろうと思うので、その後何%ぐらい入ったのかどうか、分かりますか。

○菅決算審査特別委員長

水津住民課長。

○水津住民課長

ただいまの収入未済の関係でございますが、決算書においては3月末の締めでの金額が表示されておりまして、12月末の……。(発言する者あり)失礼しました。

出納閉鎖の5月末の金額でして、12月末から5月末までの金額については、ただいま資料を持ち合わせておりません。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

5月31日で閉鎖をしているのでしょうか。出納閉鎖ね。ですから、そこから入ってきた分というのは何%ぐらいあるかということで、多分調べていないと思うので。これ去年のだからね、要はね。今決算しているのはね。昨年なので、今年度にまたがっている部分があるので、閉鎖をしてからその後どのぐらい入ってきているかというものを押さえていないだろうと思うのですよ。押さえていないとおかしいので。要は、何月に、閉鎖というのは3月31日で帳面は切るわけですよね、現実的には。3月31日で支払いをしていないものは未済額、貸付金になっていますよということですよ。ですから、その後、入ってきたのは何%ぐらいあるのかなと思って聞いているので、決算なので。これ予算にもね、補正をしなければいけない部分ですよ、入ってきたら。現実的には。収入、これ未済額で出ているのだから、今度、収入にならなければいけないのでしょうか。それが何%ぐらい入ってきているのかということを知りたいので、手元になかったら後で教えてください。いいですか。多分手元に持っていないと思うので、何月何ぼ、何月何ぼという収入は出ていると思いますので、後でお教えをいただきたいということで、委員長よろしいですか。

○菅決算審査特別委員長

後で、資料でよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

播間委員。

○播間章浩委員

ただいまの同僚議員の質問とも重複する部分があるのですけれども、固定資産税の未収額で……。

○菅決算審査特別委員長

ページ数。

○播間章浩委員

20ページになります。収入未済額で640万円ほどありますけれども、入ってこない理由というのは、何か把握している部分があるのか。

また、滞納繰越というのもあるようですので、繰り越している分の対応というのはどのような対応をされているのか、お伺いできればと思います。

○菅決算審査特別委員長

水津住民課長。

○水津住民課長

ただいまの滞納部分の入ってこない部分の理由につきましては、随時職員として対応しているのですが、徴収しきれなかった部分で残っている部分がございます、それが積み重なった部分で滞納分ということになっておりまして、対応につきましては、その都度納税者に対して分割でもいいので支払っていただけるような対応を取っております。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はございませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

20ページの中で不納欠損、それぞれ町民税と固定資産税にあるのですが、その理由というのはどのような理由だったのでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

水津住民課長。

○水津住民課長

不納欠損につきましては、今回6件の対応がありました。そのうち1件につきましては固定資産税で、既に亡くなられた方の固定資産でありまして、遺族の方においても相続放棄されております。これについては、毎年同じ金額5万5,300円を不納欠損させていただいているのですが、固定資産の所有者がいない状況になっております。それと、そのほかの5件につきましては、外国人実習生の部分の町道民税といたしまして、合計で26万8,157円となっております。

○菅決算審査特別委員長

ほかにありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

65ページ、臨時財政対策債の関係で、減額というか、借りなかったということなのでしょうけれども、借りなかった理由というのは、何か別に予算が来たのか、それともほかに何か理由があるのか教えてください。大事な有利な借金なので、特にお聞きします。

○菅決算審査特別委員長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

行政の財政の運営の中で、国から基準財政需要額及び収入額というのが算定して式で求められます。その部分で、交付税も含めまして、足りない部分に対しての臨時財政対策債が与えられるような形となっております。そういった部分で、自主財源とか交付税分で需要額をある程度片せるということで、前年よりも借り入れる額が低くなっているような状態でございます。そういったルールで、この起債が借りられるような仕組みになってございます。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

34ページの一般廃棄物処理手数料の中に、雑入なのか、分からないので教えてほしいのですが、リサイクル品の、例えばアルミとか段ボールの収入を知りたいので、雑入に入るのか分からないのですがよろしくお願いします。

○菅決算審査特別委員長

水津住民課長。

○水津住民課長

ただいまご質問の一般廃棄物の処理手数料の部分についてですが、この処理手数料の中には、リサイクルに関する部分の収入等が入ってございません。それは複合組合のほうでの収入になりますので、一般会計には入ってございません。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はございませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

38ページの児童福祉施設の補助の中で、保育士等処遇改善の補助金が入っているのですが、実際にはどのような処遇改善なり、その費用が充てられてきたのか教えていただきたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、保育士の処遇改善のために、賃金を上げた場合に国のほうから補助金ということで交付されるもので、令和4年から9月まで収入を3%程度引き上げるための処遇改善を行ったことに対して、国から補助されるものとなっております。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

そうしたら、大樹町に就職されておられる保母については、皆さん3%以上のアップがあったと理解してよろしいでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼十勝子ども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

1人当たりの勤務状況、フルタイムの方、パートタイムの方などおりまして、金額についてはまちまちですけれども、割合については皆さん処遇改善を受けているということで、そのとおりでございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入の質疑を終了いたします。

次に、議案並びに決算附属書類、事項別明細書の内容全般について、確認漏れ等があれば質疑を受けます。質疑はありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

歳出の124ページ、18節負担金、補助及び交付金についてお伺いします。

当初、予算されていた十勝障害者スポーツ大会当番町村負担金35万円が計上されていましたが、今決算において項目がないということは、結果として支出はなかったということで理解してよろしいのか、お伺いします。

○菅決算審査特別委員長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼十勝子ども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

十勝の身障者のスポーツ大会ですけれども、大樹町当番で令和4年度は開催したところですが。経費の面で、町の補助金と、ここにも載っておりますけれども、身体障害者福祉協会大樹町分会のほうの負担ということでやまして、あとは十勝の身障福祉協会の負担金もございまして、その中でやったところですが、十勝の負担金と身障分会の負担で開催できたということで、町からの補助金は交付されないで終わったところでございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

186ページの報償費と委託料、ふるさと納税の関係に絡んで質問いたします。

施策報告では、36ページに令和4年度の実績が載っております。詳しくないので教えてください。いただきたいのですけれども、令和3年度の寄附実績が3,995件で、2億1,300万円強、それから令和4年度の寄附実績が8,799件で、件数が大幅に増えた中で寄附額は1億2,600万円強と少し減っているのですが、その理由をまず教えてくださいと思います。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

ふるさと納税の関係で、件数は増えて寄附額が減っているという理由でございませぬけれども、寄附額が減ったという部分に関しましては、インターステラテクノロジズに対するクラウドファンディング部分が令和3年度と比較しまして、令和4年度は大幅に減ったという部分でございまして、通常分の町に入ってくるといいますか、町の収入となる通常分のふるさと納税分に関しましては、増額となっております。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

約5,000件いかないですけれども4千何百件、その差額というのはクラウドファンディング部分だということに理解していいのですか。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

単純に件数の差額というわけではございません。細かくなりますけれども、内訳を説明いたしますと、クラウドファンディング分としましては、令和3年度では74件でありましたが、1件当たりの金額を多く寄附してくれる方もいらっしゃいますので、金額的には1億6,237万8,000円ありました。令和4年度のクラウドファンディングでは596件に対しまして寄附額は2,483万3,009円ということで、件数と金額とは比例しませんけれども、件数的には伸びているところでございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

もう1点お願いします。186ページの委託料の関係ですけれども、ふるさと納税推進業務の委託ですが、これは個人でしたか、法人でしたか、委託先は。1件だと思うのですけれども。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

委託先は、法人でございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出決算全般についての質疑を終了いたします。

これより総括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

滞納整理機構のことについてお伺いをいたします。

前段同僚議員も言っておりましたが、滞納整理については相当苦勞されて、苦勞というか一生懸命やっていると私は思うのですよね。そんなことで、私は、あえて送る必要はないなと思っている立場なのですよね。そんなことで、町民を区別することなく、町の職員で是非頑張っていたきたいということなのです。滞納整理機構に送ったからといって、どの程度の差があるのかと。職員派遣したり、いろいろなことをやっているよりは、今いる職員で、大変でしょうけれども、そのほうがずっと町民にもいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

滞納整理機構につきましては、当然、滞納につきましては、町で滞納プロジェクトなども組織しまして情報の共有化等々も図りまして、それから納税係を中心とした、使用料等は建設課なども入りまして情報の共有化を図りながら滞納の整理に向かっているところでございますけれども、中にどうしてもなかなか協力いただけないという場合の手段としまして、滞納整理機構をお願いする部分もございまして、効果が上がっているのかといいますと、大

口の滞納者につきましての解決というのは結構ございまして、効果は十分にあったのかと思っておりますし、今後も必要に応じてお願いしていきたいと考えているところでございます。

○菅決算審査特別委員長

休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○菅決算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

総括質疑を受けます。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

先ほど、ふるさと納税の関係で質問させていただきました。

それで、ふるさと納税、私、決算、予算で過去にも質問させていただいているのですが、推進ですね。先ほども前年度等の実績の比較を教えてくださいましたけれども、件数は増えているけれども、項目の中に、使途の内容の中に町におまかせ、宇宙のまちづくり推進事業、スペースポート整備事業、小型衛星打上げ用の支援事業と四つに分かれているのですが、町におまかせの部分で件数が出ているのですが、金額的には前年度と大差ないと。若干は増えているけれども大差ないという中で、件数が多いのかなと。そういう面では報償費も予想で増えるのかなと思うので、実質的な収入といいますか実績が上がっているのかどうか。

報道で、令和4年度、2022年度分の管内の実績が出ていましたけれども、やっぱり10億円を超えている町村があります。今年見た中では、近隣の村でも12億円という実績が出ています。そういう中で比較すると、見劣りしてしまうという寂しさがあって、いろいろ町内の事情も聞いておりますけれども、推進の関係で今後どのように取っていくのか、そこら辺も実績等含めて、今後の対策も含めて、お聞きできればと。

件数や何かが増えているのは分かるのです。大分実績も上がっております。これ以上増やせる余地があるのか、町内の産業の返品を提供する側がこれでいっぱいいっぱいなのか、まだ増やせる余地があるのか。余地がなければ何ぼ頑張ってもよその町村には追いつけないということになりますので、そこら辺も含めて、今後の推進をどのように考えるかお聞かせ願いたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず、ふるさと納税の件でございまして、実質的な収入は上がっているのかという部分で

ございますが、まず決算に準じている数字としまして、実際に町の収入となる通常分のふるさと納税とクラウドファンディング、I S Tに対する補助分も含まれた収入額ということになっていきますので前年度としては減少となっておりますけれども、実質の通常分に関しましては、令和4年度では1億169万8,349円が通常分のふるさと納税という収入額となっております。

比較して、令和3年度としましては約5,000万円ぐらいということになっていきますので、令和3年度よりも収入としましては5,250万円ほど実質的には増えているというところがございます、その分、経費も、返品品ですとか運送料も増えていますので、経費を差し引きますと実質的に令和3年度と比較しまして2,450万円ほど増額となっているところがございます。

寄附額を増やせる余地があるのかというところがございますけれども、返品品をいかに充実するかというところが金額を増やす分では重要なところがございますので、町内の返品品の開拓、そしてまた新たな魅力ある返品品の充実に向けて精いっぱい今取り組んでいるところでございます。

○菅決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

件数、また実績も、聞きましたところ、増えているということがございます。ですが、先ほど申しましたように、他町村と比較しますと見劣りする部分もあるという中で、課長が今後の対応も説明されましたけれども、一生懸命、大樹町も一般財源を使える部分だと思えますのでよろしく願いして、質問を終わります。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

再生可能エネルギー導入計画策定業務費の内訳を資料としていただいたのですが、814万円の、簡単に言うと、金額は一切ないものですから、恐らく調査したり、いろいろな計画のシナリオを作ったりという作成業務に関わる人件費ということだと思えるのですけれども、その辺分かる範囲で教えていただければというのが、まず1点。

2点目続けていいですか、委員長。

○菅決算審査特別委員長

同じ内容ですか。はい。

○寺嶋誠一委員

頂いた資料にも今後協議会の開催補助をしたりとか、打ち合わせ協議させてもらったりとかという項目もあります。ですから、今後においても、今回の814万円だけで終わっているのか、これで今後、策定業務に関しては8年間の契約というのもありましたので、今後

も引き続きこの業務費の内容で続けていくのか、この2点をお聞きしたいと思っています。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

再生可能エネルギー導入計画策定に伴う委託料という部分で、令和4年度決算で814万円を支出させていただいたところでございます。この中身としましては、まず、資料提供させていただいたのは、計画を策定するにあたっての、どういう内容の計画を策定するか、こういったことの項目を調査してくださいという具体的な計画の中身の部分の業務内訳でございます。これに伴う経費の積算としましては、コンサル会社ですので、人件費が主立った経費の内訳となります。ですので、情報収集分析ですとか、将来推計、そしてシナリオの作成ですとか、そういった業務内容の項目の調査をするにあたっての人件費がどのくらいかかるかというところが主な経費で、ほかには旅費、交通費。

2点目の質問に移りますけれども、協議会の開催補助という分につきましては、令和4年度の協議会開催に伴っての経費ですので、それ以降の経費については、この中には含まれておりませんので、契約はあくまでも策定する段階での協議会での旅費等の分がこの経費の中に含まれているというところでございます。

以上で説明を終わります。

○菅決算審査特別委員長

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

それでは、確認なのですが、今度、令和5年度以降、また同じように策定業務、計画を進行すると思うのですが、これはまた別にとという考えの理解でよろしいのですか。また別にかかるということでもよろしいのですか。それとも、これで一旦終わったということでの理解ですか。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

計画策定業務は令和4年度で終了いたしましたので、令和5年度以降は、この計画を推進するという目的でゼロカーボン推進協議会は開催しますが、現段階では委託するという予定はございません。

○安田清之委員

関連で。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

今聞いていると、えらいアバウトな計算なのだなど。人件費です、コンサルタント料です

と。そんなアバウトに予算を執行するのか。普通は何の経費が何人、何が何人、人件費はいくら。普通はこういう積算をするものだと、我々は、民間は思っておりますが、このようなアバウトな、きちんと説明のできないようなことは今後ないようにお願いをしておきたいと思えます。

これね、これでは駄目ですよ。コンサルタントなんて分かんないのだよ、要は。させるといことは、うちの町がこういうことの調査をきちんとしてくださいという腹積もりを持って向こうに与えるわけですよ。これを調査しなさいと、いくらかかるのですかということでもやるものだと、僕は思っております。

そうですね、まず一つ。そこはそうなのでしょう。そういうことをうちの町は分かっているコンサルタントに出しているという理解でよろしいのかどうか、お聞きいたします。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

コンサルタントの積算につきましては、人件費、あるいは交通費、あるいはアドバイザーの報酬等々、かかる経費を積み上げての積算でございますので、説明で、今手元に資料がなくて大体こういうものですよということを言ったのであって、予算の段階ではその積上げをしておりますので、今後もそうしたいと思えます。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

町長も苦し紛れかなと。積算をさせるということ、町がこういうことをお願いするという前提を持ってお願いをしたのだよねと聞いているのです、そうでしょう。

物頼むのに、何もないから、これをやろうと。何をしたらいいか分からないではないですか。おまえ、仕事しときなさい。だけど、仕事しときなさいって、何も言われなかったら、何をしたらいいか分からないのではないですか。これが仕事というのでしょうか、少なくとも。これを、何を思ってお願いをしたのか、教えてくださいと言っているのですよ。

そこは分かっているのだよね。発注をするということは、そのぐらいのことは分かって発注していると理解をしております。うちの優秀な職員なのだからね。キャリアだよ、俺からいうと。それぐらい、ぴしっと答えてください。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

失礼しました。予算の積算については先ほど申し上げたとおりですけれども、その以前に、業者にこういったことをやりたいのだということ、入札の場合は当然ですし、随契の場合も、こういったことをやりたい、こういったものをつくりたいので、例えば委員会を何回開くとか、そういった見積りがあつて積算に向かうということでございますので、あくま

でも仕様書というのはあるということでございます。指示があるということでございます。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

指示があるというので、後でお願いをしておきます。それだけです。

○菅決算審査特別委員長

資料をもらうということですか。

○安田清之委員

そう。もらわなければ分からないでしょう。

○菅決算審査特別委員長

資料いいですか。

○安田清之委員

あとでいいよ。今読み上げる必要もないから。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

土木費、大樹でかなえるマイホーム支援事業と大樹町住宅リフォーム支援事業についてお伺いします。

住宅取得費用の上昇により、申請件数の鈍化が懸念されていましたが、結果として、今後も慎重な状態が続くことが考えられます。決算の結果を踏まえ、新築住宅取得の推進も重要ですが、中古住宅の取得の推進のニーズが今後増えてくるのかと私は考えております。今後、リフォーム支援事業のニーズが増えてくることが予想されるので、定住促進、空き家問題解消、子育て世帯の住宅取得支援という観点からも、利用しやすいリフォーム支援事業でなければなりませんので、助成金額について、今後検討が必要ではないかと私は考えているので、その点についてお伺いします。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

リフォームというよりも、大樹町でかなえるマイホームの制度のことかと思えます。中古住宅の取得というところで、新築も含めてですが、建設単価の高騰等ありまして、また近隣の上昇も若干進んできているというところで、建て控えといいますか、新築が減ってくるのではないかと。それから、中古の購入が増えてくるのではないかとという部分は、私もそのように思っているところでございます。

それらを促進するために、現在の補助制度の見直しという部分でございますが、今後につきましては、これからの検討ということにさせていただきますが、いろいろな観点があるか

と思うのですよね。定住促進、移住・定住のこともございますし、子育てのこともございますし、高齢者の住宅というようなこともございますし、また併せて、今の時代ですので、CO₂の排出を抑えるといえますか、再生可能エネルギーの導入、あるいは省エネ住宅といった部分の支援の部分もこれから必要になってくるかと思っております、その辺も、国の補助制度などもございますので、そちらをにらみながら、国の補助制度とタイアップした町の補助制度というものを考えていきたいと思っておりますのでございますが、今後の検討とさせていただきますと思っております。

○菅決算審査特別委員長

関連で。

播間委員。

○播間章浩委員

今、同僚議員から質問ありました、大樹でかなえるマイホーム支援事業についてですが、令和3年度を見ますと、金額の差が大分出るかなと思います。補助額の差が、改定により差が出た影響かと思うのですけれども、令和3年度の申請件数だったり、今回の令和4年度の申請件数で、申請件数の差というのを教えていただきたいのと。

今おっしゃるとおり、住宅の高騰により、全然、家が建っていない状況かと思えます。今年に関しては、本当に確認申請がほぼ出されていない状況とお伺いしております。この辺り、増額の必要性、今まで効果があったものを継続して、さらに増額の必要性もあるかと感じております。

中古住宅の部分でいきますと、昭和56年以前の旧耐震の住宅については補助が出ないという扱いになっておりますので、空き家問題の解消を含めて、古い住宅のほうがお金がかかる。昭和56年以前の住宅のほうがお金がかかる傾向にありますので、その辺りの改善も必要かと考えておりますが、その点いかがでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

今ご質問のありました、大樹でかなえるマイホームの支援事業における申請件数についてご報告させていただきます。

申請件数と実績が同じ数となりますが、令和3年度におきましては32件を対象にしてございます。また、令和4年度におきましては13件となっております。また、今年度の状況についてなのですが、マイホームの申請としましては、今月の状況でいきますと約5件程度上がっております。ただ、令和4年度に実施されていて完成が今年度という物件も3件程度あったかと思っておりますので、令和5年度の実績としましては、それら合わせて8件程度が現状となっております。

あと、耐震、いわゆる旧耐震の昭和56年以前に建てられた建物についても利用できるものもあるのではないかと、若しくは住宅施策を掘り下げる必要があるのではないかとのお

話だったかと思うのですが、そちらの実績はないのですが、耐震診断及び耐震改修についても町として補助をしてございます。内容としては、耐震診断をされた費用の一部を、6万円を上限として補助する、若しくは耐震改修におきましても費用の2分の1かつ60万円を限度として、耐震改修の補助をするという補助事業も実施してございます。

そちらのほうが、平成24年度から補助の成立をしているのですが、今のところ実績がない状況ですので、また周知活動の方法なども今見直しているところという状況となっております。

○菅決算審査特別委員長

播間委員。

○播間章浩委員

件数の差でいっても大分差が出ているかなと、実績ベースでも感じております。

それで、建築コストが上がっているにもかかわらず、給料は恐らくそんなに上がっていない。企業も大変だと思いますので、給料が上がっていないにもかかわらず建築コストが上がって、住宅がなかなか建てられないという声も聞いております。そういった意味で、特例的な意味でも、補助金の増額というのも必要ではないかと感じております。この辺りはいかがでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

委員言われるように、建築コストが上がっているというのは実感しているところでございまして、建築コストが上がっているので補助金を上げてほしいという部分は分かるのですが、最初にマイホームのスタートをしたときは、管内でもかなり大きな額を出していたところではございます。かなり思い切った施策でございまして、私どもの予算で見ると、大体年間10件ぐらいの予算を組んではいたのですが、全然足りなくて補正をして追加しているという状況もございまして、一定程度の効果はあったのかとは思ってはおりますが、ただ、ここへ来ての建築コストの上がり方が尋常ではないというか、公共施設もそうなのですが、どんどん急激に上がっているという部分で、それに追いつかないというところがありまして、補助金の見直しというのは必要だというのは分かりますが、補助金が50万円、100万円増えたら建築が増えるのかというのは、リサーチしないとならないかとは思っておりますが、見直す必要があるかというところでは、5年間の時限にしておりますので、5年ごとの見直しということは当然行います。

先ほど言いましたように、違った方面からの国の補助を求めて、再エネ等々の補助等を持ってきて住宅に充てられるものがないかということで今探しているところでありまして、そういったものも兼ねながら、住宅の全体として、これから補助というものを考えていきたいと思っております。町として、省エネ住宅に誘導していく、あるいはCO₂を少なくしていくような住宅とか、そういった狙いを持った補助にしていく必要があるのかと思ってお

ります。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

町営住宅の保証人の廃止についてお伺いたします。

国がそういうものは廃止ということで方針を出しております、道営住宅はもう廃止しているのですよね。道営住宅と町営住宅、市営住宅もそうですけれども、混在しているところは公平性を保つということで廃止しているということで、ここ大樹町の場合は、道営住宅がないということで、そのままになっているのですけれども、もうそういう方針を国が出している以上、早く保証人を廃止ということを打ち出したらいいのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

道営住宅が保証人を廃止しているというのは承知しております、それに伴いまして、私どもも町内に保証人2人という規定を、町内でなくてもいいですよというような制度に変えて、保証人をつけやすくしたというような段階であります。

廃止して本当に良いのかというのは、先ほど滞納の状況も見ていただいた中では、公営住宅の使用料の滞納というのは依然として少なくないものでございまして、そういった部分も鑑みながら、保証人の在り方というのは検討してみたいなと思います。

○菅決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

保証人がついているか、ついていないかということで、ほかのついていないところの自治体と比較検討したらいいのではないかと想着、是非比較検討をお願いしたいと思います。

それで、町外でもいいと、そしてまた1人でもいいという方針が変わっていますよね。それは承知しているのですよ。ですけれども、高齢者は、安定した年金収入はあるのですけれども、頼む人が亡くなっていったりして、友達もいなくなっているということを私も聞かされているから私もこうやって質問しているのですよね。そういうことなのですよ。

去年も聞いて、町に相談してくれということなのですから、それ以上言ったら、町に相談して、保証人いないと言ったら、はっきり言って、それでいいのですよね。だったら、いっそのこと、みんなやめたらどうでしょうと、私はそれを言いたいのですがいかがでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

先ほど比較検討したいと申しましたので、比較検討させてもらいたいと思っております。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

行政区長の報酬、39行政区ありまして支払いになっていますが、行政区設置条例によると40行政区があると定められていますが、これの説明をお聞きします。

○菅決算審査特別委員長

水津住民課長。

○水津住民課長

行政区の個数なのですけれども、条例で、委員おっしゃるとおり40区を分けてございます。

○菅決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

ということは、40あるのだけれども、区長報酬が39ということは、一つは機能していない行政区があるということですね。ということなら、40にこだわらないで、39と条例で変えてもいいのではないかと思うのですがいかがですか。

○菅決算審査特別委員長

水津住民課長。

○水津住民課長

39に減らしてもいいのではないかという委員の考え方もあるかと思うのですが、現在その地区においては、世話役がおりまして、問い合わせたところ、いろいろ行政区の中でも合併するとか、そういった部分の話合いも少しずつ進んでいると伺っておりますので、その話が、例えばくつついてニコイチになるといった相談があつて、確定してくるとなった場合に39に減らすということも考えられるかと思っておりますので、そのときの対応までは現在の40行政区にしたいと思っております。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

教育委員会に奨学金のことについてお伺いしたいと思います。

令和4年度の決算でも支出額については300万円ちょっと、それから収入額については1,200万円近いぐらいの歳入が確保されております。どうしてかなと思うのは、進学率も上がっていますし、相当数状況としては需要があるのではないかと思うのですが

も、ずっとここ数年このような決算状況が続いております。

そこで、教育委員会にお伺いしたいのですが、もうこの事業の歴史的使命が終わっているからこのような数字なのか、学生支援機構とか、公のところも従前よりはお金が借りやすくなっているのも事実かと思うのですが、ある程度貸与的なことも検討するよとか、大樹町に戻ってこられた方についてはある程度減額なり、制度の見直しについてどのようなことをお考えなっているかお聞きしたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

本町における奨学金制度の今後の在り方ということのご質問かと思っております。

委員ご指摘のとおり、奨学金を利用するという方が昨今大変少ない状況になってございます。その理由等につきましても、教育委員会としましても、今利用している方、さらには該当のお子さんがある家庭といったところにリサーチをしているところでございます。そのリサーチも含めてでございますが、ただ、大事なことは、この制度を持っていることによって、必要に応じて学びたいのだけれども経済的な理由でという子がないように、やはりこの制度は当面は堅持しながら、さらに使いやすい制度内容を、この後リサーチを基にしながら検討してまいりたいと思っております。

また、減免制度等につきまして、他町村では既にやっているところもございます。そういったところの制度設計、さらにはそれを活用したお子さん達、又は保護者の皆さんの声なんかもお聞きしながら、うちの町としてどういった形が利用しやすく本当に学びたい子どもの背中を押す制度となるかということも今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

検討していただけることを楽しみにしております。

制度が始まったときは、札幌市なんかの予算総額よりも多い制度で、本当にたくさんの方に利用していただいたのです。あと、制度疲労がないようにいろいろ教育委員会でも入学金の準備金ですとか、専門学校への支援ですとか、制度を広げていただいていることについては、町民としてもありがたいと思っておりますけれども、今、教育委員会で各町村なり何なり、リサーチということでの言葉がありましたので、是非もう少し全道的にも研究の場を広げていただいて、第2次奨学金の構築をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいま委員のほうからおっしゃられたとおり、管内はいろいろお聞きしているところでございますけれども、確かに全道各地、また特色に応じた、実態に応じた対応を取っているところもあるやに聞いてございますので、幅広くそういったところの情報収集もしながら検討してまいりたいと思っております。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

スクールバスに子どもの置き去り防止で、装置を設置しましたね。設置したブザーの音というのは、大ききなのですが、車のホーンぐらいの大ききなのか、お聞かせください。

○菅決算審査特別委員長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

置き去り防止装置の音の大ききさということでございますけれども、私も実際に鳴らしてみました。かなり大きな音が鳴ります。実際には、ここでは鳴らせませんけれども、かなり大きな音が鳴って、気付くということも承知しているところでございます。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

結局、バスを車庫に入れて、シャッターを閉めるわけですね。そこで聞きづらくなる。それと、例えばJAに60万円払って車庫借りていますよね。あそこでブザー鳴って、どこに聞こえるのか。隣近所に人もいない、車もない。ブザー鳴っても、その確認はどのように行うのかお聞きします。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

スクールバスにおける置き去り装置の設置に伴う事故の防止という観点でのご質問だと思っております。

実際には、井上課長から説明させていただいたとおり、かなり大きな音で鳴っているということでございますが、ただ、委員おっしゃるとおり、それをつけることによって、絶対に置き去りが防止できるのかというのは、決してそうではなくて、前回の議会するときにも議員の皆さまからご指摘いただいたとおり、最終的にはやはり運転手の皆さんの人的な確認ということも併せてしなければ、それはならないかと思っておりますので、装置をつけたことで安心するのではなく、さらに安全を万全にするために、運転していただいている方達との連

携をしっかりと取ながら、そちらのほうの指導助言等もしながら、万全を期してまいりたいと思っているところであります。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

私も乗っていたのですが、ドライバーは最後の子を降ろしたら、後ろまで行って確認しているのです。着いたらモップで中を掃除するので、二度確認。それでもということ、この装置をつけたわけです。ところが、さっき言ったように、そういう場所に置いたバスが、もし万が一残されたとして、ブザーが鳴っているといっても聞こえないではないですか。例えば鳴ったら、その場所だけ電波で何かを発信するとか、方法を考える考えがあるか、最後にお聞きします。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

さらなる装置を取りつけるという考えは、今のところございません。

委員おっしゃったとおり、運転手の方も二度三度点検いただいているという実態もございます。そういった実態も確認しながら、そして、さらにはそういった装置によって子どもの安全が図られるようにもう一度、随時、運行をお願いしている委託先とも相談しながら点検をし、万全に対応を取っていくようにしてまいりたいと思っているところであります。

恐らく、さらに進展した防止装置が何年かしたら出てくるという可能性もあろうかと思いますが、今、大体この装置で設置されているところでありますので、あとは人的にどのように対応していくかということが各自治体等に問われているのだろうなと思ってございますので、その体制については、さらに委託先とも相談しながら万全を期してまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

社会体育推進事業、優秀選手派遣旅費助成金についてお伺いします。

これまで、大樹町スポーツ大会参加助成金の交付要綱は数回改定されていると思いますが、現在までの改定状況についてお伺いします。

○菅決算審査特別委員長

梅津社会教育課長。

○梅津社会教育課長兼図書館長

平成25年に最後に改定して以来、改定してございません。

○菅決算審査特別委員長

船戸委員。

○船戸健二委員

平成25年から改定されていないということでしたが、この助成事業は、保護者の経済的な負担を軽減するだけでなく、子ども達が興味を持ったスポーツに目標を持って努力し継続するためには、とても重要な事業だと私は思っております。競技人口の少ない競技やマイナースポーツと位置付けられている競技や加盟団体によって、子どもや保護者にとって不利益や不平等などがあってはならないと思いますので、交付要綱の見直しについて今後検討されるのかどうかお伺いします。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

大樹町スポーツ大会参加助成金交付要領についての見直しをということでございます。

ただいま委員からもご指摘ございましたが、本要綱に基づいた助成をするうえで、私どもが大事だと思っていることは、子どもがその実力に応じて平等な機会を持てる平等性、さらには実力やニーズに合わせて支援する公平性、そしてどのように助成がなされ、誰が受ける資格があるのかというのを公にする透明性が大変重要だと思っております。

一方で、現在、全道全国大会に関しましては、これも委員が言われたとおり、新しいスポーツがいろいろできているということで、種目の多様化でありますとか、子ども達の参加についても所属しているチームを超えて選抜や広域にわたる合同チームなど、参加対応が多様化しているというのが現状だと考えております。

そこで、単に助成の対象をどんどん広げていくということではなく、時代に則しながら公平性と平等性、さらには透明性を持った制度となるように、交付要綱につきましては、随時検討しながら、必要があれば見直しも図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかにございませんか。

志民委員。

○志民和義委員

選挙の投票に関してですが、一部自治体では、移動投票というのを実施しているところもございます。大樹町においても、今そういう対象者がいるのではないかと。実際、あったらいいという声を聞きますので、移動投票について、選挙管理委員会が出向いての投票というのをしたほうがいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

委員おっしゃる移動投票の関係でございますが、今年9月1日に選挙管理委員会の定例会がございました。その中でも、管内で実施していた取組に対して話題としております。当町もこういった部分は将来的には必要な部分と考えておりますので、先進となっている町村に内容等を再度確認しながら、今後、選挙管理委員会で実施に向けて検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

今年1日に開かれた選挙管理委員会で、そういう話題が出されて検討したほうがいいということになったということですか。

○菅決算審査特別委員長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

そのとおりでございます。4月の地方統一選挙で、管内で実施した町村があるということで、選挙管理委員会の中でも話題になっておりましたので、まず今回の9月の状況などを選挙管理委員のほうに報告させていただいております。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

ヤングケアラーが15、6人に1人いるということが報道されています。そこで、ヤングケアラーを今何人ぐらい確認できているか、お聞きします。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

ヤングケアラーの実態の有無についてということでございます。

小中学校への調査ということでございますが、年に一度、文科省の調査を道教委を通して行っております。また、随時小中学校で行われております教育相談等の様子からヤングケアラーの実態についてということで各学校に報告を求めているところ、今のところ該当するお子さんはいないということで報告をいただいているところであります。

○菅決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

道教委とか、結局ヤングケアラーを見つけるのは、隣近所、行政区なのです。それは道教委とかいろいろな方が話すけれども、子どもは学校や友達に「私、ヤングケアラーだ」と言わないのです。隣近所が、朝は走っていく、時間ぎりぎり、帰るのも早い。そしてじいちゃん、ばあちゃんの面倒をみないと。子ども達と一緒に遊び、一緒に学び、一緒に部活できないということ。

そういうのではなくて、行政区単位、隣近所単位で確認してほしい、お願いできますか。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

ヤングケアラーの実態把握ということは、大変表に出にくいというのは委員ご指摘のとおりだと認識しているところであります。

昨年、行政区長会議のうちに、私のほうから区長方に向けて、ヤングケアラーというものはどういう実態でという、いわゆる定義付け等、ヤングケアラーを早期に発見し、有効な支援をするためには、行政区の皆さんの日頃の関わり、そして目、そういったことが非常に大事になるということをお願いをしたところでもございました。それについては、今後も機会があるたびに行政区の皆さん、あるいは民生委員であるとか、幅広くそういったことが可能となる皆さんへの働きかけということは継続してやってまいりたいと思っているところであります。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

歳出の衛生費についてお伺いします。

風しん抗体検査業務の委託料が8万7,351円という実行結果ではありますが、この事業は令和4年度から3年間延長されたもので、当初の予算では37万4,000円を計上されていましたが、実行計画についてどう判断されているのか。また、今後どう対応されているのかお伺いします。

○菅決算審査特別委員長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

風しん抗体検査についてですが、予算に対して、令和4年度の実績については少ない人数でもございました。そのため、令和5年度も6年度も継続して実施していくということになっておりますので、今年度につきましても個人への受診勧奨をしておりますし、また役場庁舎内の職員で対象の者にも、未受診の方には積極的に受けていただくように説明をしているところです。

また、各種健診とかの機会に、対象でまだ未受診の方には検査を勧めていくことで、今年度は取り組むということで実施しております。今年度も一応40人を目処にということで計画を立てているところです。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

船戸委員。

○船戸健二委員

これから3年間、根気強くPRに努めていただき、より多くの受診を勧めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

播間委員。

○播間章浩委員

今後の企業誘致について伺います。

現在、大樹町で用意しております川南工業団地も、今いろいろな会社からお声かけをいただいているとお聞きしております。その後、新しい工業団地だったり、企業を誘致する土地の確保だったり、今後の予定があればお聞きしたいと思っております。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

川南工業団地は、あと2区画となっております、大きな土地というか、大きな工場とかが入れない状況でございます。企業が誘致されて、工業団地を新たに用意するのかというところですが、その適地が現在は見当たらないところでありまして、現在、都市計画マスタープランの見直しを行っており、用途区域の見直し等々も行っておりまして、例えばですが、住宅専用地になっているところに工場は建てられないのですが、そういったところの見直しは必要かどうかの検討を現在しているところでありまして、また、用途区域の拡大につきましても、現在、白地になっているところにも用途区域が必要かどうかの検討を加えており、そういったことで対応もしていきたいと思っております。

企業誘致は、工業団地が必要で、すぐ大きなものが来るという状況であればまた違うのですが、現在はそういった声を聞きながらという状況になっているところではあるのですが、今後そういったニーズを把握しながら、土地利用についても対応していきたいと思っております。

ただ、市街地においては、大きな土地はあまりありませんので、必要な場合は根本的に考えなければならない時期に来ているのかとは思っております。

○菅決算審査特別委員長

播間委員。

○播間章浩委員

町長おっしゃるとおり、市街地の中では段々新しい土地の利用というのが難しいと私自身も感じております。その中で、今、大樹町内を視察したりといった企業なのですけれども、やっぱり工業系の会社が多い感覚があります。ですので、市街地というよりも都市計画の見直しというのがありますけれども、郊外で大きな土地の利用というのでも検討してもいいのかと思っております。話が出てから整備し出すと、なかなか追いつかないというところもあると思いますし、ある程度先行して選定も必要かと感じておりますので、その辺り、是非ご検討いただければと思います。

○菅決算審査特別委員長

休憩します。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○菅決算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

総括質疑を受けます。質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

教育長に伺います。

学校教育の関係で、少人数学級のことでございます。前年度も35人を超えなくとも二学級にして、クラス替えのないことを避けたいということをおっしゃっておりまして、大変重要なことだと考えております。

それで、現状と、引き続き35人切っても、あるいは30人切っても実施されていると聞いたのですが、その点についても伺いたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいま少人数学級の編制についてのご質問でございました。

まず、現状でございます。大樹小学校において、1年生、3年生につきましては、町独自の予算付けをしまして、教員を雇用し、二学級編制としております。5年生、6年生につきましては、北海道の少人数学級実践研究授業研究校ということで、この両学年については、国に先んじて35人学級ということで二学級編制をしているところであります。

なお、2年生、4年生については、既に二学級ということを進めておりまして、小学校は全学年二学級編制で今進んでいるところでございます。

今後ということでございます。明確に何人になったら二学級、少人数指導ができるかでき

ないかというのは、公的なものは、今、国・北海道が基準で示しております35人というのがあくまでも基準となっております。ただ、本町としましては、義務教育の入門期でありませぬ低学年、1・2・3年生につきましては、予算の関係もございますが、そういうことを鑑みながら、何とか二学級編制できめの細かい指導をしたうえで、小学校の入門期をスタートさせたいと思っているところでございますが、そのときの子ども的人数及び町の予算といったものを勘案しながら、なるべく子ども達にとってより良い環境を整備していくという視点で考えて対応してまいりたいと思っているところであります。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

昨年、プールが新しくできました。旧プールの関係ですが、解体予定はあるのか。また、その敷地を、何か今後予定しているのか。できれば、将来的に第6期の中で検討されるという答弁もありましたが、学童保育所をその後に建設できればと私なりに思っているところなのですが、その辺りの経過あるなしで、なければいいのですが、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

旧プールの解体の予定でございますが、今すぐに解体ということになりますと、単独費用ということになりますので、今言われましたような、跡利用が考えられたときに併せて解体もしたいと思っております。

跡利用につきましては、今言われたようなプランも含めて今後の検討ということで今考えているところでございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかにありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

教育委員会に、学力観といたら、いろいろ人それぞれあるものですから難しいのですが、私、教育委員会で児童生徒がどれほどの学力を維持できているというか、確保されているのかということからお聞きしたいと思っております。

どうしてこのことを言うかといいますと、実は教育研究所の執行予算が異常に低かったものですから、そういう学力に対するいろいろ指導的な各学校なり先生方に対するサービシ的なあれが落ちているのではないかと、それで教育委員会にお聞きしたいと思っております。

先生方のそれぞれの指導方針や学級の中でもいろいろありますが、昔に比べて今変わったと思っているのは、宿題が極端に少なくなったり、夏休み、冬休みの学習でも、夏休み帳、冬休み帳なんかも本当にぺらぺらになっております。それで、教育委員会として現況をどう思っているのかということ。

それから、先生方のそれぞれの学級の方針、学校の教育方針がありますので一概に教育委員会がどうすれということは難しいとは存じていますが、秋田県の例で見聞したら、算数と国語を、俗に言うドリルみたいなものをエンドレスで1年間、父母も含めて丸つけしたりやっていたのが印象的なのですよ。その授業の中で完結するような学力向上というのが一番望ましいのですが、なかなか教育課程上であれもこれもという中では直接的な学力向上のための指導も難しいのではないかと考えているのですが、その状況と将来的なことについて教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

大樹の子どもの学力についてのご質問でございます。

まず、現状でございます。客観的な子どもの学力を測る一つの物差しとして、毎年文部科学省で行っております全国学力・学習状況調査がございます。今調査には、今年度も本町の6年生が町学校では参加をしております。中学校は3年生が参加をしております。その結果が過日届きまして、後ほど、先ほど話題にもなったございました教育研究所のほうで大樹の子どもの学力という形で分析し、その実態の応じた具体的な授業改善を含めた改善の手だてを明確にして、後ほど各学校に資料提供という形で配布する予定になってございます。

また、各学校におきましては、それぞれの学校の調査結果を踏まえまして、現状と授業改善、さらには家庭との連携ということで、家庭学習の在り方等について検討し、各学校の中の学校改善プランという形で授業の改善、あるいは家庭との連携という形で具体的な取組を今検討し、間もなく公表し、具体的に動く予定でございます。

なお、教育委員会としましては、子どもの学力の定着、あるいは学力の伸長という観点から、各小中学校におきましては、学習アプリということで、ICTを活用したドリル学習を使えるようにということで、そちらの予算を出しまして、各学校で導入し、授業等、あるいは家庭学習に活用いただいていると聞いております。

そして、教育委員会としましては、そういった取組を通じながら、子ども達が進学、進級するときに困らない学力はどの子にもつけなければならないということで、各学校に、先ほど申し上げました、全国学力・学習状況調査等の客観的な調査結果を基に、具体的な改善をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

I C Tのこともお伺いしたいと思ったら、もう頑張っているということですので、学力を無理やり競うのは、僕は求めていません。それぞれ1人1人の子ども達が、自分はこういう職業に就きたいとか、こういう進路や自分の夢がかなうよう確実に担保されることを望んでおります。しかしながら、現実的には獣医になりたいと言ったら獣医の学校は正直な話、非常に難しい入試を突破しなければなりませんので、現実論として、競うのではなくて1人1人の確実な学力をと思っております。

学力コンクールのことも重要だと思うのですが、教育委員会は頑張っていますが、英検ですとか数検とか漢検とか、そういうことで学力が知らず知らずのうちに高まっていくことも十二分に考えられますので、今ある延長線上の英検、数検、漢検のような、あとほかに、高校生だったらTOE I CとかTOE F Lとかいろいろな英語一つ取ってもそういう客観的なものがありますけれども、是非独自に今あるものを一歩も二歩も進めていただくことが子どもの学力を増進というか伸長されて、自分の夢も実現できることではないかと思っておりますので、そういうことに傾注していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

委員ご指摘のとおり、学力の下支えとして英語検定、数学検定、漢字検定等行ってございます。また、高校生においては、各種検定の補助等も行っているところでございまして、そういったものも子どもの学習に向けた自信につながっていったり、意欲につながるものだと思っておりますので、そちらにつきましても今後も継続してまいりたいと思いき、さらなる受験者の掘り起こし等も学校と協力しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかにありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

乳がん検診についてお伺いしたいのですが、乳がんの早期発見、治療、北海道市町村職員の助成制度があり利用することができるということで、また女性スタッフが対応する乳腺クリニックもあります。十勝17市町村が助成制度を利用しているわけなのですが、そこで、十勝17市町村がこのクリニックに助成対象として名前が出ているのですが、大樹町の名前が出ていない。これは受診者の選択肢の幅を広げるという面では、なぜ名前がここになのか、加入することはできるのか、お聞きします。

○菅決算審査特別委員長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

乳がん検診の助成についてのご質問ですが、大樹町では、町で行う集団健診と協会病院に委託している健診があります。また、節目年齢の年度で41歳になられる方については、クーポン券を発行しまして無料で受けられる健診を行っておりまして、そこにつきましては、十勝の町村会で委託しておりまして、そこで委託している医療機関全てで乳がん検診を受けられるということになっております。

現在、乳がん検診につきましては、協会病院で行っている助成もございますので、そちらをご利用していただくということで、帯広に新しくできた医療機関かとは思いますが、そちらとは直接委託契約はしてございません。できないかという、できないことはないのですが、需要として今あまりないということで委託はしてございません。

○菅決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

委託はしていないと。でも、十勝で17市町村がそこに加入というか名前を連ねて、これがパンフレットにも出たのですが、これを見ていると市町村の名前が出て、大樹が載っていないと。大樹町はなんで載っていないのだと。受診者の選択肢の幅が狭まっていると。これは広い面で、病院の好き嫌いもいろいろあると思うのですよね。これも選択肢の一つとして、広くそういう場を持つべきではないかと思うのですがいかがですか。

○菅決算審査特別委員長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

貴重なご意見ですので、今後検討していきたいと思えます。

○菅決算審査特別委員長

ほかにございませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

水産振興費についてお伺いします。

今決算においても、負担金、補助及び交付金や各種事業を支援されていますが、現在の大樹町の漁業従事者不足は、非常に深刻な状況だと私は思っております。水産庁でも、北海道においても、情報発信や就業相談会が開催されていますが、大樹の漁業現場において、新規就業者の確保が非常に困難な現状であり、船員が確保できずに漁に出られないという事例も出てきています。現在の各種補助事業、支援事業に加えて、今後、町としても組合と連携し、漁業従事者の担い手確保の支援や助成の拡充が必要だと思うので、その点についてお考えをお伺いします。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

漁業者の後継者も含めて従業者不足という部分は、いずこの業界も働き手が不足しているというのはあることなのですけれども、特に漁業の場合は不足が顕著であるということには認識しているところでございまして、これらの確保につままして、漁獲のこととかいろいろあると思いますので、職業の選択の中で漁業が魅力的になるような施策が重要なのかなと思います。不足に対して、実際なかなか後継が少なくて後々困るという話は出ていますけれども、その辺りについて、実際のところの漁協とよくよく相談をしまして、漁協と話合いながら、何か打つべき対策があれば、町も協力してやっていきたいと思いますので、まずは漁協と話をしてみたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

ほかにありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

生涯学習センター費について、需用費です。燃料費関係なのですが、現在、スマート街区でチップと化石燃料と両方供給していると思うのですが、まだチップの割合が金額ベースで大体40%くらいの供給率なのですけれども、実際はもう限界ですか。今、スマート街区から出している供給率について、限界かどうかお聞きしたいと思ひまして。

○菅決算審査特別委員長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

スマート街区事業で管理しているのが総務課ですので、私のほうでお答えさせていただきたいと思ひます。

昨年1年間のスマート街区で木質ボイラーの運用は、4月に1か月間運転して、夏期間は運用してごひません。11月から翌年3月までまた木質チップを併用しているような形です。昨年の利用実績から言ひますと、令和3年度で学習センターの年間需要量が4万8,000リットルでした。それに対して令和4年度は2万8,000リットルということで、委員おっしゃるとおり、4割程度削減してごひます。これ以上の削減は見込めないかと言ひますと、実質、夏場チップを運用しないで化石燃料を使っておりますので、そういった部分では、まだまだ化石燃料に頼らないでチップに依存する分は大きいかと思ひますが、ボイラーの運用効率が夏場は下がるというのをお聞きしてごひますので、そういった兼ね合いもあつて、今後どの時期に木質を併用していくかというのは、データを見ながら検討を重ねて運用してごひきたいと思ひているところでごひます。

以上でごひます。

○菅決算審査特別委員長

ほかにごひませんか。

安田委員。

○安田清之委員

まず一つ、物品売払、昨年、町営牧場の飼料等のあれで、牛がないので飼料を売ったということになっておりました。今年も乳量が少ないので、売払いをするのか、しないのか。その金額を調べると、随分少ないと思っておりました。これが適正なのかどうなのか、こちら辺をお教えいただきたいと。

今後、牛の預けが伸びてくるのであれば別ですが、また今年も同じように数量は増えていないということですので、飼料等、牧草ですね、これをまた販売するのか、しないのか、こちら辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○菅決算審査特別委員長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

物品の売払いに関してだと思えます。

昨年、物品の売払いでロールパックを売払いしています。単価7,000円、30本ほど売払いをさせていただきました。今後の見込みなのですが、やはり今後も増えていくかは考えてございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

まだ増えていくという解釈でいいのだね。

ロールパックというのは、ビニールか何かをかぶせたやつだよ。あれって1個当たり、僕の知っている限りでは1万8,000円ぐらいでしょう。そんなに言わないのかい。言わないの。適正なの、それ。ところで。売っているのは1万円なのか3,000円なのか2,000円なのか。こちら辺、適正な価格で売っているのだろうと認識はしておりますが、今後そうしたら、この金額以上で売られていくという認識でよろしいですか。

○菅決算審査特別委員長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

ロールパックなのですが、昨年、1本7,000円で売っております。これは市場価格と見ながら値段を設定してございます。

今年度も、ロールパックを作りましたら、うちの町営牧場の牛にもあるのですけれども、余り次第売っていく形を取っておりますので、今後も増えることは予想してございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

7,000円というのは、梱包料をつけて売っているのだらうと思います。市中では7,000円では売れていません。それ以上です。ここら辺はしっかり認識をしておいてください。

それでは、次に進みます。いいですか、委員長。

○菅決算審査特別委員長

いいです。

○安田清之委員

商工業の関係で利子補給をしております、大樹町。まず一つ、この利子補給は何のために行われているか、お聞かせいただきたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

目的でございますが、大樹町内の中小企業の育成振興並びに経営の合理化を促進するという目的でございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

大変すばらしい観点で今までも続けていただいていることは、皆さん感謝していることだらうと思っております。

しかしながら、近年、借りる方が減っている理由は何か調査しているかどうか、お聞かせいただきたい。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

現在、町で1億円を帯広信用金庫に預託いたしまして、融資枠を4億円用意してございます。一時期3億円を超えるような融資枠があったのですが、新型コロナウイルスによって国の施策もありまして、金利を実質ゼロにするという融資を出していることもありまして、そちらに融資が流れたというところもありまして、現在は1億7,000万円程度の融資枠となっております。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

コロナの資金、特別融資ですね。これは、町も利子補給を手厚くしているところでありますが、現実的に運転資金並びに設備資金という利子補給になっておりますね。それからもう

一つは、指定銀行以外は利子補給をしないと。一番先にお聞きした、何のためにという部分でいくと、どこの銀行で借りても利子補給をするべきだと、僕は思うのですよ。

なぜなら、窓口が少ないと金利が固定される可能性がある。今、帯広信金の金利、市中銀行、よそで借りた金利等々を鑑みると、違うところから借りている方もおります。運転資金並びに設備資金ですね。利子補給をする考え方に基くと、どこで借りても利子補給をするべきだと僕は思うのですが、前向きに考えることができるかどうか、町長にお伺いします。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

利子補給の補給先を固定せず、実態といいますか、借りたところの補給をしたらいいのではないかというご意見かと思えます。

これまでの利子補給も長いことやっておりまして、経過というのもあるかと思えますし、あるいは町内の金融機関を確保すると。今、金融機関もこれから先どうなるかという時代でもありますので、そういった面もありますので、そういったことも鑑みながら、特に商工会のお考えもお聞きしながら、広げるのがいいのか、現状がいいのかということの議論はしてみたいと思えます。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

商工会と。これは、前々から僕聞いているのですよ。答弁は前の町長も同じ、その前の町長も同じ、商工会と協議をしてという。協議だけでずっと進んできているのですよ。これずっとやってきていますから、僕ね。

現実的に、商工の振興のために利子補給を始めたのですよね。そうですね。であれば、どこで借りてもするべきだと。なぜなら、下手すると帯広指定機関、大樹に1か所、それから国民金融公庫の二つですよね。だけれども、銀行はたくさんありますよね。その銀行だけを守らなければいけないのか。であれば、我々も守っていただかなければ困るのですよ、商工業をやっている方、そうですね。だって、金利がほかで借りたほうが安くて、指定されたほうが高ければ、一番困るのは借りたほうですよ、現実的に。そう思いませんか町長、この部分。

まず、指定銀行から借りたら1.25でした。ほかの銀行から借りたら1.1でした。であれば、安いほうが払うほうとしては有り難いのではないですか。そう思いませんか、どうですか。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

商売は自由でありますので、安いところから借りるということは当然あるかと思いま

すし、銀行も競争の社会でありますので、他店よりも有利な条件で貸したい銀行もあろうかと思えます。それはそれで商業の自由ですので、そういうものだと思いますけれども、町としてどうなのかというところは、その部分だけではなく、地元の金融機関という部分も鑑みながら考えていかなければならない部分もあると思えますので、その辺を考慮しながら議論してみたいと思えます。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

しつこくいきますので、町長ごめんなさいね。

現実的には、金融機関は守られているのですよ、国に、きちんと。潰すときは金融庁が潰すのですから。法的資金を投入して守るのですから。民間企業はそういうことはございませぬ。金融庁は、銀行、組合等々はしっかり守っているのですよ。商人、それから漁業者含めて、誰も守ってくれていないのですよ。それをうちの町は守るのですか、もう一度。商業のための振興のためと言っているのであれば、安いほうから借りて、少しでも助けてやろう、金利を助成するから下がると。その分を上乗せしているのですよ、銀行は。うちしかいないのだから競争原理は一つも働いておりませぬ。これでは駄目だと思うのですが、町長どうですか。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

金融機関が金融庁に守られているという部分と、私が地元の金融機関というのは若干意味が違いまして、地元企業という意味で、もちろん商工業者の皆さんを守るというのはおこがましいですけれども、活力を持って活動していただけるような制度というのをこれまでもやってきたし、これからもやっていこうと思っているところでありますので、金融機関も同じように、やはり地元の金融機関をまず大事にしたいという気持ちはあります。

ただ、金利の話で、もっと有利なところがあるという部分は、これは当然だろうと思えます。借りる自由はどこにいてもありますし、金融機関同士も競争されているわけですから、それに対して異存はないわけですが、果たして利子補給というところで、範囲を広げるのがいいのかというところは、全くどこでもいいですよとできるのかどうかも含めて、繰り返しになりますけれども、商工会ともよく相談しながら考えてみたいと思えます。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

十分検討をしていただきたいと思えます。

現実的には、僕は農協にも金融機関ありますよね。水産、漁業組合にも。であれば、そこも同じ地元の金融機関という解釈もできると。並びに郵便局も貸出しをしますよね。何で1

社だけなのかと。

現実的に、本当に商店の方、大きなお金を動かすときに、金利の1%、2%というのは大きいのですよ。今トラック1台買うと4,000万円、5,000万円ですよ、要は。こういうものをしっかりと職員の皆さんも、車もどんどん上がっているでしょう、買うとき。今はもう2年待ちだなんてやっている。だから、1円でも安く自分の商店を守ろうというのは、商店の皆さんの努力だろうと僕は思っております。

やはり守る以上は、一機関はすばらしい銀行ですから金利も多分安いだろうと。だから、高いのはそこの経営が悪いから高いのかもしれないという解釈もできるわけですね。ところが、安いところもあると。だけれども、地元のほうが高いと。これは商売の原理で貸すほうは自由ですから、高くしようと、最低何%という金利は決められていますから、その範囲で貸すわけですけれども、ここら辺は、利子補給を町は振興のため、商店が努力にしてくれているということに僕は十分感謝をしておりますが、大きなお金を動かす業者の皆さんから考えると、1%、2%の金利が負担に、利子補給してもらっても、そっちのほうが将来的には安くなるということになるわけですよ。

だから十分、これは指定機関としている銀行にもしっかりと議論をしていただきたいと思います。何でそうなるのだと、要は。ほかの銀行が安いのに、何で一機関、一つしかないから銀行、現実的に何ぼあれしてもね。だから、現実的には、うちの町融資に対しては、1.25が下段でございましてと言っているのですよ。これでは、指定機関の話ではありません。指定機関であれば、その店の規模等々踏まえたうえで金利を決めるのだけれども、最低はもうここで決めていますと言われると、借りるほうはそれ以上もう言えないのですよ。

ここら辺も町長ね、しっかり検討、商工会と信金と。何で1億しか預けていないのに、預けているのだよね、あれ、現実的には。それで4億円までと増やしてくれたのだよ、これ。伏見町長のときですよ、これね、多分。俺が聞いて増やした。だから、伏見町長のときにやったままなのです。だから、そのときは、黒川町長は商工課長か何かでいたかな。これだと思ふよ。そこら辺も踏まえて、やっぱり実情に合わせて利子補給のことを少し考えていただきたいと思っております。

商工業に多大な補助金やらを出しているのは分かっていますから、そこら辺はしっかり。農協も入れるのか、漁業も入れるのか、そこら辺も議論をしっかりと庁内でしていただきたいと思います。そこだけもう一回、議論はしてくれるということで、確認をさせていただきたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

今回の提案でございまして、しっかりと議論をしていきたいと思ひます。

○菅決算審査特別委員長

ほかにございませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

町営牧場についてお伺いします。

町営牧場の事業運営において、飼料の高騰、農業機器の更新、農業作業委託業務費用等、牧場経営の改善は厳しい状況だと私も理解しております。将来的な収支採算の係数として80%を目標としていると協議会でもご説明をいただきましたが、決算を踏まえて、現在の認識と今後の対策について、どうお考えかお伺いします。

○菅決算審査特別委員長

松木副町長。

○松木副町長

令和4年度の決算を見てもお分かりのとおり、非常に経営収支は悪いです。その要因として、過去も何度か常任委員会場で、まず一つは今の酪農情勢にある、もう一つは世界的な物資の高騰にある。それともう一つ、大樹町内独特の家畜伝染病の状況があるというご説明を、私、農林水産課長兼町営牧場長の頃に何度かさせていただきました。

この状況が今年、来年、解決するかという部分になりますと、非常に厳しいと思います。一旦上がった物資につきましては、これが値下がりするなどということはほとんど考えられませんし、現在、体力を失いつつある地域酪農、これからゴーサインが出ても、すぐにトップギアに入るかどうかという部分もございます。

また、町営牧場は性格上、後継牛をつくっていく、養っていくという職務なのですけれども、現在、町内酪農家飼養頭数を若干減らしながら、後継牛をつくっても搾れない可能性があるということで抑制しているものですから、急激な頭数の回復というのも望めないと思っています。

ただ、大樹町自体は1万4,000ヘクタールという農用地がございますが、そのうちの14分の1は、ほぼ町営牧場です。この土地は、大樹の地域酪農、地域畜産にとって大きな資源と考えていますので、短期的に見ると結構足を引っ張ることになると思うのですが、中長期的に見ていただいて、地域の基幹産業を支えるという部分で、回復の兆しを期待するというものでございます。

ただ、当初、料金改定をしたときに、8割を目指すとやったのは事実でございますし、そのときは、夏1,000頭、冬500頭ぐらいを面倒見られればいいのかと思ったのですが、現在、夏600頭、冬450頭という形です。これが、例えば家畜伝染病から卒業する大規模農場が出てくるとか、また現在、若干牛乳不足と言われ始めているのですが、また生乳の生産がひっ迫気味になるとか、そういった機会があると町営牧場の利用というものも回復するものと思っていますし、それまで若干厳しいのですが、実際、収支としてもかなり悪いと思いますが、できる範囲のコストの削減を通じながら、また自給粗飼料とかのいいものを作って、購入飼料とか購入肥料を減らすといった努力もしながら進めていきたいとは考えているところでございます。

○菅決算審査特別委員長

船戸委員。

○船戸健二委員

基幹産業を支えるという考えはとても理解しますが、ある一定の水準を超えた場合、やはり指定管理や委託管理、売却等も含めて、自前である町営牧場である必要性についても再度議論をしていただき、様々な形を検討していただきたいと思うのでよろしくをお願いします。

○菅決算審査特別委員長

松木副町長。

○松木副町長

ご指摘のとおりと考えています。

とりあえず、今年からは二つの牧場のうちの一つを指定管理に持っていったと。これで多分数百万円単位でありますけれども、経費の節減にはなっているのだらうと思います。幾ら地域の畜産を支えるための貴重な資源と考えていても、やはりそれ以外の部分で町の一般財源を食い過ぎるという部分に関しましては、ご指摘のとおりと思いますので、指定管理から、若しくは運営の委託、若しくは処分というところも踏まえながら、今しばらく検討を進めたいと考えます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

現実的に、今、町の財政、決算を見させていただいて、並びに令和5年度の当初予算等々も承認したところであります。しかしながら、昨今の物価高騰、賃金の高騰を踏まえたうえで、町の財政を鑑みると、苦しい時期が令和7年ぐらいから来ると思います。

起債の償還時期が来るのだらうと認識していますが、間違っていたらお許しいただきたいと思いますが、工事代金、物品、油も含め、全部が値上がりしている状態です。これを町がきちんと町の財政を鑑みて予算を執行していくうえで、本当に予算が足りなくなる可能性が出てくるのではないかと、僕、思うのですよ。僕自身そんなに能力があるわけではありませんが、人件費、まずパートで40円上がるわけですよ、油がもう200円近い、それから家を建てる、家を補助したらいいというご意見もありました。坪百万円、30坪の家を建てたら3,000万円、土地を買ったらもう4,000万円。

僕が町長にお伺いしたいのは、来年度の予算を執行するうえで、令和5年は我々も認めていますから、本当に予算をつくるうえで苦しい思いにならないのかと思っているのですよ。町長方はこういうものをお考えになるときに、心境は今どうですか。お聞かせいただきたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

言われるとおりでございまして、諸物価高騰している、あるいは人件費が上がる、職員の
人件費も今年の人事院勧告では1万円程度上がるということで、数千万円の補正が必要だ
ということございまして、今まではどちらかというところ縮小気味で来ているところもあり
ましたが、令和に入ってから大きな公共事業が多かったのですが、それも一休みという
か、今年は大きなものはないのですが、人件費やその他がいろいろ上がっている。

ある意味、庁舎なんかも高騰の前に終わって、その点ではタイミングよくやれたという、
結果論ですが、ところもあります。ただ、これからもやることがいっぱいありますので、こ
れから行う部分については、高い単価で考えなければならぬ。今までの常識が通用しない
というようなことがあろうかと思えます。

予算に関しては、これからになります、やりたいことというのはたくさんございまし
て、その中で取捨選択しながら、あるいは総合計画で議論をしていただいておりますので、
その中に優先順位をつけながら、計画的に実施していきたいと思っております。諸物価高騰
のことも当然頭に入れながら、有利な起債、あるいは本当に必要な面積なのかとか、規模で
すね、そういうことを吟味しながら進めていきたいと思っておりますし、今ある基金、ある
いは起債の残高、これは先でも答弁しましたが、決して管内的に楽なほうではないという認
識は持っておりますので、そういった中で十分検討しながら進めてまいりたいと思ってお
ります。

委員言われるように、令和7年から庁舎の元金償還が大きくなると。令和7年、8年、9
年がピークだと思っておりますので、その辺も鑑みながら、そこを超えて返していけるよ
うな起債の運用というものも考えていかなければならないと思っております。十分念頭に置
いて取りかかりたいと思えます。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

町長、全部私が聞いたことを言っておりました。

本当にしっかりと、これは町長だけではないのです。本当にお金が大変な時期が来るよ
うなことを職員、ここにおられる課長職の皆さん、参事の皆さん、やっぱり植えつけてい
ただきたい。紙1枚でも大事にしようと、水1滴大事にしようと、そういう何を削れるか、
何をしたらどうなるかという、職員の皆さんも知恵を出していただかなければ、町長、副町
長、教育長の3人だけでは町は回らないのですよ。やっぱり課長職の皆さんが手足になっ
て大樹の町をどうするかという考えをしていただくということが、僕は一番重要だと思っ
ております。

たくさん必要なものがあるだろう、要求もあるだろう。だけれども、本当にいつかこ
をやらなければ、止めなければいけないというものもたくさんある。総合計画でと言っ

いますから、しっかりこの議論はしていただきたいと思いますので、町長、特にお願いをしておきます。総合計画でしっかりと必要外のはしっかり削っていくことを職員の皆さんにも、紙1枚、水1滴、電気、ガソリン、真剣に取り組んでいただかないと大樹町大変なことが起きていくと思っておりますので、職員の皆さんはそう思っていないかもしれないけれども、大樹町がなくなると一番困るのは町民でございますので、よろしく願いをしておやめておきます。

ありがとうございました。

○菅決算審査特別委員長

休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○菅決算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

総括質疑を続けます。総括質疑はありませんか。

播間委員。

○播間章浩委員

TMO活動推進事業の補助金ですが、令和4年度1,450万円支出されておりました。私の勉強不足のところもあるのですが、補助金の趣旨と金額設定、あと補助した後の使い道、この辺りはどのように管理されているか、お聞きできればと思います。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

TMOへの補助金の関係でございますけれども、令和4年度で1,450万円の補助を行っております。この分の内訳としましては、道の駅の運営に係ります人件費分が1,290万円、そして2階の経済センター、2階多目的ホールの経費分としまして60万円、そして新型コロナウイルス感染症対応の特例加算分として100万円を合わせまして1,450万円という形で積算をしております。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

播間委員。

○播間章浩委員

これは、人件費に応じて、もうほぼ固定ということになるのでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

道の駅を運営するにあたりまして、TMOでも年間の出資予算を組みます。その中で収入の分をある程度見込むわけなのですが、それでも補えない分の人件費相当分を町のほうで補助しているというところがございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

播間委員。

○播間章浩委員

町のほうからも1,450万円という形で補助されているということなので、もっと売上を出していけば、こういった補助金も減っていくのではないかと、感覚的などころもあるのですが、そういったところでより道の駅の魅力化ですね、出すばかりではなくて、もっと魅力ある道の駅にするべく、協議会という話もありましたが、そういったところも随時進めていただければと思います。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ございませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

アルコールチェック体制についてお伺いします。

また今年度もアルコールチェック器が増えました。そこで、現在のチェックの器械は何台あって、どのように振り分けられているか、お聞きします。

○菅決算審査特別委員長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

アルコール検知器の数についてお答えさせていただきます。

現在、役場のほうで26台購入してございます。それで、各課に公用車両を持ち合わせておりますので、各課に1ないし2台配布している形で、職員が各課で乗るときにはアルコールチェックをしていただいて、管理者である管理職若しくは管理職がない場合は係長等がアルコール度を管理していただいて、公用車の車両管理部のほうにアルコール度数と確認した責任者の印を押す形で管理してございます。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

ありがとうございます。これは本当に26台もあるということで、また管理職の方々がしっかり見守って確認を取っているということは、職員を守るために大事なことなので、絶

対力を抜かないでしっかりやっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

町長方の耳、痛いかなと思いますが、この間、新聞でマイナンバーの関係で報道されました。記載漏れなのか、何か説明を若干受けて、うちの職員のミスではないような気もするのですが、記載もしなくてもいいような事例ですが、新聞に出ると職員は何をやっているのだというご意見があります。

課長方、真剣に聞いていてよ、これね。町長に言いたいのは、課長は分かっているけれども、係長は分からないでいいと思ったとかということに、連携ミスがあるのではないかと。やはり課長がきちんと目を通し、係長がしっかりとその下に対してもコミュニケーションがうちの役場は取れているのだろうか、どうか。ここら辺、誰に聞いたらいい、町長だね、やっぱりな。横の連携、多分、町長並びに教育長あたりは職員を集めていろいろ議論をしているのだと思いますが、ああいうミスがあるというのは恥ずかしいことであります。

ですから、僕からの提言では、庁舎内にいない職員というのはたくさんいますよね。現実的には教育委員会、らいふ、病院、みんな離れていますよね。目が届いているのだと思うのですが、町長、副町長、教育長がいないと気が抜ける部分があるのだと思うのですよ、現実的に。

こういうことは、離れている、教育長が一番いいの。離れて教育長がいるところの連携はどのようにやっているかお聞かせください。職員とのコミュニケーション含めて、業務用連絡含めて、お教えをいただきたいと。教育長お願いします。

○菅決算審査特別委員長

沼田教育長。

○沼田教育長

委員がおっしゃるとおり、内部の情報共有、そして連絡、報告、相談体制というのは、組織にとっては必須の要件だと思っているところであります。教育委員会は、庁舎から離れて独立して業務にあたっておりますが、私どもの体制としましては、朝と帰りに必ず全員によります打ち合わせを持っております。また、毎週1回、係長、課長、それから私含めた内部での1週間の行事、事業等を見据えたうへの打ち合わせ、連絡等をしているところでございます。

また、庁舎との打ち合わせにつきましては、毎週1回、町長の下で管理庁議をやってございますので、そのところで、本庁舎と離れております私どもの連携と情報共有というのは図っているところでございますが、ミスというのは、委員おっしゃるとおり、そういったところから綻びが見えているというのは、私どもも日常の中で冷やっとするところがございますので、今後も引き締めて内部で情報共有しながら、しっかりと組織として同じ方向を見て進

んでまいりたいと、改めて今背筋がぴんとなったところでございました。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

教育長にいいことを言っていたので、十分心に秘めて職員、ここにおられる方は最高幹部ですから、しっかりと職員に対して物を言っていたきたい。憎まれることを嫌がったら、課長職等々、町長、副町長等々はやれないわけです。町長、副町長というのは全部見られないのですよ。お願いできるのはあなた方課長職しかいないので、これはしっかり肝に銘じてやっていただきたいと私からお願いをしておきます。

そのまま続けていいですか、もう一つ。

○菅決算審査特別委員長

別な案件ですか。どうぞ。

安田委員。

○安田清之委員

若干関連するのです。聞くことはね。

私ね、いつもこの頃思っています、うちの職員、ネームはつけています、現実的には。服の中に入れてしまったら名前は分かりません。町長も含めて、みんなボタンすると、その中に入ってしまうのだよ。

案ですから、お願い。するしないは別ですから、町長にお考えいただきたいのは、どこの会社でも記章ってありますよね。我々議員もしていますよね。職員はしていないのですよ、誰も。うち、記章ってないのですか、町長。まず一つお伺いします。記章はないのか。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

襟につける記章は作っておりません。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

僕ね、作るべきだと思うのですよ。せいぜい、そんな高いものではないでしょう。町が持つて、はい、使いなさいと。万が一、辞めたときには、お返しく下さいと。これはどこの企業もそうですから、要は。これを僕は作るべきだと、まず思います。そこら辺、町長どうですか、そういう考えありますか。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

記章につきましては、十分考えたいと思っております。私も、道の職員に1年派遣されて、そのときも記章、道のマークを貸与されました。貸与ですので、離職するときにはお返しすると。なくしたら始末書ものというものでございますけれども、そういったことがございました。道職員皆さんつけておられますので、町としても、公用車と同じで、大樹町の車ですというのと、私、大樹町の職員ですという部分の表示のためには記章があつて、そしてマークは町章のマークでありますので、これに愛着を持って、誇りを持って仕事をしていただくという部分でも、記章に関しては、今まで私も職員生活四十数年やっていますけれども、ずっとなかったのです。ただ、町によっては作っているところもありますので、今後うちの町でもぜひ導入するべきではないかという思いもありますので、内部でよく検討してみたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

十分協議をしていただきたいと思います。

それと、僕、今回、議会として相馬のほうに親善訪問をさせていただきました。そこで思いついたことをしゃべらせていただきます。

現実的に、職員の皆さんがきちんと、相馬市の人間であるという腕章をかけているのですよ。お迎へのときも、何のときも。ですから、いろいろなところから何千人という人が来ていても、ああ、この人方は相馬市の職員の皆さんだなど分かるような腕章をしていた。うちははんてんを着ているけれども、買っていますよね、大樹町で。はんてんだと。ほかの人も着ていると分からない。職員なのか、職員ではないのか。ああいうこと含めて、町長ね、考えるべきだと思います。

現実的に、相馬野馬追の親善訪問をさせていただいたときの職員の対応の仕方、職員並びに街の人と会うことの多さというのがあるようで、きちんと市の職員という自覚を持ってネームプレートと腕章をしていると。

うちは今、柏林公園祭りがありますが、商工会もはんてんを着たり、役場もはんてん着たり、大樹町商工会とは書いてあつてもそこまでは見ないのだと思います。きちんとスタッフとして、大樹町の職員として分かるようなことをするべきと。襟にする紋章と同じようにお考えいただければありがたいと思いますし、対応の仕方、町民に対する対応、職員の顔が見えない。現実的に我々は課長職、係長職は会っていますから分かりますけれども、若い方は案外住民とのコンタクトが、交流が少ないような気が私自身はしております、現実的に。職員の方が住民との関わりが少ないような気がしておりますので、それも含めて職員という自覚を持たすうえで、そういうことをしっかり協議を、紋章、町章を含めて検討していただきたいと思いますが、町長、お願いをいたします。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

今言われましたことを、イベント等で職員としてきちんと分かるようにという部分は、大事だと思っております。私も相馬市に行かせていただきまして、皆さん、本当に暑い中、大変一生懸命汗だくになって私どもを接待していただいたと。それも元気よく、明るく接待していただいたということは、大変印象に残っておりまして、我が町の職員も一生懸命やるのですけれども、相馬市を見倣っていったらいいと思っております。

その点では、私が常々言っているのは、5,400人の町民の皆さんが私どものサービスのお客様ですので、5,400人のお客さんを覚えること、それから覚えてもらうことが大事だと常々言っております。そういった意味でも、こういったイベントのときは職員ですということで、顔を売るといいますか覚えてもらう、そしてこちらも覚えていくと。ふだんの仕事の職務ではない部分で関われるわけですから、一期一会でありますので、そういったところを大事にして次の仕事に活かしていくことが大事かと思っておりますので、はっぴ等も着るし、駐車場係の方は腕章もしますし、ビブスも着たりして、分かるようにはしていますが、さらにわかりやすいような方法も考えてみたいと思います。

ありがとうございました。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了します。

これより、認定第1号の討論を行います。討論はありませんか。

志民和義委員。

○志民和義委員

ただいま提案されております令和4年度大樹町一般会計決算認定に反対の討論を行います。

総務費、徴税費、賦課徴税費の十勝圏複合事務組合滞納整理機構への支出でございまして、日頃から滞納整理に町職員が力を合わせて取り組んで高い収納率を上げており、そのことを承知しております。しかし、私は町民の問題は町職員で解決していくことが重要だと考えております。住民の事情をよく知っている職員にそれを解決していく力を備えていると認識しておりまして、以上の理由から、滞納整理機構に回すことなく職員で徴収するべきだと考え、本決算認定に反対をいたします。

○菅決算審査特別委員長

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

西田輝樹委員。

○西田輝樹委員

令和4年度一般会計決算認定の賛成討論をさせていただきます。

令和4年度大樹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

歳入の状況を見ますと、調定額に対する収入割合は、前年度と同割合の99.8%となっています。主要財源である町税の収入割合は、前年度から0.3ポイント増の98.2%と、引き続き高い数字を維持しており、決算額も前年度を4,291万円ほど上回る9億5,728万円となっております。

歳出の執行率は、前年度から3.9ポイント減の93.5%となりましたが、翌年度繰越額を除いた不用額は、前年度とほぼ同割合の1.7%であり、効率的に予算執行されているものと判断します。

この結果、繰越財源を除いた実質収支は3億408万円の黒字となり、歳入の確保や歳出の削減に対する努力は十分評価できるものと考えます。

また、地方債の現在高は、一部繰上償還を行ったことにより、起債償還額が起債歳入額を上回ったことから2億6,609万円減の92億4,223万円となっております。

基金残高については、起債の一部繰上償還に減災基金を繰り入れたことなどにより、3.1%減の39億6,361万円となっておりますが、報告のあった健全化判断比率を見ても起債の償還が計画的に進んでいることなど各比率を維持しており、引き続き健全な財政状況となっております。

予算執行の内容及び成果についても、決算審査意見のとおり、効率的かつ適正に執行されておりますので、令和4年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。

○菅決算審査特別委員長

次に、反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○菅決算審査特別委員長

着席してください。

起立8名、起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定することと決しました。

◎延会の議決

○菅決算審査特別委員長

お諮りします。

委員会運営の都合上、本日はこれで延会とし、あさって14日午前10時から委員会を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とし、あさって14日午前10時より委員会を開催します。

◎延会の宣告

○菅決算審査特別委員長

本日は、これにて延会といたします。

延会 午後 2時24分

令和4年度決算審査特別委員会会議録（第3号）

令和5年9月14日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 委員会記録署名委員の指名
- 第 2 認定第 1号 令和4年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 3 認定第 2号 令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について
- 第 4 認定第 3号 令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 4号 令和4年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 5号 令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 6号 令和4年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第 8 認定第 7号 令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第 9 認定第 8号 令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定について

○出席委員（10名）

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1番 播間章浩 | 2番 寺嶋誠一 | 4番 吉岡信弘 |
| 4番 西山弘志 | 6番 船戸健二 | 7番 杉森俊行 |
| 8番 西田輝樹 | 9番 安田清之 | 10番 志民和義 |
| 11番 菅敏範 | | |

○欠席委員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|-------|
| 町長 | 黒川豊 |
| 副町長 | 松木義行 |
| 総務課長 | 吉田隆広 |
| 住民課長 | 水津孝一 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼
町立尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 清原勝利 |
| 保健福祉課参事 | 瀬尾さとみ |
| 保健福祉課参事 | 明日見由香 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 奥純一 |

会計管理者兼出納課長

楠 本 正 樹

町立病院事務長

下 山 路 博

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

牧 田 譲

<教育委員会>

教 育 長

沼 田 拓 己

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長

佐 藤 弘 康

主 事

奥 野 美 咲

◎開議の宣告

○菅決算審査特別委員長

ただいまの出席委員は10名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○菅決算審査特別委員長

日程第1 委員会記録署名委員の指名を行います。

委員会記録署名委員は、規定により、委員長において、

船戸健二委員

杉森俊行委員

を指名いたします。

◎日程第3 認定第2号

○菅決算審査特別委員長

日程第2 認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第9 認定第8号令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまで、以上、一括議題とされた8議案のうち、日程第2 認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定についての審査は終了しておりますので、これより、日程第3 認定第2号令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定についての審査に入ります。

関係説明員から議案並びに事項別明細書の説明を求めます。

水津住民課長。

○水津住民課長

それでは、認定第2号令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について説明させていただきます。

決算認定についてご説明申し上げますので、議案の次のページ、総括表をご覧ください。

令和4年度国民健康保険事業特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入。

保険税、決算額1億5,879万2,951円、不納欠損3,000円、収入未済額1,630万4,731円、収入割合は90.7%で、前年度と比較して1.5ポイントの増となっております。国庫支出金、決算額4,000円、道支出金4億6,092万7,267円、財産収入127円、繰入金9,534万3,917円、繰越金1,130万1,935円、諸収入7

8万316円。

収入合計、予算額7億4,370万5,000円、調定額7億4,345万8,244円、決算額7億2,715万513円、不納欠損が3,000円、収入未済額が1,630万4,731円、収入割合は97.8%でございます。

次に、歳出ですが、総務費、決算額5,494万3,379円、保険給付費4億3,348万9,811円、国民健康保険事業費納付金2億1,965万1,000円、共同事業拠出金の支出はございません。保険事業費515万5,894円、公債費の支出はございません。諸支出金615万3,200円。

歳出合計、予算現額7億4,370万5,000円、決算額7億1,939万3,284円、不用額2,431万1,716円、執行率が96.7%です。

歳入歳出差引残額775万7,229円で、同額を翌年度へ繰り出すものでございます。

次に、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書261ページ、262ページをお開き願います。

歳入です。収入済額のみ申し上げます。

1款、1項ともに保険税、1目一般被保険者保険税、収入済額ともに同額の1億5,879万2,951円。現年課税分では、収入割合が98.3%で、前年対比、増減なしです。滞納繰越分では収入割合が28.8%で、前年比5.8ポイントの増となっております。不納欠損は1件分で3,000円となっております。2目退職被保険者保険税、収入済額はございません。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険災害臨時特別補助金ともに同額の4,000円です。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金ともに同額の4億6,092万7,267円。保険給付費に充てられている普通交付金が4億3,355万4,267円と、特別交付金が2,737万3,000円となっております。

4款財産収入、1項財産運用収入、次のページ、1目利子及び配当金ともに同額の127円です。

5款繰入金9,534万3,917円、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金ともに同額の8,311万8,917円。このうち保険税の負担を抑えることを目的とした5節一般被保険者療養給付費繰入金を皆減し、6節その他一般会計繰入金に変え、国保会計基金に積立てを行うものです。

6款、1項ともに繰越金、1目前年度繰越金ともに同額の1,130万1,935円。

次のページに移りまして、7款諸収入78万316円、1項延滞金及び加算金、1目延滞金ともに同額の64万9,300円。2目加算金の収入はございません。2項雑入13万1,016円、1目療養給付費等負担金、基金の積立てをしたことにより皆減です。2目第三者行為徴収金4万1,108円。3目雑入8万9,908円。

収入合計、予算現額7億4,370万5,000円、調定額7億4,345万8,244円、

収入済額7億2,715万513円、不納欠損額が3,000円、収入未済額が1,630万4,731円となるものがございます。

次に、歳出を説明いたしますので、267ページ、268ページをお開き願います。

歳出です。支出済額のみ申し上げます。

1款総務費5,494万3,379円、1項総務管理費、1目一般管理費ともに同額の5,307万7,434円、12節委託料では国保事務に係る電算システムにつきまして、市町村の事務軽減、費用負担軽減の観点から令和2年度に北海道が導入しました国保事務処理標準システム保守業務をするため経費を支出してございます。次のページに移りまして、2項徴税費、1目賦課徴税費ともに同額の175万2,245円。3項、1目ともに運営協議会費ともに同額の11万3,700円。

2款保険給付費4億3,348万9,811円、1項療養諸費3億7,900万3,058円、前年対比で99.1%となっております。1目一般被保険者療養給付費3億7,624万850円。次のページに移りまして、2目一般被保険者療養費174万5,945円。3目審査支払手数料101万6,263円。2項高額療養費5,201万2,643円、1目一般被保険者高額療養費5,201万2,643円、前年対比98.3%となっております。2目一般被保険者高額介護合算療養費の支出はございません。3項移送費の支出はございません。4項出産育児諸費210万1,050円、1目出産育児一時金210万円。2目審査支払手数料1,050円。5項葬祭諸費、1目葬祭費ともに同額の24万円。次のページに移りまして、6項傷病手当諸費、1目傷病手当金13万3,060円。

3款国民健康保険事業費納付金2億1,965万1,000円。この納付金は、平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化されたことにより、北海道が算定した額を納めるものがございます。1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分ともに同額の1億5,437万7,000円。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分ともに同額の4,651万2,000円。3項介護納付金分、1目介護納付金分ともに同額の1,876万2,000円。

4款共同事業拠出金、1項、1目ともに支出はございません。

次にページに移りまして、5款保健事業費515万5,894円。1項保健事業費、1目保健衛生普及費ともに同額の57万785円。2項、1目ともに特定健康診査等事業費ともに同額の458万5,109円、12節委託料の特定健康診査の実施人数は412人となっております。

6款公債費の支出はございません。

次のページに移りまして、7款諸支出金615万3,200円、1項償還金及び還付加算金36万4,200円、1目一般被保険者保険税還付金9万200円、2目保険給付費等交付金償還金27万4,000円。2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金ともに同額の578万9,000円。この繰出金は、北海道から大樹町立病院の運営に特別に要した費用として交付された緊急患者受入体制に対して病院会計に繰り出したものがございます。

歳出合計、予算現額7億4,370万5,000円、支出済額7億1,939万3,284円、不用額2,431万1,716円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

議案並びに事項別明細書の説明が終わりました。

これより、事項別明細書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

国保会計を支える被保険者の数は、ここずっと減少していると前も聞いたのですが、その傾向は今も変わらないでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

水津住民課長。

○水津住民課長

委員おっしゃるとおり、世帯数は年々減ってきてございまして、令和4年度は772世帯となっております。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

262ページの保険給付費等の交付金で、保険者努力支援金ということで支援を受けているというか交付を受けているようにここに書いてありますけれども、具体的な努力というのはどういうことで評価されているのでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

水津住民課長。

○水津住民課長

保険者努力支援分につきましては、予防、健康づくり等、特定健診、メタボ予防など、取組状況に応じて交付される交付金となっております。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第2号の総括質疑を行います。質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

国保会計に特有といえますか、傷病手当金、それから均等割だとか、そういう社会保険にはない、家族が増えても変わらない社会保険と違う制度になってきている。これは、等しくしていくような方法に持っていくべきだと考えていますけれども、そういうようなことが、町長の考えと町村会についてはどういう動きになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

傷病手当金、あるいは均等割等々の、応益割という考え方が社会保険にはないということ、社会保険はあくまでも働き手の方からいただいているということでございますけれども、社会保険がそうだから国保もそうでなければならないということではないと思うのです。国保は国保の仕組みがあらうかと思しますので、そういった応益割を均等割の配分などの見直しというのは、あるいは軽減措置とかといったことはあらうかと思うのですけれども、そもそものつくりの部分で社会保険と右倣えにするべきだという議論は、私は聞いたことがないですし、そうするべきだとも思っておりません。現状でいいのではないかと考えております。

○菅決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

町村会で、傷病手当金についての動きについてはどうでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

手元に資料がないのですけれども、その辺、私が就任してからは議論があった記憶はございませんので、議論はなかったと思います。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第2号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することと決しました。

◎日程第4 認定第3号

○菅決算審査特別委員長

日程第4 認定第3号令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

関係説明員から議案並びに事項別明細書の説明を求めます。

水津住民課長。

○水津住民課長

認定第3号を説明いたしますので、議案のほうにお戻り願います。

認定第3号令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についてご説明申し上げますので、次のページの総括表をお開き願います。

令和4年度後期高齢者医療特別会計決算総括表について、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入。

後期高齢者医療保険料、決算額7,055万9,900円、不納欠損額、収入未済額はございません。収入割合は100%で、前年と比較して0.1ポイントの増となっております。繰入金、決算額2,831万439円、繰越金58万6,302円、諸収入5万3,860円。広域連合支出金39万6,262円。

収入合計、予算現額1億70万5,000円、調定額9,990万6,763円、決算額9,990万6,763円、不納欠損、収入未済額はございません。収入割合は100%でございます。

次に、歳出です。

総務費、決算額100万1,128円、後期高齢者医療広域連合納付金9,883万8,739円、諸支出金4万1,200円。予備費の決算額はございません。

歳出合計、予算現額1億70万5,000円、決算額9,988万1,067円、不用額82万3,933円、執行率が99.2%です。

歳入歳出差引残高2万5,696円で、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の279ページ、280ページをお開き願います。

歳入です。収入済額のみ申し上げます。

1 款、1 項、1 目ともに後期高齢者医療保険料、同額の収入済額 7,055 万 9,900 円、収入割合は、現年度分、滞納繰越分ともに 100% となっております。後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料で、対象人数は年間平均で 1,095 人となっております。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金ともに同額の 2,831 万 439 円。

3 款、1 項、1 目ともに繰越金、同額の 58 万 6,302 円。

4 款諸収入 5 万 3,860 円、1 項延滞金及び過料の収入はございません。2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金ともに同額の 3 万 1,200 円。2 目還付加算金の収入はございません。3 項雑入、次のページに移りまして、1 目雑入ともに同額の 2 万 2,660 円。

5 款広域連合支出金、1 項広域連合交付金、1 目後期高齢者医療特別調整交付金、収入済額 39 万 6,262 円。

歳入合計、予算現額 1 億 70 万 5,000 円、調定額 9,990 万 6,763 円、収入済額 9,990 万 6,763 円、不納欠損額、収入済額はございません。

次に、歳出です。

283 ページ、284 ページをお開き願います。支出済額のみ申し上げます。

1 款総務費 100 万 1,128 円、1 項総務管理費、1 目一般管理費ともに同額の 91 万 8,658 円。2 項、1 目ともに徴収費、同額の 8 万 2,470 円。

2 款、1 項、1 目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、同額の 9,883 万 8,739 円。この納付金は、後期高齢者医療制度の運営主体であります広域連合に納付するもので、保険料の収入と町が負担する保険基盤安定制度の負担金、事務費の負担金を支出しております。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金ともに同額の 4 万 1,200 円。

4 款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額 1 億 70 万 5,000 円、支出済額 9,988 万 1,067 円、不用額 82 万 3,933 円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

議案並びに事項別明細書の説明が終わりました。

これより、事項別明細書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了いたします。

これより、認定第 3 号の総括質疑を行います。質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

大樹町後期高齢者医療制度なのですけれども、もともとは国保一本できたところ。保険制度というのは、そもそも広く一本にしておいてやったほうが効率的だし、負担が少なくなるということです。それで、分けてしまって、国保からの支援とか、あるいは社会保険からの支援とか、そうすると保険制度そのものに対する競争というわけではないのですけれども、場合によっては、会社あたりが不景気になってくると、そういうのはけんぽ組合あたりから支援金は納めないとかということが一部報道されたりすると、制度自体がもともと一本のほうがいいのではないですか。私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

後期高齢者医療制度につきましては、広く社会の中で運用されてきたものでありまして、大変徴収率等々を見ても、町としてもスムーズにいつていると思っているところございまして、特に大きな制度を変える必要があるかという議論は今のところないかと思っているところございまして、適切な運用を図ってまいりたいと思っているところございまして。

○菅決算審査特別委員長

ほかに総括質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

ただいま提案されております令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対討論を行います。

この制度は、発足当初から高齢者を区別することになると批判が多く、かつての老人保険制度でよかったと私は考えております。よって、本決算認定に反対をいたします。

○菅決算審査特別委員長

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

寺嶋誠一委員。

○寺嶋誠一委員

ただいま議題となっております認定第3号令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築された制度です。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、制度発足後15年が経過し、安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、対象者の加入や離脱の届出、保険料の徴収、保険証の引渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところであります。

本会計においては、事業運営が円滑に進められており、事務処理においても適切に処理されていることから、本会計の決算に賛成いたします。

○菅決算審査特別委員長

次に、反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、認定第3号令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○菅決算審査特別委員長

着席してください。

起立8人、起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定することと決しました。

◎日程第5 認定第4号

○菅決算審査特別委員長

日程第5 認定第4号令和4年度大樹町介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

関係説明員から議案並びに事項別明細書の説明を求めます。

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学

童保育所長

それでは、認定第4号の議案をお開きください。

認定第4号令和4年度大樹町介護保険特別会計決算認定につきましてご説明を申し上げますので、次のページの総括表をご覧ください。

令和4年度介護保険特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入です。

介護保険料、決算額1億2,685万6,890円、収入未済額51万6,940円、収入割合99.6%。収入割合は、前年度と同じとなっております。国庫支出金1億7,644万2,663円、道支出金9,899万5,114円、支払基金交付金1億6,049万427円、財産収入1,915円、繰入金1億2,862万6,760円、諸収入220万1,558円、繰入金3,651万9,923円。

歳入合計、予算現額7億1,479万6,000円、調定額7億3,065万2,190円、決算額7億3,013万5,250円、不納欠損額はございません。収入未済額51万6,940円、収入割合99.9%でございます。

次に、歳出です。

総務費、決算額2,088万2,409円、保険給付費5億6,294万1,254円、地域支援事業費5,859万4,434円、基金積立金1,277万1,395円、諸支出金2,533万6,850円。

歳出合計、予算現額7億1,479万6,000円、決算額6億8,052万6,342円、不用額3,426万9,658円、執行率95.2%でございます。

歳入歳出差引残額4,960万8,908円、うち翌年度へ繰り越す額は同額の4,960万8,908円となります。

それでは、決算の内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げますので、285ページ、286ページをお開きください。

初めに、歳入です。

1款、1項ともに介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、収入済額1億2,685万6,890円、現年度分は1億2,679万1,890円。65歳以上の方に負担いただいております介護保険料で、3月末における被保険者数は1,929名となっております。収入未済額は現年度分が25万3,480円で7名分、滞納繰越分が26万3,460円で4名分でございます。

2款国庫支出金1億7,644万2,663円、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、収入済額1億1,041万7,314円。2項国庫補助金6,602万5,349円、1目調整交付金4,657万1,000円、2目地域支援事業交付金1,650万349円、3目介護保険事業費補助金はございません。4目地域支援事業調整交付金109万1,000円、5目保険者機能強化推進交付金90万3,000円、6目介護保険保険者努力支援交付金86

万1,000円、7目特別調整交付金6万6,000円、8目災害臨時特例補助金3万3,000円。

3款道支出金9,899万5,114円、次のページにまたがります。1項道負担金、1目介護給付費負担金9,022万616円。2項道補助金、1目地域支援事業交付金877万4,498円。

4款、1項ともに支払基金交付金、同額の1億6,049万427円、1目介護給付費交付金1億5,427万8,869円、2目地域支援事業支援交付金621万1,558円。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金ともに同額の1,915円。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金ともに同額の1億2,862万6,760円。次のページをお開きください。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金はございません。

7款諸収入220万1,558円、1項延滞金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者過料はございません。2項雑入220万1,558円、1目第三者納付金、2目返納金はございません。3目雑入220万1,558円、次のページに記載がありますが、地域包括支援センターで行った要支援の方に係る介護予防サービス計画作成費の収入が主なものです。

291ページ、292ページです。

8款、1項、1目ともに繰越金、同額の3,651万9,923円。

歳入合計、予算現額の合計7億1,479万6,000円、調定額7億3,065万2,190円、収入済額7億3,013万5,250円、収入未済額51万6,940円となるものです。

次のページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、支出済額2,088万2,409円、1項総務管理費、1目一般管理費ともに同額の1,278万9,933円。一般管理費では、職員1名分の人件費と事務経費を支出しております。次のページをお開きください。2項、1目ともに賦課徴収費、同額の20万3,185円。3項介護認定審査会費788万9,291円。介護サービスを利用するために必要な介護認定の費用を支出しております。1目介護認定審査費174万5,486円、2目介護認定審査会費430万3,741円。南十勝4町村で共同設置する介護認定審査会の負担金を支出しております。令和4年度の認定審査件数は、大樹町分で362件となっております。3目認定調査費184万64円。

2款保険給付費5億6,294万1,254円、次のページをお開きください。1項介護サービス等諸費5億5,137万1,313円、1目居宅介護サービス給付費1億9,789万1,177円、2目居宅介護サービス計画費3,337万9,027円、3目施設サービス給付費2億9,221万9,992円、4目福祉用具購入費74万3,469円、5目住宅改修費131万2,137円、6目特定入所者介護サービス費2,533万5,350円、7目

審査支払手数料49万161円。2項高額介護サービス費1,156万9,941円、1目高額介護サービス費1,029万3,335円、次のページをお開きください。2目高額医療合算介護サービス事業費127万6,606円。

3款地域支援事業費5,859万4,434円、1項介護予防日常生活支援総合事業費1,697万7,005円、1目介護予防生活支援サービス事業費980万5,961円、2目一般介護予防事業費717万1,044円。ここでは、委託料として社会福祉協議会に委託している介護予防教室の経費などを支出しております。2項包括的支援事業任意事業費4,161万7,429円、1目包括的支援事業費3,864万6,152円。ここでは、包括支援センター運営費及び職員3名の人件費を支出しております。次のページをお開きください。2目任意事業費297万1,277円。町が行っている配食サービス事業や介護タクシー利用助成事業、また社会福祉協議会に委託している介護職員初任者研修や除雪サービスに要する経費を支出しております。

次のページをお開きください。

4款、1項ともに基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、同額の1,277万1,395円。

5款諸支出金2,533万6,850円、1項償還金及び還付加算金1,593万5,670円、1目第1号被保険者保険料還付金55万1,680円、2目償還金1,538万3,990円。2項繰出金、1目他会計繰出金ともに同額の940万1,180円。

歳出合計、予算現額の合計7億1,479万6,000円、支出済額6億8,052万6,342円、不用額3,426万9,658円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

議案並びに事項別明細書の説明が終わりました。

これより、事項別明細書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

介護保険の関係で認定数ですけれども、これは、過去何年か、あるいはこれからの認定者数は減ってくると考えているのかどうか。そういう報道も一部ありますので、お聞きしたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

要介護、要支援の認定者数ですけれども、令和4年度は令和5年3月で410人でした。昨年令和4年3月で428人ということで、1年で18人減っているということになっ

ております。今後、1号被保険者というのは、段々減ってきております。ということで、割合でいきますと、要介護認定者数も減っていくことが予想されます。

また、今後、介護予防事業などを実施することで、要介護認定者が減るように努力していくということで考えております。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

町としてもそういう傾向にあるということで、ただ単に減ってきているのではなくて、介護予防事業が功を奏してきているということは、私も分かりますね。そういうことで、現に自宅でもよくなっているという人もおりますので、この次の介護サービス事業とも関わりますが、老人ホームの入所者についても今後減っていくと予想しているのかどうか……。

○菅決算審査特別委員長

総括でお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

302ページの任意事業について確認させていただきたいことがあります。

初任者研修が支出されていると思うのですが、広報でお聞きすると募集人員が5人ぐらいなのですけれども、介護保険事業の委託業者に対する支出額はどれぐらいになるのでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

介護職員初任者研修ですが、株式会社ニチイ学館に委託しております。そちらに支払います委託料としては159万5,000円となっております。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

気になることがあって、150万円で5人の方の受講と考え、募集人員、多分目一杯来ているのではないかと勝手に思っているのですが、コストからいったら通常、民間業者の方が個人で資格を取りに行くのは、よく新聞なんかには8万円ぐらいの金額ではないかと思うのです。そのコストというのは、僕は、5で割ると1人30万円になると思うのですが、それでよければ、通常の世間的な金額からいっても高い金額ではないかと前から思っていたのですが、そのことについてはいかがなものでしょうか。どうしてもその金額なのでしょう

か。

○菅決算審査特別委員長

明日見保健福祉課参事。

○明日見保健福祉課参事

初任者研修の費用についてですが、この委託金額は13名定員ということで積算されております。1人当たり換算しますと定員13名いらしても15、6万円ということになるかと思っております。印象としては、高いと私も思っているところなのですが、地方地域支援事業の交付金の中で補助事業となっておりまして、町の持ち出しとしましては、そのうち5分の1となっております。

以上でございます。

○菅決算審査特別委員長

休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○菅決算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第4号の総括質疑を行います。質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

総括でございますけれども、やがて団塊の世代の減少ということが、いずれ来ますよね。そうなったときに施設入所者とか、そういうところも減少が予想されるのですけれども、そういう点についての見通しなんかは持っていらっしゃるのでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

清原保健福祉課長。

○菅決算審査特別委員長

今後、団塊の世代の方々が後期高齢になったり、その世代が過ぎますと、1号認定の方も段々減っていくというのは推計されております。今後、介護保険を進めていくにあたっては、介護保険の事業計画ということで3年に一度計画を策定するのですけれども、その策定年度が今年度となっておりまして、策定におきまして人口の推移などを推計しまして介護

保険の必要なサービス料なども推計していくことで介護保険サービス全体の必要量というのを定めていくこととなります。その介護保険計画策定において、その辺りの数値についても精査させていただきたいと思っています。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第4号令和4年度大樹町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することと決しました。

◎日程第6 認定第5号

○菅決算審査特別委員長

日程第6 認定第5号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

関係説明員から議案並びに事項別明細書の説明を求めます。

牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、認定第5号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げますので、認定第5号の議案の次ページの総括表をお開き願います。

令和4年度介護サービス事業特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入。

サービス収入、決算額1億8,984万8,896円、分担金及び負担金4,337万3,695円、収入未済額33万3,041円、収入割合99.2%、前年対比0.5ポイントの減となっております。繰入金1億4,388万6,000円、繰越金1,053万969円、諸収入314万822円。

歳入合計、予算現額3億8,607万円、調定額3億9,111万3,423円、決算額3億9,078万382円、収入未済額33万3,041円、収入割合99.9%、前年比0.1ポイントの減となっております。

次に、歳出です。

居宅介護サービス事業費、決算額6,228万5,797円、介護老人福祉施設事業費3億1,555万6,870円。

歳出合計、予算現額3億8,607万円、決算額3億7,784万2,667円、翌年度繰越額はございません。不用額822万7,333円、執行率97.9%となっております。

歳入歳出差引残高1,293万7,715円、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、決算の内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げますので、305、306ページをお開きください。

初めに、歳入です。収入済額のみを申し上げます。

1款サービス収入1億8,984万8,896円、1項介護給付費収入1億8,347万3,555円、1目居宅介護サービス事業収入2,592万9,901円、2目介護老人福祉施設事業収入1億5,754万3,654円。2項介護予防日常生活支援総合事業費収入、1目通所型サービス事業費収入ともに同額の637万5,341円。

2款分担金及び負担金、1項負担金ともに同額の4,337万3,695円、1目居宅介護サービス事業負担金340万9,754円、2目介護老人福祉施設事業負担金3,996万3,941円、収入未済額33万3,041円。

次のページをお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金ともに同額の1億4,388万6,000円。

4款、1項、1目ともに繰越金1,053万969円。

5款諸収入314万822円、1項受託事業収入、1目介護サービス事業収入ともに同額の5万2,250円。2項、1目雑入ともに同額の308万8,572円。

歳入合計、予算現額3億8,607万円、調定額3億9,111万3,423円、収入済額3億9,078万382円、収入未済額33万3,041円となっております。

次のページ、309、310ページをお開きください。

歳出です。支出済額のみ申し上げます。

309ページから314ページにかけて、1款、1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費ともに同額の6,228万5,797円。内容につきましては、老人デイサービスセンター1日定員30名の運営に係る経費、介護の職員5名、会計年度任用職員1

1名、合計16名の人件費並びに施設管理費を支出しております。17節備品購入費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、液晶テレビとパーテーションを購入しております。

次に、315ページから322ページにかけまして、2款、1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費ともに同額の3億1,555万6,870円。特別養護老人ホーム定員50床、短期入所生活介護ショートステイ10床の運営に係る経費、介護、看護、調理員などの職員30名、再任用職員1名、会計年度任用職員26名、合計57名の人件費並びに施設管理費を支出しております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、12節委託料では勤怠管理システムを導入しております。また、14節工事請負費では、浴室脱衣所の冷房設備工事を行っております。こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しております。

次に、321、322ページをお開きください。

歳出合計、予算現額3億8,607万円、支出済額3億7,784万2,667円、不用額822万7,333円となるものです。

以上で説明を終わります。

○菅決算審査特別委員長

議案並びに事項別明細書の説明が終わりました。

これより、事項別明細書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

ページで分からないのですけれども、ショートステイのことでお伺いしたいのですが、その月によっては平均利用者数が9.……。

○菅決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○菅決算審査特別委員長

再開します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第5号の総括質疑を行います。質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

ショートステイのことについてお伺いしたいのですが、月によっては月末利用者というか、月利用者が9.9という高い数値も出ているのですが、断るような現象というのは起きていないのか。ご希望の部分を受け入れているのかということを確認したかったのですが、けれども。

○菅決算審査特別委員長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

ただいま委員からご質問の短期入所利用者の利用人数の件でございますが、一月の短期入所の利用者数は10床ということで10人までの利用になってございます。こちらは月の利用をならして平均して10人というところですので、日によっては10人を超えて利用することも、場合によってはございます。

10床ということでなっておりますので、通常は1日の利用が10人とどめるのが一般的なのですけれども、昨年ですと、コロナの感染が施設内でまん延した際にショートの利用を受入れできないというのは、感染対策を講じているものですから、ショートの利用の方を感染させることもできませんので、ショートを受入れを中断しているという対応を感染対策として実施しております。

そういったことで断る場合もございまして、あと、利用調整というか、申込みがないことも場合によってはあります。そういったことは、ここ数年では短期入所の利用者は多いので、そういうことはないのですが、利用調整の中で断る場合もありますが、昨年につきましては、コロナの感染対策の部分でお断りしている部分があったことがございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

老人ホームのほうが目録50人ということですが、施策報告で見ますと、42人、43人と入所定員を8人下回ったり、7人下回ったりしている月があるのですが、入所希望者の待機者はいると思うのですが、ここら辺の大幅に入所者が減っている理由をひとつお聞かせください。

○菅決算審査特別委員長

牧田特別養護老人ホーム所長。

○牧田特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

ただいま議員からご質問のありました特養入所利用者平均の人数が減っているというこ

とでございます。

昨年の利用人数、それから特養の減収にもつながっているわけですが、理由としまして、先ほどの質問でもお答えしたとおり、昨年10月までは前年並みに利用者が推移していたところでございます。11月頃から町内においても新型コロナウイルス感染症が拡大し、当施設におきましても感染がまん延して11月22日から50日間感染対策を講じております。この感染対策期間中、新規利用者の受入れ、それから先ほどの短期入所の受入れを中止してございます。

その間、新規の受入れができなかったこと、それからコロナ禍では入所前の調整に時間を要するということがございまして、特養入所前に病院に入院しているといった方もおりますが、なかなか利用者の調査というのが病院も面会ができないということもあり、入所前の調整に時間を要していることも要因としてあったかと思えます。

感染対策期間を終えた後も、早期に利用人数を回復させることは難しく、結果として1年間の延べ人数として594名、1日平均で1.6人利用者数が減少していることがございまして、昨年度の平均利用者数が減少していることにつながっているところでございます。

以上です。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第5号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することと決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

○菅決算審査特別委員長

再開します。

◎日程第7 認定第6号

○菅決算審査特別委員長

日程第7 認定第6号令和4年度大樹町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

関係説明員から議案並びに決算書の説明を求めます。

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

決算認定第6号令和4年度大樹町水道事業決算認定について説明申し上げます。

説明は、公営企業会計制度に従い、決算報告書は税込み金額で、財務諸表は税抜き金額で作成してございます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

令和4年度水道事業決算報告書。

こちらでは、決算額にて説明させていただきます。

1、収益的収入及び支出。

収入は、第1款水道事業収益、決算額5億190万3,523円、第1項営業収益2億6,652万8,754円、2項営業外収益2億3,537万4,769円となっております。

続いて支出、第1款水道事業費用、決算額5億1,889万6,390円、第1項営業費用4億9,753万5,191円、第2項営業外費用2,122万8,877円、第3項予備費はなく、第4項特別損失13万2,322円となっております。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

2、資本的収入及び支出。

収入は、第1款資本的収入、決算額9,777万8,964円、第1項工事補償金5,135万6,214円、第2項工事負担金470万3,600円、第3項繰入金4,171万9,150円となっております。

続いて、支出、第1款資本的支出、決算額3億9,067万2,337円、第1項建設改良費1億9,692万1,688円、第2項配水管等補償工事費8,456万8,000円、第3項量水器整備事業費820万6,550円、第4項企業債償還費1億97万6,099円となっております。また、翌年度繰越額は建設改良費におきまして1,252万2,000円としてございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億9,289万3,373円は、損益勘

定留保資金で補填してございます。

続いて、9ページ、10ページをお開き願います。

令和4年度大樹町水道事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項。

ア、給水状況、令和4年度末の給水状況は、2,819戸、対前年比49戸の増。続いて、年度末の各水量についてです。年間有収水量124万969立方メートル、対前年比1万7,300立方メートルの減。続いて、1日最大給水量4,614立方メートル、対前年比16立方メートルの減。1日平均給水量3,400立方メートル、対前年比47立方メートルの減。

続いて、イ、事業状況。

建設改良事業1億9,692万1,688円、対前年比9,680万4,447円の増。配水管等補償事業8,456万8,000円。対前年比7,533万9,000円の増。量水器整備事業820万6,550円、対前年比93万9,650円の増。合計です、2億8,969万6,238円、対前年比1億7,308万3,097円の増となっております。増の主な理由は、建設改良費では道営事業による大樹第3地区の実施に伴う負担金と令和3年度から繰り越した浄水場の設備更新による工事請負費の増となっております。また、配水管等補償工事では、帯広広尾自動車道開通に向けて実施してございます道道幸徳大樹停車場線改良舗装工事に伴う総配水管移設工事の実施により工事請負費の増となったものです。

ウ、財政状況。

財政状況につきましては、先ほど決算報告書と重複するため、省略させていただきます。

続いて、10ページ中段、(2) 議会議決事項、議案第67号から議案第25号までの補正予算が4件と、令和3年度決算認定、令和5年度当初予算の、合わせて6件の議決をしてございます。

(3) 行政官庁認可事項は、該当事項はございません。

続いて、(4) 職員に関する事項、令和5年度3月31日現在において、事務職員2名、技術職員1名の合計3名となっております。前年度からの増減はございません。

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項は、特記する事項はございません。

続いて、11ページ、12ページをお開き願います。

2、工事。

(1) 建設工事の概要。

ア、建設改良工事、工事名、住吉浄水場浄水設備更新工事から大樹町老朽消火栓更新工事第2工区までの4件の工事を実施し、合計としまして7,015万3,600円の工事請負費を執行してございます。

続いて、イ、配水管等補償工事費、工事名、南町1号線外1路線改良舗装工事に伴う配水管移設工事と、道道幸徳大樹停車場線改良舗装工事に伴う送配水管移設工事の2件の工事

を実施し、合計としまして8,456万8,000円の工事請負費を執行してございます。

12ページに移りまして、(2)保存工事の概要。

ア、量水器更新工事、工事名、検定満期メーター更新工事としまして、第1工区から第3工区までの3件の工事を実施し、合計で502万2,600円の工事請負費を執行してございます。

続いて。13ページ、14ページをお開き願います。

3、業務。

(1)業務量、年度末給水人口は、5,449人、対前年比5人の減。表中段の配水量、年間配水量142万8,552立方メートル、対前年比1万4,228立方メートルの減。有収水量、年間有収水量124万969立方メートル、対前年比1万7,300立方メートルの減。表下段です。有収率86.87%、対前年比0.34%の減となっております。次に、供給単価203円69銭、対前年比22円68銭の減。給水原価325円10銭、対前年比30円33銭の増となっております。供給単価の減の主な要因としましては、水道料金基本料5か月分の免除に伴い、給水収益の減によるものです。

なお、一般会計補助金にて補填されるその免除額を給水水量と解釈した場合の供給単価は232円76銭となり、対前年比6円程度の増となっております。また、給水原価の増の主な要因は、事業実施による資産減耗費と総係費内の人件費及び水道料金としての動力費の増によるものとなっております。

(2)事業収入に関する事項。

営業収益2億4,317万3,455円、対前年比2,620万6,153円の減。営業外収益2億3,536万3,553円、対前年比3,058万4,493円の増となっております。合計4億7,853万7,008円となり、対前年比では100.92%の微増となっております。

(3)事業費に関する事項。

営業費用4億8,680万903円、対前年比3,818万4,830円の増。営業外費用1,851万4,071円、対前年比252万8,500円の減。特別損失13万2,322円、対前年比、皆増となっております。営業費用増額の主なものは、修繕費と電気料金の高騰による動力費及び設備更新に伴う資産減耗費の増によるものです。また、特別損失におきましては、過年度水道使用料の不納欠損としまして6件実施してございます。合計です。5億544万7,296円、対前年比3,578万8,652円の増となっております。

14ページをご覧ください。

4、会計。

(1)重要契約の要旨としまして、契約金額1,000万円以上のものを記載してございます。坂下浄水場前処理設備更新工事と道道幸徳大樹停車場線改良舗装工事に伴う、総配水管移設工事の2件の工事を実施し、合計、契約金額1億216万8,000円となっております。

(2) 企業債及び一時借入金の概況。

イ、企業債。

借入先は、北海道財務局と公営企業金融公庫となっております。合計金額で説明します。前年度末残高7億2,675万5,228円から当年度借入高はなく、当年度償還高の1億97万6,099円を差し引いた年度末残高は6億2,577万9,129円となっております。

ロの一時借入金は、ございません。

続いて、16ページ、17ページをお開き願います。

その他の書類としまして、税抜き金額の明細について、主なものをご説明いたします。

1、収益的収支明細書。

収入。

水道事業収益、営業収益、給水収益、水道使用料2億2,980万1,809円、対前年比2,916万174円の減。営業外収益、一般会計補助金1億1,895万8,600円、対前年比3,033万7,366円の増。長期前受金戻入1億1,546万2,812円、対前年比61万9,120円の増。収益合計4億7,853万7,008円、対前年比437万8,340円の増となっております。

続いて、支出です。

水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、修繕費1,317万6,100円、対前年比576万600円の増。同じく原水及び浄水費、動力費2,123万984円、対前年比393万1,260円の増。次に、17ページに移りまして、配水及び給水費、修繕費389万6,219円、対前年比123万9,254円の増。総係費、給料から公課までの合計金額2,979万7,525円、対前年比638万9,638円の増。減価償却費、有形固定資産減価償却費3億972万5,825円、対前年比1,191万3,172円の減。資産減耗費、固有資産除却費4,965万5,822円、対前年比3,652万2,486円の増。費用合計5億544万7,296円、対前年比3,578万8,652円の増となるものです。

続いて、18ページ、19ページをお開き願います。

2、資本的収支明細書。

収入。

資本的収入、工事補償金5,135万6,214円、対前年比5,068万6,214円の増。工事負担金470万3,600円、対前年比230万4,500円の減。収入の合計9,777万8,964円、対前年比4,769万2,003円の増となるものです。損益勘定留保資金におきまして2億9,289万3,373円、対前年比1億2,697万116円の増。収入合計としまして3億9,067万2,337円、対前年比1億7,466万2,019円の増。

続いて、支出です。

資本的支出、建設改良費、固定資産取得費、負担金1億1,575万5,680円、対前年

比8,345万6,460円の増。同じく固定資産取得費、工事請負費5,950万円、対前年比1,782万円の増。19ページをご覧ください。配水管等補償工事費、工事請負費7,688万円、対前年比7,621万円の増。支出合計3億7,614万8,190円、対前年比1億6,650万7,359円の増。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。

3、固定資産明細書。

(1)有形固定資産明細書。

資産の種類、土地から建設仮勘定までの年度当初現在高は135億1,304万4,174円に、構築物、機械及び装置、建設仮勘定の当年度増減額を反映した結果、年度末現在高は137億1,011万5,750円となり、減価償却累計額74億9,428万8,960円を差し引いた年度末償還未済額を62億1,582万6,790円となっており、

続いて、22ページ、23ページをお開き願います。

4、企業債明細書。

発行総額は、平成5年から平成29年までの政府資金12口と公庫資金3口の計15口で21億5,970万円、そこから年度当初償還高累計14億3,294万4,772円と、当年度償還高の1億97万6,099円を差し引いた未償還残高は6億2,577万9,129円となっており、

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○菅決算審査特別委員長

再開します。

議案並びに決算書の説明が終わりました。

これより、決算書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第6号の総括質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第6号令和4年度大樹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することと決しました。

◎日程第8 認定第7号

○菅決算審査特別委員長

日程第8 認定第7号令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

関係説明員から議案並びに決算書の説明を求めます。

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、認定第7号令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業決算書。

1、決算報告書、税込みでございます。

決算報告書につきましては、決算額でご説明させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入は、第1款病院事業収益、決算額10億7,966万8,353円、第1項医業収益5億3,959万5,263円、第2項医業外収益5億4,007万3,090円。

次に、支出です。

第1款病院事業費用、決算額10億5,599万8,851円、第1項医業費用10億5,257万5,978円、第2項医業外費用342万2,873円、第3項予備費、予備費の充用はございません。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出。

収入は、第1款資本的収入、決算額5,700万216円、第1項一般会計負担金4,773万2,216円、第2項国庫支出金151万2,000円、第3項道支出金75万6,000円、第4項企業債700万円、第5項貸付金返還金、収入はございません。

次に、支出は、第1款資本的支出、決算額5,921万216円、第1項建設改良費1,630万7,500円、第2項企業債償還金4,069万2,716円、第3項貸付金221万円。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額221万円は、損益勘定留保資金で補填しております。

6ページをお開き願います。

2、財務諸表。

(1) 損益計算書、税抜きでございます。

損益計算書は、発生主義に基づき収益と費用を対比させ、その結果、どのぐらいの利益、又は損益となったのか、1会計年度中の経営状況を表したものです。

表の下のほうになります。令和4年度は2,211万1,604円の純利益となりましたので、当年度未処理欠損金は、その分減少しまして10億8,043万766円となりました。

7ページ、(2) 剰余金計算書、税抜きでございます。

剰余金計算書は、1会計年度に資本金の処分や剰余金がどのように変動したのかを表したものです。令和4年度は、未処理欠損金が減少したことによりまして、年度末の資本合計は9,844万5,965円となるものでございます。

次に、(3) 欠損金処理計算書、税抜きでございます。

欠損金処理計算書は、欠損金を補填するための処理を明らかにするものですが、当年度の処理額はございません。

8ページ、9ページをお開き願います。

(4) 貸借対照表、税抜きでございます。

貸借対照表は、年度末決算日時点におけます資産、負債及び資本の状況を表すもので、どのようにお金を集めたのか、どのように投資しているのかの財政状況を表しているほか、費用化されていない経済価値を集計し、当年度と次年度以降の損益計算を結びつけるものとなっております。

10ページをお開き願います。

令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項です。

令和4年度における本事業の収支決算の結果としましては、収益的収支(税抜)におけま

す総収益は10億7,482万1,497円、対前年比4.5%の増。総費用は10億5,270万9,893円、対前年比2.5%の増で、収支差引2,211万1,604円の利益が生じたため、当年度未処理欠損金は10億8,043万766円、対前年比2.0%の減となりました。

また、資本的収支（税込）におきましては、総収入5,700万216円、総支出5,921万216円で、不足する221万円は、損益勘定留保資金から補填しております。

（2）議会議決事項です。

補正予算が3件、令和3年度決算認定及び令和5年度当初予算が各1件、合計5件でございます。

（3）職員に関する事項です。

令和5年3月31日現在の職員数ですが合計で98名、前年度に比べ2名の減となっております。異動のあった部分の内訳は、医師で小児科医の採用による1名の増。看護師で採用5名と退職6名、差引き1名の減。給食調理員で配属替えによる1名の増と退職2名、差引き1名の減。フルタイム会計年度任用職員で採用2名と退職1名、差引き1名の増。パートタイム会計年度任用職員で採用3名と退職5名、差引き2名の減。

なお、パートタイム会計年度任用職員24名の内訳は、看護師4名、栄養士1名、給食調理員10名、介護補助員1名、医療事務員2名、リハビリ補助員2名、眼科補助員1名、病棟作業補助員3名となっております。

11ページをご覧ください。

2、工事。

（1）建設工事の概況です。医師住宅（旧院長住宅）の修繕工事を行い、10月21日に竣工しております。工事費は税込み1,177万円です。

3、業務。

（1）業務量です。入院は内科、外科、小児科合わせまして1万3,683人、前年比321人の減。1日平均患者数は37.5人で、前年比0.9人の減となっております。外来は、内科から耳鼻咽喉科まで合わせて2万6,619人、前年比2,866人の増。1日平均患者数は109.5人で、前年比11.3人の増となっております。

（2）事業収入に関する事項、税抜でございます。

表の左側、医業収益は5億3,480万7,866円、前年比2,340万7,646円、4.6%の増。うち入院収益は2億6,369万9,848円、前年比368万8,895円、1.4%の増。外来収益は2億2,323万2,156円、前年比3,811万3,444円、20.6%の増。これは、主に小児科医師の着任に伴います収益の増でございます。その他医業収益は4,787万5,862円、前年比1,839万4,693円、27.8%の減。これは、新型コロナワクチン接種に関わります収益の減が主な要因でございます。

表の右側、医業外収益は5億4,001万3,631円、前年比2,271万2,687円、4.4%の増。増減の主な要因は、他会計補助金で1,386万4,000円の増、長期前受

金戻入で608万6,066円の減、国庫支出金で443万9,000円の減、道支出金で2,191万7,910円の増、これは新型コロナウイルス感染者に確保した病室数に対する経費としまして2,264万9,000円の交付があったことによる増などとなっております。

以上、事業収入の合計は10億7,482万1,497円、前年比4,612万333円、4.5%の増となっております。

(3) 事業費用に関する事項、税抜きでございます。

表の左側、医業費用は10億3,280万8,069円、前年比2,303万2,820円、2.3%の増。主な要因は、給与費で1,198万8,883円、1.6%の増、材料費で488万39円、4.6%の増、経費で944万9,876円、10.7%の増となっております。

表の右側、医業外費用は1,990万1,824円、前年比243万2,981円、13.9%の増。主な要因は、雑支出で264万8,311円、16.2%の増となっております。

以上、事業費用の合計は10億5,270万9,893円、前年比2,546万5,801円、2.5%の増となっております。

4、会計。

(1) 重要契約の要旨でございます。

令和4年6月23日付で、医師住宅修繕工事1,177万円の契約を菊池建設株式会社と交わしてございます。

次に、12ページをお開きください。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までのキャッシュフロー計算書でございます。

キャッシュフロー計算書は、業務、投資、財務活動に分類し、1会計年度にどれだけの現金収入があり、どれだけの現金支出があったか、式の流れを表したものです。

令和4年度の資金期末残高は8,616万3,882円、期首残高に比べまして2,524万2,028円の減となっております。

次に、17ページをお開きください。

財務諸表附属書類の2、資本的収支明細書、税抜きでございます。

節の額でご説明いたします。

(1) 収入の部。

一般会計負担金で4,773万2,216円、国庫補助金で151万2,000円、道補助金で75万6,000円、企業債で700万円、貸付金返還金0円。収入合計は5,700万216円。損益勘定留保資金221万円を合わせますと、合計5,921万216円となっております。

次に、(2) 支出の部。

機器及び備品購入費412万5,000円、工事請負費1,070万円、企業債元金償還金4,069万2,716円、貸付金221万円、支出合計は5,772万7,716円となっております。

18ページをお開きください。

3、固定資産明細書です。

1列目の土地から車輛までの計、年度当初の現在高20億4,285万8,741円に建物及び器械備品の当年度増減額を反映した結果、中ほどの列になります、年度末現在高の計は20億5,723万2,124円となり、減価償却累計額の現在高の計6億7,826万5,820円を差し引きました、最後の列になります、年度末償却未済額の計は13億7,896万6,304円となっております。

次に、4、企業債明細書です。

平成24年度の病院改築実施設計及び医師住宅建設から令和4年度の医師住宅改修工事まで、1列目の発行総額の計は8億2,810万円。中ほどの列、償還高累計1億4,719万1,107円を差し引きました未償還残高の計は6億8,090万8,893円となっております。

なお、最後の列、翌年度償還予定額は、貸借対照表の流動負債には円単位で記載しておりますが、ここでは3,977万1,000円となっております。

以上で、令和4年度大樹町立病院事業決算書の説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

議案並びに決算書の説明が終わりました。

これより、歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

議案6ページの一番下に、当該年度末処理欠損金ということでの金額があるのですが、僕、財務的なことがよく分からないものですから、悪質な金額なのか、それとも決算の結果それぞれ償却とか心配ないお金なのか、そこら辺のまず説明をお願いしたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

末処理欠損金の額でございますが、通常であれば、事業の中の利益をもって欠損金、減価償却している分の建物ですとか減価償却済みの分に対しまして、その次に買う分として利益をストックして差し引いていくものなのですが、そこはうちの病院そもそもの、例えば余剰予算で物を何か買います、建物建てますといったときに、全て病院の会計の中から負担するものは実はないのです。補助金又は企業債で、足りない分につきましては一般会計負担金ということで一般会計のほうで過疎債を起こしてもらい、又は一般会計の中の一般財源を充当してもらいということで、実際、病院のストックの中から、病院が貯めていたお金の中から支出することはなくて、そういった意味もありまして、本来であれば減価償却した分を次の投資に向けてストックして末処理欠損金を増やさないようにするのが一番いい方法だ

とは思いますが、うちの場合は、そういった借入というか、物を買う時点、物を建てる時点でもそういった方策を取っていますので、この額は増えたからといって病院が倒産するとか、赤字ですとか、そういった意味ではございませんので、安心して下さいと言っているのかどうか分かりませんが、数字が、見た目は未処理欠損金ということで増えてはいくのですが、今回は利益計上でしたので減っていますけれども、大樹町立病院の場合はそういった方式でやっていますので、通常であれば若干増えているかということが起こるようになっております。もちろんこのようにしないで、未処理欠損金を出さない決算方式を取っている管内の道内の公立病院もごさいます。

○菅決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

僕の知識がなくて、大変申し訳なく思っているのですが、この額が、そんなに悪質なものではないという事務長のお言葉だと思っはいるのですが、この額は正常の額ではないと前々から思っていたのです。この額がなくなっていくには、例えば今一般会計から4億7,000万円とか何億何千万円とかということで毎年毎年一般会計からお金を投入されているので、こういうマイナスなお金というのが生じてこないのではないかと正直思っていたのですが、そうではないようですので、この金額がなくなるためには、例えば町がさらに1億円ずつ毎年お金を町立病院に渡せば、この額がなくなるというものでもないのですね、今の話からすると。どうなのでしょう。

○菅決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

損益計算書の中で、医業収益、医業外収益、医業費用、医業外費用ということで、当然一般会計負担金4億5,000万円、4億7,000万円も損益計算の中に入っています。ですので、もちろん多くいただければ、その分が利益計上になりますので、例えば令和4年度の決算でいけば、1億円を多くなれば2,200万円の利益が1億2,200万円となりますので、未処理欠損金も1億円減ることになります、欠損金処理をすれば。ということなのですが、本来は一般会計負担金からもらって帳消しにするものではなくて、病院が自分の経営の中で得た利益、純粋な利益の中で消していくものなのですが、公立病院は単純に、当然公営企業なので利益追求をなさいということにはなっているのですが、全部が全部利益追求をなさいという地方公営企業法の立てつけではなく、本当に必要な医療行為の分については公営企業法にのっとって利益を出しなさいというのはあるのですけれども、その他の分、不採算の部分、例えば純粋な医業ではないところの健診ですとか、そういう部分については、当然公立病院ですので、そこは利益を出して必ずやりなさいという話ではないという地方公営企業法の立てつけになっていますので、純粋な利益分が本当はあっていいのですが、違う部分もあって、その分は一般会計から補っていただいているところもあります。

さらに純粋な利益の分でいきますと、うちの病院は純粋な利益を得なければならないところの部分でもマイナスがございますので、一般会計負担金ありきの会計になっています。

この10億円というのが現金の赤字ではありませんので、将来投資するときに必要であるお金がこれだけ必要なのだけれどもということなのですよね。実際そのときに建てる時には一般会計負担金をお願いして、起債とか補助金とか、それを入れてゼロから立ち上げる、病院の中のストックを使わないで建てるということになりますので、欠損金が10億円あるからといって、経営が悪いとかということではないと思います。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

若干重複いたします。聞いていて、どうも納得がいかないのは、一般財源から持ち出しは当たり前だという話に聞こえます。入れていただければ、十分黒字になります。企業というのは、売上があって、経費があって、雑入いろいろありますよ。それを差引きしてプラスになるというのが企業ですよ。どうも、もう一般財源が入らなければ経営ができないのかと、現実的には。そのように聞こえるのですが、そのとおりですか。一般財源が入らなければ、病院は成り立たないのか、成り立つのか、お聞かせください。

○菅決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

現状におきましては、一般会計の負担金がなければ経営は成り立ちません。病院独自で資金調達する方法もありますが、借金です。収支に見合わない決算となりますので、病院が成り立つことはないです。

ただ、一般会計負担金でいただいている中には、言い訳になるかもしれませんが、普通交付税で大体9,000万円、特別交付税で9,500万円ぐらいの措置がありまして、それを超えた分について、純粋に大樹町の一般財源から大樹町立病院のほうに負担していただいているということになります。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

中身については十分認識をしているところですが、現実的に本当は、一般財源の持ち出しが少ないほうがいいわけですから、その努力を、総括になってしまうね。それでは後で、総括でいきます。

そのまま続けていいですか。

14ページ、時間外手当774万313円。これは、病院の受付時間は5時までですか。ですよ。5時まで、4時まで。そこだけ、しっかりと教えてください。

○菅決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

職員の就業時間は8時半から5時15分までですが、受付時間は、午前は8時半から11時半まで、午後は1時半から4時半までとなっております。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

時間外が出るということは、多分、勤務、救急患者が来たとか、そういうことで時間外が出てきているのだろうという認識をしているのですが、774万円といたら、すごく多いですよ、現実的には。そこら辺の内訳というのは、本当は聞けばいいのですが、後で結構ですけれども。

事務長ね、これが多いと思うか、少ないと思うか。ここだけお聞かせください。

○菅決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

多いか少ないかというお話ですが、額から見れば、時間外が発生しておりますので多いのは多いのですが、年度間で比べますと、今はコロナワクチンの接種ですとかを土曜日にやったりというのがございます。昨年、令和4年度でいきますと、11月、12月にコロナの患者がすごい爆発的に発生した関係で、それに関連する職員の時間外がどうしても生じております。事務局の職員も、もれなくたくさん時間外をしないと処理できない状況になってございまして、これが一般的な、通常勤務していても発生する時間外がどうしてもございまして。事務局につきましては、毎月必ずレセプトの報告がありますので、どうしても月初めは時間内に処理できなくて、若干あります。病棟看護師、介護士につきましても、大体1人当たり月に4、5時間ぐらいなのですが、時間を超えてカルテの整理が遅くなったりですとか、臨時的ではあるのですが、結果としてみれば、経常的になってしまっている時間外の部分もございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

ページ数が分からないもので申し訳ないです。

大災害、予想外と言われてはいますけれども……。

○菅決算審査特別委員長

それは総括でお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第7号の総括質疑を行います。質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

最近、想定外の水害ということで、非常用の電源が機能しなかったというところも出てきておりますが、大樹の大樹町立病院は特に、役場はいいのですが、町立病院もしばらく経っておりますので、私の記憶もなくなっているのですが、非常用電源の設置場所と点検内容はどのようなものなのか、点検回数はどうなっているのか、お伺いします。

○菅決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

発電機の設置場所ですが、屋上のほうに発電機用の屋根付きのしっかりしたもので設置しております。点検回数なのですが、最初の頃はしていなかったのですが、今は1年に1回点検をメーカーのほうにしてもらっております。

○菅決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

屋上ではなかったかと思ったのですが、改めて確認いたしました。

それで、点検というのは、いわゆるエンジンをかけるということで、年1回というのはいいのかと思うのです。もう少し回数を増やしたらいいのではないかと。お金もかかるかもしれないけれども、万が一ということもありますので、その点についてはどうでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

点検は何回がいいのかというのはないのですが、病院職員の事務局員は専門の職員でもなく、こういったものに精通しているものもないのですが、不安は日々感じながら業務にあたっています。というのも、瞬時停電が起こったときに、しっかり非常用発電装置が働くのかどうかというのは毎回すごく気になりながら、一昨日の雷のときにも、若干瞬時停電があったようで、そのときは発電機が動くまでではなかったのですけれども、瞬時停電があるたびに事務局職員は結構ひやひやしているところなのですが、点検が1回でいいかどうかといえば、今は点検業者との中で、1回でいいよということでやっていますので、何回もやればいいと思いますけれども、1回で今のところは足りているのかと思っております。今のところはどうか、1回の点検で足りているものと認識して業務にあたっております。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

先ほども一般財源の関係でお話をいたしました。

病院ですから、患者は、本当は町のためには増えないほうが喜ばしいのだと思うのですよ、病院行かないほうが健康なわけですから。そうすると、職員の皆さんがいるわけですから、収入が上がらないから一般財源から持ち出しをしなければ病院は成り立たないと。これもどうも反比例をする問題なので。

ただ、患者数が若干少ないのかなという気がしております、そこら辺は、先ほど説明ありましたけれども、人数等々、随分1日の診る患者数が少ないと思っております。それは、大樹の町民が健康だから来ないのか、何かがあるのか、ここら辺は、それ以上言ってもしょうがないので、なるべく病院の経営を考えたいうえでは、来ていただくよう努力をお願いしておきますので、お願いですから、答弁も何も要りません。しっかりと財源確保、町も支出をしっかりとしていますから大丈夫だとは思いますが、民間企業であれば倒産という形になりますので、事務長はじめ、職員の皆さんが十分心を締めていただきたいと思います。

それからもう一つ、いいですか。

先ほどの時間外、多分、民間でいえば、国に請求書を出さなければならないのです。レセプト、こういうものがかかったのだと出して出すのでしょうか。だから、これは日々、この人数ならできるのかと思うのだけれども、ここら辺がマンネリ化という言葉、間違えて聞いたかもしれませんけれども、若干マンネリもあるかという言い方をしていたかなと思いますので、なるべくこういう支出は極力抑えるように努力ができるかどうか、事務長は大変だとは思いますが、職員並びに先生という中で板挟みになっている部分もあるのだと思いますが、町の財政を考えたいうえでは、少し切り詰めていただければ有り難いと思うのですが、これは令和4年度の決算ですから、5年度は少しでも減らしていただくよう努力ができるかどうか、お願いをいたします。

○菅決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

先ほども説明したとおりなのですが、どうしても時期的に、タイミング的に、レセプトも常時こなせるものではなくて、保険者のほうからデータが来ないとできない処理もございます、どうしても期限があって、通常時間外にやらなければならないこともあります。病棟のほうも同じなのですけれども。

その中で努力するしか、どのように効率良く仕事をやっていくかというのは、みんなで考えながら、協議しながら、いろいろ話を絶やさないようにしてやっていけばいいです。令

和5年度は、その結果が伴えばいいと思っているでは駄目ですから、そうしたいと思いますので、職場のみんなと情報共有して進めたいと思います。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

播間委員。

○播間章浩委員

今と関連してしまうところもあるのですが、話を聞いていると、病院も経営というところもありますし、町内でも民間の医療機関があると思うのですよね。そういったところは、こういった形で一般財源が入らずに経営されていると思います。

要は、民間での医療機関も十勝管内もたくさんあるわけですが、例えば大樹町の町民の方がほかの病院に行っている状況だったり、そういった町内の病院に行っていない理由というか、その辺り分析ができていますのか。ほかに通われている方も多くいらっしゃると思うのですが、その辺りの状況は把握されているのでしょうか。

○菅決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

実際にどれだけ院外、町外に患者が行っているかというのは、病院自体ではデータを持っていないのですが、僕も最近知ったのですが、統計データとして、受療率というのがあるみたいなのですよね、一定程度の。どのように計算するか詳細は把握していませんが、受療率でいきますと、大樹町民の場合ですと、うちの病院に大体110人ぐらいの外来患者が来て、大庭さんが何人か、森クリニックに何人か行って、大樹町全体で受療率というのは290人いますという、統計データ上の話なのですが、というのがございます。1日平均290人の方が病院を受診されているという統計データがあります。そのうち、うちの病院に来ているのが110人程度ということで、統計データ上の把握しかしていませんが、果たしてそれが290人、1日平均ですからかなりの人数なのですが、本当にそれだけいるかというのは分かりませんが、そういった統計データでの把握はしてございます。

○菅決算審査特別委員長

播間委員。

○播間章浩委員

病院事務局内で把握できていないのかもしれないのですが、例えば町との連携をしますと、国保のほうで、どこの病院に行ったかというのは通知が来るわけではないですか。そういったところで、どこの病院、どういった医療機関に皆さん行かれているか、小児科も大樹はありますけれども、あるにもかかわらず帯広に行っている方も多分いらっしゃると思うのです。そういったところ、せつかくいい病院があるわけですから、分析もしながら、たくさん患者を受け入れていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第7号令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することと決しました。

◎日程第9 認定第8号

○菅決算審査特別委員長

日程第9 認定第8号令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

関係説明員から議案並びに決算書の説明を求めます。

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

決算認定第8号令和4年度大樹町下水道事業決算認定についてご説明申し上げます。

説明は、公営企業会計制度に従い、決算報告書は税込み金額で、財務諸表等は税抜き金額で作成しております。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

令和4年度大樹町下水道事業決算報告書。

こちらでは、決算額にて説明させていただきます。

1、収益的収入及び支出。

収入。

第1款下水道事業収益、決算額3億3,657万9,254円、第1項営業収益8,173万991円、第2項営業外収益2億5,483万8,007円、第3項特別利益1万256円

となっております。

続いて、支出。

第1款下水道事業費用、決算額3億398万8,089円、第1項営業費用2億8,854万8,446円、第2項営業外費用1,373万764円、第3項特別損失170万8,879円、第4項の予備費はなしとなっております。

続いて、3ページ、4ページをお開き願います。

2、資本的収入及び支出。

収入は、第1款資本的収入、決算額2,433万7,724円、第1項企業債850万円、第2項繰入金348万8,524円、第3項受益者負担金293万2,500円、第4項受益者分担金18万円、第5項国庫補助金923万6,700円となっております。

続いて、支出。

第1款資本的支出、決算額1億4,016万9,367円、第1項建設改良費4,244万8,415円、第2項企業債償還費9,772万952円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,583万1,643円は、損益勘定留保資金で補填してございます。

続いて、9ページ、10ページをお開き願います。

令和4年度大樹町下水道事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項。

ア、水洗化状況。令和4年度末は2,006戸、対前年比42戸の増。続いて年度末の各水量についてです。年間処理水量33万7,522立方メートル、対前年比3,988立方メートルの減。年間有収水量31万1,613立方メートル、対前年比2,257立方メートルの減。

続きまして、イ、個別排水処理施設設置状況。令和4年度末は221戸、対前年比3戸の増。続いて、年度末の水量について、年間処理水量及び年間有収水量ともに4万9,481立方メートル、対前年比506立方メートルの増。

ウ、財政状況。財政状況につきましては、先ほどの決算報告書と重複するため、省略させていただきます。

10ページ中段、(2) 議会議決事項。

議案第68号から議案第28号までの補正予算4件と、令和3年度決算認定、令和5年度当初予算を合わせて6件の議決をしています。

(3) 行政官庁認可事項の該当事項はございません。

(4) 職員に関する事項。

令和5年3月31日現在において、事務職1名、技術職員1名、合計2名です。前年度の増減はございません。

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項は、特記する事項はございません。

続いて、11ページ、12ページをお開き願います。

2、工事。

(1) 建設工事の概況。

ア、建設改良工事、公共下水道です。工事名、汚泥供給ポンプ整備修繕から大樹公共下水道工事川北地区その2までの9件の工事を実施し、合計2,956万3,600円の工事請負費を執行してございます。

イ、建設改良工事費の個別排水処理施設。工事名、個別排水処理施設整備工事第1工区から、同工事の第3工区までの5件の工事を実施し、合計943万6,900円の工事請負費を執行してございます。

12ページに移りまして、3、業務。

(1) 業務量。

ここでは、公共下水による水洗化の事業量となっております。年度末水洗化人口は3,570人、対前年比16人の増。処理及び有収水量につきましては、先ほどの概況説明と同じで、表下段の有収率92.32%、対前年比0.41%の増となっております。

なお、表の記載はございませんが、下水道水洗化率は95.8%、対前年比0.1%の増となっております。

続いて、(2) 事業収入に関する事項。

営業収益7,509万1,636円、対前年比885万9,839円の増。営業外収益2億5,046万4,872円、対前年比1,870万2,076円の減。特別利益9,324円、対前年比、皆増となっております。雨水処理費の科目替えによる営業収益は増となり、個別排水処理施設の建設戸数減少に伴い、営業外収益が減となっております。合計としまして3億2,556万5,832円となり、対前年比983万2,913円の減となっております。

続いて、(3) 事業費に関する事項。

営業費用2億7,969万6,924円、対前年比1,766万3,578円の増。営業外費用1,372万9,585円、対前年比262万7,257円の減。特別損失170万8,879円、対前年比101万6,071円の増となっております。営業費用の増額の主なものは、電気料金の高騰による動力費および設備更新と個別排水処理施設の除却に伴う資産減耗費の増によるものです。また、特別損失におきまして、過年度水道使用量の不納欠損6件と、過年度消費税の修正申告に伴う返納金等々が増となっております。以上、合計としまして2億9,513万5,388円となり、対前年比は1,605万2,392円の増となっております。

続いて、13ページ、14ページをお開き願います。

4、会計。

(1) 重要契約の要旨としまして、契約金額1,000万円以上のものは、該当ございません。

(2) 企業債及び一時借入金の概況。

イ、企業債。借入先は、北海道財務局と公営企業金融公庫及びその他としまして民間資金となっております。合計金額で説明します。前年度末残高8億3,241万4,611円と、当年度借入高850万円から当年度償還高の9,772万952円を差し引いた当年度末残高は7億4,319万3,659円となっております。

ロの一時借入金は、ございません。

続いて、15ページ、16ページをお開き願います。

その他の書類としまして、税抜き金額の明細について、主なものをご説明いたします。

1、収益的費用明細書。

収入。

下水道事業収益、営業収益、使用料6,648万5,313円、対前年比29万8,516円の増。同じく営業収益、雨水処理負担金856万5,323円、対前年比、皆増。営業外収益、一般会計補助金1億7,269万3,484円、対前年比2,756万2,116円の減。特別利益、過年度損益修正損9,324円、対前年比、皆増。収益の合計としまして3億2,556万5,832円、対前年比983万2,913円の減。

続いて、支出です。

16ページをご覧ください。

下水道事業費用、営業費用、処理場管理費、動力費793万1,021円、対前年比165万8,426円の増。個別排水管理費、委託料1,502万5,000円、対前年比121万7,999円の増。総係費、給料から公課費までの合計額2,062万2,612円、対前年比203万3,785円の増。資産減耗費、固定資産除却費819万5,806円、対前年比、皆増。特別損失、過年度損益修正損とその他特別損失の計としまして170万8,879円、対前年比101万6,071円の増。費用の合計としまして2億9,513万5,388円、対前年比1,605万2,392円の増となるものです。

続いて、17ページ、18ページをお開き願います。

2、資本的収支明細書。

収入。

資本的収入、企業債850万円、対前年比1,410万円の減。繰入金348万8,524円、対前年比126万8,324円の増。国庫補助金923万6,700円、対前年比343万4,200円の増。収入の合計2,433万7,724円、対前年比967万6,976円の減。損益勘定留保資金1億1,583万1,643円、対前年比1,826万8,020円の減。これら合計としまして1億4,016万9,367円、対前年比2,794万4,996円の減となるものです。

○菅決算審査特別委員長

休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○菅決算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案並びに事項別明細書の説明を引き続き求めます。

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

ページ同じく、17ページ、18ページ。

2、資本的収支明細書。

支出です。

資本的支出、建設改良費、公共下水道建設費、委託料420万円、対前年比145万円の増。18ページに移りまして、個別排水処理施設建設費、工事請負費857万9,000円、対前年比2,340万6,000円の減。支出の合計1億3,688万5,993円、対前年比2,546万9,709円の減となるものです。

続いて、19ページ、20ページをお開き願います。

3、固定資産明細書。

(1)有形固定資産明細書。

表内の資産の種類、土地から建設仮勘定までの年度当初現在高の46億8,152万9,081円に建物、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定等の当年度増減高を反映した結果、年度末現在高は47億1,215万5,453円となり、減価償却累計額3億3,173万6,246円を差し引いた年度末償還未済額は43億8,041万9,207円となっております。

続いて、21ページ、22ページをお開き願います。

4、企業債明細書。

28ページまで続きまして、発行総額は平成5年から令和5年までの政府資金76口と公庫資金で26口、その他の民間資金1口の計103口、合計21億9,500万円。そこから年度当初償還高累計13億5,408万5,389円と、当年度償還高の9,772万9,522円を差し引いた未償還残高は7億4,319万3,659円となっております。

なお、貸借対照表の流動負債にも計上してございます翌年度償還予定額は9,321万4,745円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○菅決算審査特別委員長

議案並びに事項別明細書の説明が終わりました。

これより、決算書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

お伺いをいたします。年度末の水洗化人口並びに達成率というのは……。

○菅決算審査特別委員長

ページ数は。

○安田清之委員

12ページ、一番上。業務内容の中で、4年度、3,570人、達成率98%という部分がございます。

現実的には、これは個人の家を指してなのか。何を根拠に達成率と人口が出てきているのか。だって、固定資産税もらっているのを全部計算すると、住宅としてもらっている部分でいくと、こんな数字ではないのかなと思うのですが、この部分を教えてください。

○菅決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○菅決算審査特別委員長

再開します。

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

ご質問にありました達成率98.08%の計算についてなのですが、まず分母であります区域内人口、こちらの表と区域内人口としましては、3,727人を想定してございます。今ご説明しました3,727名というのが事業計画書による我々の想定している計画の人口となっております。それに対して、接続人口3,570人につきましては、令和4年度3月末時点におきまして、いわゆる都市計画区域内の用途地域内の行政区の人数を毎年把握してございまして、そちらが3,570人という状況となり、その達成人口となっております。

一部説明を訂正させてください。先ほど3,727名と申しましたが、計画水洗化人口です。分母が3,640人ということで訂正させてください。失礼しました。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

これは、現実的には下水道をつないでいるところを言っているのですよね。そこに対する人口という。そうすると、マンションなんかはどのようになるの。1戸で流しているでしょう。1戸1戸、マンションの場合。ホテルは。若干変わってくるのかと思うのです。下水道が整備されているところと大分ずれが来るのかなと。これは、水かけ論なので、それ以上は

やりませんが、そこら辺、後でお教をいただきたい。こういうことだと言っていたら、それで、まあ、勉強をもう一回僕もさせていただきますので、この部分はお願いをしておきます。

それで、もう一つ個別排水というのは、これは別物で考えていいのですね。これだけ1点確認、答えてください。

○菅決算審査特別委員長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

個別排水につきましては、今年度の決算書の12ページ、3の業務の中には含まないとなっております。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第8号の総括質疑を行います。質疑はありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

これは町長にお伺いをしなければいけないかと思うのですが、現実的に、下水道が整備されていない、外の地域がたくさんございます。それで、強いて言うと、法人については自前でやりますと、個別排水ね、個別。ここら辺の考え方は、企業は、おまえは勝手にやれというふうに行くのか。

それからもう一つ、今後、誰かが工業団地と言っていましたけれども、工業団地をどこへつくるかによって、また下水道は変わりますよね。今下水道のつかない工業団地というのはあまりないのかと思っていますので、ここら辺の考え方、町長どうですか。

現実的に、企業が下水道の整備をされていないところに建てた人は、もう自前でやる以外はないのですね。それか、個別排水施設を造るか。それも、補助対象にはならない、法人は。民間の住宅はなりますが。そこら辺の考え方をもう一度だけ、何回か聞いている気はしているのですが、再度お聞きいたします。

○菅決算審査特別委員長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

私のほうから個別排水につきまして、法人、民間により違いがあるのかということについて、現行の制度についてご説明させていただきます。

まず法人、若しくは民間にかかわらず10人槽までの個別排水処理施設の規模になるの

ですが、10人槽までの個別排水処理施設につきましては、住宅が、例えば法人で職員が住むための目的というものであれば、補助の該当として現行の制度で個別排水処理施設事業を実施してございます。ただ、10人槽を超える部分につきましては、法人での整備というところで、10人槽を区切りにして、補助若しくは資金でやっていただくというすみ分けで運用している状況です。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

今、説明をしていただきました。10人槽、職員が住むところについては、国のあれで、町の補助でやるということでご理解、いいですね、要はね。大丈夫ですか、本当に。それだけまず聞きました。

現実的に、これは伝わっていない部分あるかなど。僕も知らなかった、現実的には。駄目だと思っていましたから、要は。そこら辺は今回聞かせていただいて、本当に有り難く思っております。悩んでいる方もおりますので、排水がオーバーフローしてしまって吸い取りをして、しのいでいる方もおりますので、それがきちんとわかれば、本当にみんな助かるのかなど。管理料は払うわけですから、きちんと衛生面も良くなるかなど。住人のことも含めて、本当に有り難い。僕も知らなかったのが本当に寂しい話で、勉強不足だと思っております。

それで町長、今後、同僚議員が工業団地等々を開いたときに、下水道というのは必要になるのだろうと。そこら辺の考え方は、今から煮詰めなければいけないのかと。位置も含めて、考え方としては前向きに考えて進める考えがあるかどうかだけお聞かせいただきたいと思っております。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

基本的に、工業団地は都市計画区域内に整備した場合には、町で上水・下水道、あるいは道路というところは、公共インフラについては町が整備するべきには思っております。

ただ、現実には一気にに行けなくて、なかなか工業が張りつくのに間に合わないで、企業で浄化槽を整備したという例も過去にあるのかと思っております。本来は町が、徐々にですが、飛んでつなぐわけにはいきませんので、つないで、つないで、そちらまで伸びていくのが本来かとは思っておりますし、そういう計画でいきたいと思っております。ただ、相当複数年かかるのだろうというところはやむを得ないところかと思っております。都市計画区域外になりますと、企業で浄化槽を用意していただくということになるのかとも思っておりますが、その辺、明確かどうかというのは後で確認しますが、原則的には都市計画区域内と外で扱いは違ってくるのかと思っております。

今回、都市計画マスタープランの見直しを今やっております、都市計画区域内で用途区域が示されていない土地も結構ありまして、そちらについては下水道が行くことができない

いと。いわゆる白地というところですが、白地に関しては下水道の許容をしないということがありまして、果たしてそれがいいのかというところは、先の質問でもお答えしていますが、ずっと縮小できていたので、白地でも気にならなかったのですが、最近住宅が3年前には三十数件建ったとか、あるいは民間賃貸住宅が40件から70件になったとか、そういった部分では、土地を求める部分というのが求められているのかというところで、白地は白地でいいのかというのも今回の見直しの中にありますので、そこに用途区域が入ってくれば、当然に下水を迎えにいかなければならないというインフラの整備はやっていかなければならないかと。

そうすると、個人でも企業でも下水の、区域の中ですから、そこは下水が許容されるというふうにはなるのかと思っているところでありまして、その辺はよくよく計画の審議の中で考えていきたいと思っているところでございます。

○菅決算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

今、町長、白地の部分並びに地域内についてはということで質問に答えていただきました。

現実的に、徐々に広がっていますよね、白地の部分へ建物が。それで、求めている方も僕も聞いております。大きな土地が欲しいという話も出ていますし、そうすると、町税の中の固定資産税もしっかり入ってくるということにもなってくる、人口も増えてくると。それに係る経費もかかってくる。これは大変なことだろうと思いますが、総合計画でしっかりこちら辺を、町長は今年なったばかりですから、まだ4年間あります。それで、総合計画というのは今からきちんとやらなければいけない。だから、しっかり自分の心も含めて、どのようにするという意思に基づいてもらって、水道も含めてですが、下水道、水道、これはもう人間になくってはならないものになってきておりますので、十分総合計画の審議の中でプランを考えていただいて、審議をしていただきたいとお願いをして、終わります。

○菅決算審査特別委員長

黒川町長。

○黒川町長

総合計画もそうなのですが、特にピンポイントで今年ちょうど都市計画マスタープランの見直しという大事な年でもありますので、そちらのほうで、既に白地の部分をどうしようかという議論もされているのかと思いますので、その辺の審議を十分踏まえて、後でやっておけばよかったということにあまりならないように、今回の見直しで今後の計画というもののある程度見通した中で計画変更に向かって審議していきたいと思っているところでございます。

○菅決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第8号令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することと決しました。

これをもちまして、本委員会に付託された事件の審査は、全て終了いたしました。

お諮りします。

本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○菅決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任いただくことに決しました。

◎閉会の宣告

○菅決算審査特別委員長

本日の日程は、これで全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、大樹町決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2時32分